

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

第 1	設置の趣旨及び必要性	
1	公立大学法人名桜大学の沿革と大学院看護学研究科看護学専攻 修士課程及び人間健康学部看護学科の果たしてきた役割	3
2	大学院博士後期課程設置の趣旨及び必要性	7
3	教育研究上の目的・目標及び育成する人材	10
第 2	研究科，専攻等の名称及び学位の名称・定員	
1	研究科の名称及び英語表記	13
2	学位の名称及び英語名称	13
3	収容定員	13
第 3	教育課程の編成の考え方及び特色	
1	カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）	14
2	教育課程の概要	14
第 4	履修指導，研究指導の方法及び修了要件	
1	研究指導教員の決定	19
2	履修計画の指導	19
3	研究指導の方法	21
4	博士論文の作成	23
5	博士論文審査の流れ	23
6	ディプロマ・ポリシー(学位授与方針)	26
7	修了要件	27
8	学位記の授与	28
9	論文要旨等の公表	28
10	学生の厚生に対する配慮	28
11	学生に対する就学上の支援の充実	29
第 5	基礎となる修士課程と博士後期課程の関係	
1	本修士課程の特色	29
2	本修士課程の教育課程の特色	29
3	本修士課程と博士後期課程の関係	30
第 6	大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例の実施	
1	修業年限	31
2	教育・研究方法	31
3	図書館・情報ネットワークの利用確保	32
4	教員の負担の程度	32

第 7	入学者選抜の概要	
1	目的	3 2
2	アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）	3 3
3	入学定員	3 3
4	出願資格	3 3
5	入学者選抜	3 3
第 8	教員組織の編成の考え方及び特色	
1	教育組織編成の考え方	3 4
2	教員配置	3 5
3	教員採用計画	3 5
4	教員育成体制	3 6
第 9	施設・設備等の整備計画	
1	校舎等の整備	3 7
2	図書館の整備計画及び図書等の資料	3 8
第 1 0	管理運営体制	
1	看護学研究科看護学専攻博士後期課程の管理運営体制	4 1
2	看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会の設置	4 1
第 1 1	自己点検・評価	
1	自己点検・評価の体制等	4 2
2	看護学研究科看護学専攻博士後期課程における実施体制	4 2
第 1 2	認証評価	4 3
第 1 3	情報の公表	
1	情報の公開	4 4
2	情報提供の内容	4 4
第 1 4	教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み	
1	FD（ファカリティ・ディベロップメント）の概要	4 4
2	SD（スタッフ・ディベロップメント）の概要	4 6

第1 設置の趣旨及び必要性

1 公立大学法人名桜大学の沿革と大学院看護学研究科看護学専攻修士課程及び人間健康学部看護学科の果たしてきた役割

(1) 公立大学法人名桜大学の沿革

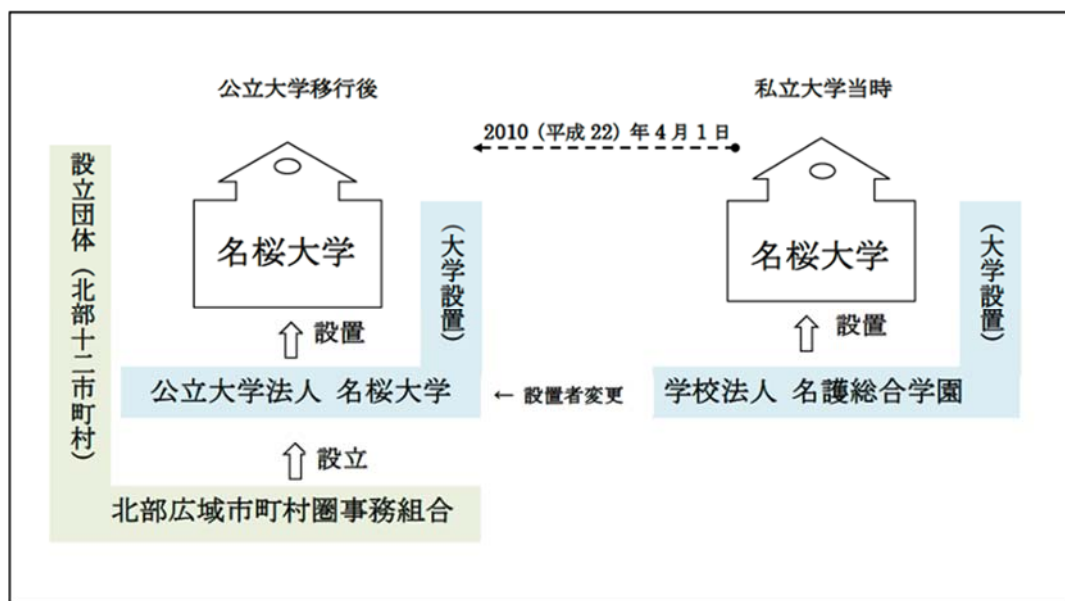
沖縄県は、地理的、歴史的要因により日本の中にあって特色ある地域文化を発展させてきた。第二次世界大戦によって唯一の地上戦が行われ、祖先が築き上げた文化遺産がことごとく破壊され、20 数万余の沖縄県民の命が失われた。戦後 27 年にわたり日本政府から施政権が分離され琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands:USCAR）の統治下に置かれた。沖縄県民は、戦前の日本軍の支配下、戦後の米政府統治下、1972（昭和 47）年の日本復帰という激動の歴史的体験をくぐりながら常に平和と自由を愛し、新たな可能性に向かって進歩を指向してきた。

このような時代的背景のもと、沖縄県北部地域における大学誘致運動は、琉球政府時代の 1953（昭和 28）年に県北部出身立法院議員、県北部 16 町村の教育委員会委員及び教職員会など 144 人の署名を添えて「琉球大学師範科名護分校設置請願書」を琉球政府中央教育委員会に提出したことに端を発する。これは、沖縄史上初の大学（琉球大学）が 1950 年に設置されたことを契機に県北部地域に教員養成機関を設置し、教育文化の向上と教育の機会均等を希求する地域ぐるみの誘致運動であった。しかし、県北部住民の悲願であった「琉球大学師範科名護分校」の誘致は実現することはなかった。

その後も、大学の誘致は困難を極め、「誘致がだめなら自分たちの力で造ろう」と名護市長（当時）の下で、大学設置の取り組みが始まった。

1991（平成 3）年、名護市総合学園設立審議会及び名護総合学園設立準備委員会が発足し、名護市を中心とする北部 12 市町村及び沖縄県の創設資金によって、沖縄県初となる「公設民営」の私立大学として、名桜大学は誕生した。それまで、沖縄県内の大学は那覇市を中心とした県中南部に集中していた中【資料 1-1】、本学は、沖縄県北部地域初の高等教育機関として、「平和・自由・進歩」を建学の理念とし、1994（平成 6）年に国際学部（国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科）の単科大学として設置された。

2001（平成 13）年に大学院国際文化研究科（修士課程）、2005（平成 17）年に人間健康学部（スポーツ健康学科）、2007（平成 19）年に人間健康学部看護学を増設し、国際学部を国際学群に改組した。2010（平成 22）年には、学校法人名護総合学園から公立大学法人名桜大学に設置者を変更した（図表 1）。2011（平成 23）年に大学院看護学研究科（修士課程）、2017（平成 29）年に助産学専攻科、2019（平成 31）年に国際文化研究科（博士後期課程）を設置し、1 学群 1 学類、1 学部 2 学科と 3 研究科（修士課程 2、博士後期課程 1）を擁する大学となり、現在に至る【資料 1-2】。



図表1 公立大学法人化後の組織

【資料1-1】沖縄県における大学設置の状況

【資料1-2】公立大学法人名桜大学の沿革及び組織図

(2) 大学院看護学研究科看護学専攻修士課程及び人間健康学部看護学科の果たしてきた役割

2005（平成17）年に設置された、人間健康学部スポーツ健康学科では、食・栄養、保健・医療、福祉の連携統合に関する先端的な教育研究の拠点の形成を目指すと共に、地域におけるこれらの連携推進の担い手となる健康支援人材の養成を行ってきた。2007（平成19）年には、人間健康学部看護学を設置し、地域社会から求められる看護職の養成、並びに地域における保健・医療・福祉の教育研究の中心的な役割を担い、地域社会への更なる貢献を行うこととした。また、大学の立地する地域の課題を多角的に研究し、地域の健康問題を解決する必要性から、2011（平成23）年に看護学研究科看護学専攻修士課程を設置し、2017（平成29）年には沖縄県が抱える産科医・助産師不足による母子保健医療上の問題解決のために、助産学専攻科を設置した。これまでの教育・研究・地域貢献の実績から本学の強みは、以下の4点が考えられる。

1点目は、地域に密着した看護教育の実践である。看護学科では「地域に根差したケアリング文化」を発掘・継承・発展させ、看護学の発展に寄与することを目指し、学生が主体的な学習者として成長するための教育課程を展開してきた。具体的には、本学が立地している沖縄県北部地域に学生が出向き、人々との対話を通してその暮らしや直面している問題を理解し、その解決に向けて取り組むフィールドワークを含む正課科目（「教養演習Ⅰ」1年次2単位必修、「ケアリング文化実習」1年次2単位必修、「プロジェクト学習」2年次2単位選択）を提供し、合わせてボランティア活動等のさまざまな正課外活動を推進してきた【資料2-1】。

特に、本学の立地する名護市内1か所からスタートした健康支援活動については今年度で14年目（2021（令和3）年現在）に入り、3市町村10か所で毎月健康支援活動が展開されている【資料2-2】。これらの地域貢献活動は正課授業（「ケアリング文化実習」1年次2単位必修、「プロジェクト学習」2年次2単位選択）にも取り込ま

れ、さらに4年次の卒業研究課題として健康支援活動の効果や今後の課題に焦点を当て取り組むまでに発展している【資料2-3】。この成果については、全国公立大学学生大会（LINKtopos2017,2018）等で学生が発表している【資料2-4】。先輩から後輩へと引き継がれた活動は、「地域とつながり、地域を理解し、地域の力になる」取り組みとして発展し、地域から「信頼される大学」、「地域発展のエンジンとしての大学」として本学の評価を高めることになった【資料2-5】。

2点目は、地域の健康推進に向けての自治体及び民間企業との協働による研究プロジェクトの推進である。

学生及び教員が地域の健康支援活動に継続して取り組んだ成果は、弘前大学COI連携拠点大学とした研究プロジェクトを立ち上げる基盤となり、2018（平成30）年沖縄県北部地域の12市町村長による「やんばる健康宣言」の協同表明実現につながっている【資料3-1】。健康宣言以降、自治体及び民間の5企業との協働による沖縄県北部地域の「やんばる版プロジェクト健診」（日常生活に関するアンケート調査、身長・体重・体組成等の身体測定、握力・全身反応・ロコモティブシンドローム等の体力測定、血糖値・コレステロール値・肝腎機能等の採血、四肢血圧脈波測定、腹部超音波検査、骨密度、認知機能測定等の計13項目）を実施【資料3-2】している。2020（令和2）年度は、コロナ禍の中で感染予防を強化して自治体、北部地区医師会、大学院及び学部の学生ボランティアとの協働で実施した。これまで蓄積された医療ビッグデータはデータ管理部門で管理され、企業と連携のもと解析中である。また、検診結果は参加者に個別に判定コメントをつけて返却している。研究プロジェクトの推進により、蓄積される医療ビッグデータの解析で沖縄県北部地域の健康課題がより明確となり、本学の設立団体である北部12市町村の住民のヘルスリテラシーを向上させ、人々が健康に生きる意味と意義を理解するためのさまざまな取り組み（運動指導・食育・健康測定・健康相談等）の推進につながる。更には、研究プロジェクトに参加している若手教員や大学院生の研究を推進するための教育の場となっている。

3点目は、地域の保健医療福祉関係者への支援実績である。

本学では、北部地域の保健・医療・福祉関連施設の従事者を対象にケアの質の向上を図り、地域に根ざしたケアの実践と研究、並びに地域の人々の健康づくりを継続的に行うことを目的に「看護実践教育研究センター」を併設している。看護実践教育研究センターでは、研修会・研究会、事例検討会などを企画し、看護職の生涯学習の支援の場を提供することと、北部地域に根ざしたケアリング文化並びに社会の発展に貢献する看護系人材養成を目指した事業を行っている。センター開設後の3年間（平成25年～平成27年）は、「ナーシングキャリア・カフェ」（大学間連携共同教育推進事業：多価値尊重社会の実現に寄与する学生を養成する教育共同体の構築（九州沖縄8大学連携事業:主幹福岡県立大学））を他連携大学と共同で開催し、新卒看護師の離職防止及びしなやかな使命感を育成する研修会を沖縄県で開催した。また、臨床における研究活動の支援のために、毎年看護研究に関する講座（4時間×4回）を開催し修了書を発行してきた。現在までに、119人が講座を修了しており、大学院進学希望者も多く参加している。また、各教員の専門性を生かし、毎年約36講座が開講され、延べ参加者数は1,265人/年となっている。看護実践教育研究センターでは、地域における優れた実践報告会や看護管理者の懇談会、各専門分野別の事例検討会を開催し、大学の教育研究活動成果を地域に還元している。

4点目は、地域の課題に着目した修士課程における研究の推進である。

2011（平成 23）年に設置された修士課程では、沖縄のケアリング文化を基盤として新たな看護実践方法を開発する看護専門職者の育成と看護研究者や教育者の育成を目的に、アドミッション・ポリシーとして、豊かな人間性と高い倫理観を持ち、臨床看護の経験が豊かで自立的に探究し、広く社会に貢献し、国際社会の中で活躍する意欲のある人を掲げた。本学では大学の立地する沖縄県北部地域における人々の保健・医療・福祉の課題に焦点を当て、地域の生活の中で看護はどうあるべきかを検討してきた。

修士課程における主な研究テーマとしては、高齢化の進む過疎地区に居住する高齢者の死生観及び引きこもりの問題、ハンセン病療養所における看取りの問題、遺族からみた北部地区療養病棟の課題、認知症高齢者の退院支援、認知症高齢者の居住環境としての住宅型有料老人ホームの課題、人生の最終段階にある高齢者の経管栄養をめぐる課題、県内における自死遺族の現状と課題、自助グループに参加しないアルコール依存症者の実態、高齢者をケアする看護師の道徳的感受性と日常倫理の課題、虚弱高齢者も参加できる通いの場における相互扶助機能など、沖縄のケアリング文化を踏まえた研究成果が報告されている【資料 4-1】。すなわち、本研究科修士課程では、地域に固有な文化や環境における健康や生活上のニーズを詳細に把握し、課題解決に向けた実践的研究テーマに取り組んできた。

本学では、2013（平成 25）年から 2021（令和 3）年 3 月に至るまで 45 人の修士課程修了生を輩出し、修了生は看護系大学及び看護専修学校教員、病院・施設、地域（保健師、訪問看護師等）で看護実践者として活躍している【資料 4-2】。修了生のうち 17 人は看護系大学の教員として勤務し、3 人は修士における研究を発展させるため医学研究科、社会学研究科、国際文化研究科の各博士後期課程に進学し、現在博士論文に取り組んでいる。さらに 5 人については看護職として勤務しながら本学の環太平洋地域文化研究所共同研究員として、修了後も学会発表、論文の投稿など研究を継続発展させている。本学看護学研究科看護学専攻博士後期課程（以下「本博士後期課程」という。）の開設に大きな期待が寄せられている。

本学は、以上のように沖縄県北部地域で教育や研究、社会貢献活動を重ねてきたことにより、北部 12 市町村そして沖縄県の保健医療福祉の課題に継続的にかかわる環境が整っている。本博士後期課程では、本学のこれまでの強みと実績を活かし、沖縄県の抱える課題の克服に貢献する看護人材を養成することが可能である。

注：沖縄のケアリング文化とは、人々が互いを気にかけて真心「ちむぐる（肝心）」と、助け合いの精神「ゆいまーる」その過程を表す。

【資料 2-1】名桜大学人間健康学部看護学科学生による正課外活動

【資料 2-2】沖縄県北部地域における健康支援活動の展開

【資料 2-3】健康支援活動から発展した卒業研究題目一覧

【資料 2-4】全国公立大学学生大会（LINKtopos2018,静岡県立大学）発表

【資料 2-5】地域発展のエンジンとしての大学『「地方大学再生—生き残る大学の条件」朝日新書, 2019」掲載

【資料 3-1】北部 12 市町村長によるやんばる健康宣言

【資料 3-2】沖縄県北部地域における「やんばる版プロジェクト健診」

【資料 4-1】名桜大学看護学研究科看護学専攻修士課程 修了生 修士論文題目一覧

【資料 4-2】名桜大学看護学研究科看護学専攻修士課程 修了生 進路先

2 大学院博士後期課程設置の趣旨及び必要性

(1) 社会の変化からみた設置の必要性

少子高齢化，疾病構造の変化，医学・医療技術の高度化・専門化などに加えて，在宅ケアへの需要の増大により，我が国の保健・医療・福祉をとりまく環境は日々変化し，社会的ニーズが複雑化・多様化している。このような変化の時代にあって保健医療体制を支える看護専門職への期待は大きくなっている。

厚生労働省は「健康日本 21（第二次）」を策定し国民健康づくり運動を推進している。その基本的方向として，①健康寿命の延伸と健康格差の縮小，②生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底，③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上，④健康を支え，守るための社会環境の整備，⑤栄養・食生活，身体活動・運動，休養，飲酒，喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善の 5 つを掲げている。高齢社会にあって，地域で暮らす人々の健康，保健医療に対する関心は非常に高まっており，在宅医療の推進も求められている。これに基づき，地域で育まれた文化や風土，人々の生活スタイルに合った看護ケアや看護提供システムなどを開発するには，科学的根拠に基づく研究成果を産出できる高等教育機関がそれぞれの地域にあることが必要不可欠である。

「団塊の世代」が 75 歳以上となる 2025 年問題に加えて，高齢人口と生産年齢人口が著しく不均衡となる 2040 年問題が指摘されている。超高齢社会が到来する中で，医療や介護が必要な状態になっても，住み慣れた地域でその人らしく生活を継続し，人生の最期を安心して迎えることができる環境を整備していくことは喫緊の課題となっている。課題解決に向け，病と共存しながら QOL の維持・向上を図っていく必要性や，医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者の増加への対応など，医療及び看護が適切なサービス提供の流れを確立できるよう，効率的かつ質の高い医療提供体制の構築と地域包括ケアシステムの構築が求められている。

一方で，これらの健康問題や課題の現れ方は人々が生活する地域により異なるため，全国共通の一律のシステムや方略によるのではなく，各地域に特有の課題解決に向けて主体的自律的な取り組みが求められている。日本学術会議・健康生活科学委員会看護学分科会(2020年9月2日『「地元創成」の実現に向けた看護学と社会との協働の推進』)は，従来の専門分化した教育や研究だけではなく，「地元の人々の健康と生活に寄与することを目的として，社会との協働により，地元の自律的で持続的な創成に寄与する看護学」として地元創成看護学を提言している。

以上のような，変化の時代にあって保健医療体制を支える看護専門職への期待と役割はより大きく，また複雑になっている。研究者の養成による保健医療サービスの質の向上や改善，指導的役割を担う看護管理者や地域保健の担い手の養成，次世代の看護職を育成する看護教育者の養成とその教育指導力の増進は，看護系大学に課せられた社会的使命と考える。同時に，既述したように保健医療福祉分野の複雑かつ多様な課題を，全国一律の方策で解決することは困難であり，本学の立地する沖縄県北部地域において固有な課題とその解決に焦点を当てる研究及び教育の取り組みを通して地域に根ざした看護学を創造する必要性がある。このような状況から，本学では博士後期課程を設置することにより，学士課程から博士後期課程に至る教育・研究の教育課程を構築する。これにより，研究機能を発揮して新たな看護学の知識体系の構築・開発に取り組み，専門的知識と指導力に基づき質の高い看護を実施できる教育研究者の養成を目指すこととした。本文中の教育研究者とは，教育及び研究を含めた機能を果

たす大学教員，行政や施設などで教育及び研究を含めた機能を果たす管理者，実務家等が含まれることを想定している。

(2) 沖縄県の保健・医療・福祉の課題とそれに対応する人材育成

沖縄県は「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」(2017 (平成 29) 年改訂)において、21 世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島 (ちゅらしま) おきなわ”を創造する基本理念を掲げた。この中で、高度医療を担う専門性の高い看護師養成を行うとともに質の高い医療従事者を育成することを提言している。

この背景には、沖縄県北部地区における産科医療、救命救急医療における中南部高度医療機関への移送の常態化の問題がある。本学の立地する北部地域については、緊急時に対応できる産科医療の体制がなく、また高齢化率が大宜味村、国頭村、東村、離島 (島嶼) である伊平屋村、伊是名村、伊江村では 30.0% を超えている。少子高齢化に伴う地域医療の体制の整備及び健康寿命の延伸のための地域生活支援が重要となっている。さらに、北部地区圏内でのがん医療施設やがんを専門とする人材 (手術療法や放射線療法、緩和医療など) が不足しているため、北部地区圏外にがん患者が流出することもがん医療の均てん化という点において課題となっている。さらに、社会資本ともいえる相互扶助による地域住民の親密さゆえに、例えばがん罹患といった個人的経験が容易に地域において共有されやすく、がん患者は遠方の医療機関の受診を希望する傾向もある。【資料 5-1】。

県内における医療格差の解消のため、2024 (令和 6) 年には北部基幹病院 (「公立北部医療センター」450 床) の設置が決定しているが、現段階で約 250 人の看護師不足が予測されている。離島やへき地のある沖縄県においては国の課題である「看護職者の偏在」の問題が大きい。誰もが住み慣れた場から切り離されずに、その人らしい生活を維持するためには、北部地域の医療機関及び地域を支える質の高い看護職者の継続的育成が急務といえ、そのため質の高い教育及び実践を支援する教育研究者が必要となる。

以上のように保健・福祉・医療分野において重要な役割を果たす看護分野については、複雑な状況の中での的確な判断ができる柔軟性を備えた教育研究者の育成が求められている。

【資料 5-1】 沖縄県の健康データ

(3) 沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリングを踏まえた看護に貢献する研究者の育成

本博士後期課程開設のもう一つの背景としては、沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリングを理解し、それらを踏まえた看護実践に貢献する教育研究者の育成の必要性である。既述したように、本学の立地する沖縄県北部は高齢化、過疎化の進む地域であり、保健医療のみならず社会福祉資源が限られている。効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築が求められている中で、脆弱なマンパワー、財源の不足といった医療福祉機関の実態が現実的な問題となっている。その中でも人々が互いを気にかけて合う真心「ちむぐくる (肝心)」と、助け合いの精神「ゆいまーる」は、暮らしの中で豊かな情感と癒しをもたらしてきた。伝統的な沖縄の暮らしの中で大事

にされてきた価値観であり、これは現代においても目に見えない社会関係資本として機能している。本学では、これを「沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリング」と呼び、本学の学士課程、修士課程教育の基盤として重視してきた。

障害者総合福祉推進事業地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査（厚生労働省：2018（平成30）年）においても、制度未整備自治体としてヒアリング対象となった北部地区の大宜味村が、拠点づくりのための工夫により見えるつながりを作りあげていることが確認されている。「人情が厚い」「助け合いの精神が強い」といった沖縄の文化を誇りに思う県民は8割を超え（沖縄県民意識調査報告書,2016(平成28)),希薄化したとはいえ相互に気かけ合うケアリングの文化は継承されている。

一方、相互扶助の親密なコミュニティによる支え合いは、そこから外れた場合に孤立や疎外感を強めるがゆえに、さまざまな生活上の問題や健康障害を生み出すことも確認されている。アルコール依存、うつ、自殺などの問題も生じている。全国でも沖縄県のDVや虐待の発生率は高く、アルコール飲酒による肝障害の死亡率は男女とも全国1位となっている【資料5-2】。一般的な公助では、法や制度に基づく支援として専門家や自治体における支援サービスが提供されている。また、当事者会や家族会等さまざまなプログラムが提供される。しかし、沖縄県においては、例えば行政や医療機関主催のがん患者会や家族会、認知症の家族会、精神障害者の当事者会や家族会、自死遺族当事者会などが発展していない。この背景には親密な関係の中で、忌避される健康問題や障害が生じた状況を周囲に知られることへの恐れから、自身の苦悩を他者と共有する上での困難が大きい問題が上がる。

一方で「医者半分、ユタ（琉球列島におけるシャーマン）半分」という表現に象徴されるように、現在でも生老病死にかかわる祈禱や占いが生活の中で機能している。沖縄では伝統文化と現代医療が同居しており、このような背景を踏まえた健康支援に関する研究が重要となる。

以上のような沖縄の文化に根ざしたケアリングの理解をもとに、人々の親密な関係性がもつ課題や問題の解決に取り組みながら、同時に、現在でも地域を支える相互扶助の精神や文化的価値観が、個人や地域のエンパワメントにつながる可能性を探究する研究が求められている。これにより、人々と地域の健康増進に貢献できるものと考えられる。少子高齢化、過疎化等により社会資源の限界がある中で、我が国が提唱する住み慣れた地域で最期までその人らしく生活するための沖縄県における支援の鍵は、沖縄の歴史や今なお地域に根づく沖縄独自のケアリングの文化を踏まえた看護学の探究による実践知及び実践を支える理論構築にあると考える。

【資料5-2】 沖縄県の基本医療他データ

(4) 沖縄県における看護学研究科博士後期課程の現状と北部地域における博士後期課程設置の意義

我が国では看護基礎教育の高等教育化への移行に伴う看護系大学・大学院の急増により、看護系大学教員の不足は全国的な問題になっている。「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告」（2011（平成23）年3月）では、「博士課程教育の充実方策は今後の検討課題であり、教育者、研究者養成及び看護学の学術発展の観点から、博士課程(博士後期課程)の充実は極めて重要である」と述べられている。

「未来を牽引する大学院教育改革」（中央教育審議会大学分科会，2015（平成27）年

9月)では、体系的・組織的な大学院教育の推進と質保証の観点から将来の大学院教員の教育能力養成のためのシステム構築の必要性が指摘されている。中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」では、大学院教育の基本的な前提として「看護系大学院における人材養成においては看護学の学術研究を通じて社会に貢献できる研究者や教育者の養成」の必要性が指摘されている。

一方、沖縄県内における看護基礎教育を担う看護系大学が3校(国立学校法人琉球大学医学部保健学科(看護以外の他コース含む)、沖縄県立看護大学、本学)であり、博士後期課程については、2004(平成16)年に沖縄県立看護大学看護学研究科に、2007(平成19)年に琉球大学保健学研究科に設置された。琉球大学は人間健康開発学と国際島嶼保健学の2教育研究領域からなり、入学定員3人、沖縄県立看護大学は、文化間保健看護、生涯発達保健看護、先端保健看護の3教育研究分野からなり、入学定員2人を設定している。

しかしながら、博士後期課程が2大学に設置されているとはいえ、島嶼県である本県における看護系大学教員の確保の困難さは常態化し、大きな課題となっている。他県のような近隣県を含めた教員の確保が困難であること、また、本県において博士後期課程への進学を希望するものの、在職しながら県境を越える通学の困難さがある【資料6】。

特に沖縄県北部地域の看護教員や臨床の看護師、保健師が博士後期課程に進学しようとした場合、県内での定員数が限られていること、また、県内であっても通学のために往復で2時間かかる(車・高速道路使用)という距離的な問題から進学を断念する状況にある。沖縄県内の均衡ある看護学発展のためには、本学への博士後期課程における設置は急務であり、保健・医療・福祉の課題に取り組む看護人材の養成に資する教育研究者の確保が喫緊の課題となっている。

以上を踏まえ、本学の大学院看護学研究科の今後の方向性として沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者の育成のため、「看護学研究科看護学専攻博士後期課程」を設置するに至った。学内では、2018(平成30)年より博士後期課程の設置については審議を重ね、2020(令和2)年には、理事長、学長、副学長で構成する学内理事等で構成する法人運営会議(令和2年3月開催)で推進を決定し、2020(令和2)年4月には理事長及び学長が全教職員に向けて博士後期課程設置の推進を表明した。

【資料6】九州・沖縄地区の看護系大学博士後期課程設置状況

3 教育研究上の目的・目標及び育成する人材

(1) 教育研究上の目的

本学がすでに設置している大学院看護学研究科看護学専攻修士課程では、沖縄のケアリングを基盤として新たな看護実践方法を開発する看護専門職者の育成と看護学研究者や教育者の育成を目的とし、各専門分野における看護学の実践理論を探究し、高度専門職業人及び教育・研究者の育成を教育理念としている。

本博士後期課程においては、この理念を踏まえ、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者を育成する。

そのため、中央教育審議会大学分科会大学教育部会（平成 28 年 3 月 31 日）が示した『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施方針』（カリキュラム・ポリシー）、及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（以下「三つの方針」という。）に基づき、本博士後期課程の特色が反映された三つの方針を策定した。

特に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、一体性・整合性に留意した。アドミッション・ポリシーについては、入学者に対し、修了認定の要件や入学後の学修に要する資質・能力等に照らして、入学に際して求められる基礎的な知識の水準や専攻分野への関心、意欲、態度などを示した。これにより、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーと一貫性のあるものとした【資料 7-1】。

【資料 7-1】 三つのポリシーと教育課程の対応表

(2) 教育研究上の目標

- ア 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行える。
- イ 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる。
- ウ 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる。
- エ 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組める。

(3) 学士課程教育から修士課程・博士後期課程教育へと至る一貫した育成する人材像

本博士後期課程においては、その教育目的に基づき以下の人材を育成する。本課程が育成する人材は、「新時代の大学院教育」（2005（平成 17）年 9 月中央教育審議会）が提唱するところの、「創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者等の育成」、「確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成」、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の育成」の機能を担うものである。

- ア 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者を育成する。
- イ 沖縄県及び我が国の地域医療の課題に取り組み、牽引する看護人材の継続教育を主導できる人材を育成する。
- ウ 看護ケアが提供される場に存在する多様な課題を研究しその成果に基づき、看護実践の改善・改革を主導できる看護人材を育成する。

したがって、本博士後期課程は、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発

展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者の育成を目的としている。ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）は以下のとおりである【資料 7-2】。

本博士後期課程は、以下の要件を満たした大学院生に博士（看護学）の学位を授与する。

- ア 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。
- イ 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。
- ウ 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。
- エ 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。

【資料 7-2】 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程三つのポリシー

(4) 修了後の進路及びその見通し

本博士後期課程の入学者は、看護系大学教員及び保健医療福祉機関において高度な実践及び教育や研究に携わる看護職を想定している。本博士後期課程への受験希望者は、その大半が就労を継続しながら学ぶ社会人学生になると予想される。ついては、本博士後期課程の教育を受ける学生の多くが職場の支援を前提にするものと考えられることから、修了後の進路は確保されていると見込まれる。

具体的な修了後の進路は、①看護系大学・大学院における質の高い教育を実践する教育研究者、②保健・医療・福祉機関における地域医療を牽引する看護職の継続教育を主導する看護教育担当者、③看護ケアや看護実践の改善・改革を推進する看護専門職者を想定している。

九州・沖縄地区の看護系の高等教育機関及び沖縄県の専門学校及び病院の看護管理者へ、本博士後期課程の必要性和修了者の採用需要について調査した結果、「本博士後期課程が育成する人材は、これからの社会にとって必要であるか」問うたところ、「とても必要だと思う」が 16 人/46 中 (35%)、「必要だと思う」が 22 人/46 人中 (48%)、合計 38 人/46 人中 (83%) から本学の養成する博士課程修了者がこれからの社会に必要であるとの回答を得た。また、採用需要を調査したところ、「採用したい」14 人/46 人中 (30%)、「採用を検討したい」15 人/46 人中 (33%) と合計 29 人 (63%) から採用意向があるとの回答を得た。さらに、採用が可能と思われる人数を問うたところ、「1 人」が 21 人 (72%)、「2 人」が 3 人 (10%)、「3 人」が 1 人 (3%)、「4 名以上」が 4 人 (14%) と本博士後期課程が予定している入学定員 2 人、収容定員 6 人に対し、十分な採用需要があると言える。

なお、本博士後期課程の設置については、沖縄県看護協会及び沖縄県北部 12 市町村からも、大きな期待が込められ要望されている【資料 8-1】、【資料 8-2】。

【資料 8-1】 要望書（沖縄県看護協会）

【資料 8-2】 要望書（北部市町村会）

第 2 研究科，専攻等の名称及び学位の名称・定員

1 研究科の名称及び英語表記

本博士後期課程は、人間健康学部看護学科の上に構築される教育課程としての博士後期課程であり、これにあわせ平成 23 年に設置した看護学研究科修士課程を博士前期課程に変更し、前期・後期区分制の博士課程とする。

本研究科及び専攻は、看護学の領域において教育研究を進めていく教育課程であることから、課程名、専攻及び学位名称は、国際的に通用性があり、教育研究上の目的にふさわしいものとする。

本研究科・専攻の名称及び看護学科（学士課程）の名称は下記のとおりである。

- 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）
Graduate School of Nursing (Doctoral Program in Nursing Science)

- 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）
Graduate School of Nursing (Master's Program in Nursing Science)

- 人間健康学部看護学科（学士課程）
Faculty of Human Health Sciences, Department of Sciences in Nursing

2 学位の名称及び英語名称

(1) 博士前期課程については従前のとおりとする。

学位名称：修士（看護学）

英語名称：Master of Science in Nursing

(2) 博士後期課程については以下のとおりとする。

学位名称：博士（看護学）

英語名称：Doctor of Philosophy in Nursing Science

3 収容定員

- ・博士前期課程：修業年限 2 年・入学定員 6 人・収容定員 12 人
（修士課程）
- ・博士後期課程：修業年限 3 年・入学定員 2 人・収容定員 6 人

第3 教育課程の編成の考え方及び特色

1 カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）

本博士後期課程では、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者の育成を目的としている。

これらの目的を達成するため、以下のとおり、本博士後期課程のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を示す【資料 7-2】。

なお、教育課程を体系的に編成するため、「共通科目」、「専門科目」及び「研究科目」に区分している。

本博士後期課程は、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）で示した能力を育成するため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成する。

ア 看護実践並びに看護学の発展に寄与する教育研究者の養成に必要な基盤となる要素を学習し、自律して研究を計画・実施できるために、「看護学研究特論」、「看護教育学特論」を必修の共通科目として設定する。

イ 沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリングの理解をもとに、地域課題の特性を学習し、社会のニーズに対応できるように「沖縄のケアリング文化と看護」を必修の共通科目として設定する。また、「沖縄の保健看護政策特論」を選択必修の共通科目として設定する。

ウ 生体内外の環境の変化及び調節機構を評価する指標や科学的エビデンスに基づいた看護実践を開発できるように「生体環境看護科学特論」を選択必修の共通科目として設定する。

エ 生涯にわたり高度な専門性をもって教育・研究活動を行い、専門性の高いケアが実践できるように、「基盤看護学分野」として「看護キャリア開発学特論」を、「応用看護学分野」として「がん看護学特論」、「成育健康看護学特論」を、「生活支援看護学分野」として「地域包括看護学特論」、「精神保健看護学特論」を選択必修の専門科目として設定する。

オ 看護の専門性を追究し、看護の発展に寄与する優れた学位論文を計画的に遂行し作成するために「看護学特別研究」を設定する。

【資料 7-2】 <再掲>名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程三つのポリシー

2 教育課程の概要

本博士後期課程の教育課程は、以下の表に示すとおり「共通科目」「専門科目」「研究科目」の3つの科目により構成されている（図表2）。併せて授業科目の概要を述べる【資料 7-1】【資料 9】。

図表2 教育課程の構成

科目区分	授業科目の名称	配当 年次	単位数		授業 形態	
			必修	選択		
共通科目 3科6単位 必修 1科目2単位 選択必修	看護学研究特論	1前	2		講義	
	沖縄のケアリング文化と看護	1前	2		講義	
	沖縄の保健看護政策特論	1後		2	講義	
	生体環境看護科学特論	1後		2	講義	
	看護教育学特論	2前	2		講義	
専門科目 1科目2 単位選択	基盤看護学	看護キャリア開発学特論	1通		2	演習
	応用看護学	がん看護学特論	1通		2	演習
		成育健康看護学特論	1通		2	演習
	生活支援看護学	精神保健看護学特論	1通		2	演習
		地域包括看護学特論	1通		2	演習
研究科目 1科目6単位 必修	看護学特別研究	1～3通	6		演習	

専門科目は、5科目から1科目を選択する。

【資料7-1】 <再掲>三つのポリシーと教育課程の対応表

【資料9】看護学研究科看護学専攻博士後期課程カリキュラムマップ

(1) 共通科目

看護実践並びに看護学の発展に寄与する教育研究者の養成に必要な基盤となる要素を学習し、自律して研究を計画・実施できるために、「看護学研究特論」「看護教育学特論」を必修の共通科目として設定する。また、沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリングの理解をもとに、地域課題の特性を学習し、社会のニーズに対応できるように「沖縄のケアリング文化と看護」を必修の共通科目として設定する。さらに、「沖縄の保健看護政策特論」「生体環境看護科学特論」を選択必修の共通科目として設定する。

① 看護学研究特論 (2単位, 1年前期, 必修)

看護学における科学の位置づけと歴史や哲学的基盤、パラダイムについて概観し、看護の知を発展させるための研究の意義を考究する。また、科学的アプローチとして、量的・質的研究、及び混合研究法の特徴と限界を理解したうえで、既存の看護学分野の研究論文を批判的・建設的に読み解く能力を育成する。さらに、看護における実践的課題の解決に資する研究手法について討議し理解を深める。

② 沖縄のケアリング文化と看護 (2単位, 1年前期, 必修)

地域で暮らす人々の健康を増進し、誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心して生活を継続し、その地域でその人らしく人生の最期を迎えることができる地域の特徴を活かした看護実践の検討は重要である。本科目はまず、ケアリングに関する主要な理論を概観し、沖縄の歴史や文化的特徴から暮らしの中で育まれてきたケアリングの現象(県民性、生活スタイル、言語、祭祀等)を学習する。これらの学習を踏まえ、沖縄で特徴的な人々の健康課題について考察し、沖縄のケア

リング文化を活かした看護の在り方を探究する。

③ 沖縄の保健看護政策特論（2単位，1年後期，選択必修）

沖縄の保健医療看護政策の歴史的変遷を踏まえ、沖縄県の健康問題と求められる保健看護政策について検討し、社会や環境の変化を見据えた「地元創成」につながる保健看護政策について多角的に探究する。沖縄は、琉球王国時代からアジア各国との交易から形成された文化・生活習慣を持ち、大戦での壊滅的被害からの復興、米国統治下の先駆的公衆衛生活動の展開、その後の日本の保健看護政策への移行と独自の保健看護政策が実施されてきた。このような背景を理解し、健康課題を解決する保健看護政策について探究する。

④ 生体環境看護科学特論（2単位，1年後期，選択必修）

生活環境における快、不快の外部環境の変化により生体の内部環境である自律性調節機構が働き、生命及び健康を維持している。生体内外の環境の変化を捉え、自律性調節機構を調整することは重要である。まず、(1) 個体レベルでの自律性調節機構について学習し、次に外部環境は主として生活の場により構成されていることを踏まえ、(2) 生活環境が生体（心身）に及ぼす影響について学習する。これらの学習を踏まえ、(3) 生体内外の環境の変化及び調節機構を評価する指標の開発や科学的エビデンスに基づいた看護実践を探究する。

⑤ 看護教育学特論（2単位，2年前期，必修）

看護教育学に関する主要な理論として、成人学習理論、省察的実践理論、変容的学習理論などを学ぶ。学生が関心のある看護教育学領域（基礎教育、継続教育、卒後教育）の現象を選択し、文献検討を行い、既習の理論と実証的研究から選択した現象を分析し言語化することで現象の理解を深める。また、選択した現象について理論とエビデンスを統合し、看護教育学における研究の課題を明らかにすることを目的とする。さらに、沖縄のケアリング文化を踏まえ看護教育学がいかにより体系化できるかを探究する。

(2) 専門科目

博士後期課程の分野は、修士課程の専門分野を統合・発展させることを目指し、「基盤看護学分野」、「応用看護学分野」、「生活支援看護学分野」の3分野を設定している【資料10】。「基盤看護学分野」では、質の高い看護実践を行う専門職者として、看護実践の基盤となる教育方法を検討し、キャリア開発のモデルを探究する。「応用看護学分野」では、健康のレベルやケアの場に共通した看護実践を応用的に捉えて、がん罹患した人々、女性と子ども及び家族支援のエビデンスを創造し看護学のモデルを探究する。「生活支援看護学分野」では、保健医療福祉のニーズを見据え、社会の中で生活者として生きる人々の尊厳を保持し、生活の質及び自立を促進する当事者主体の看護を探究する。

さらに、それぞれの分野に生涯にわたり高度な専門性をもって教育・研究活動を行い、専門性の高いケアが実践できるように、専攻領域を置いている（図表3）。

「基盤看護学分野」の「看護キャリア開発学」専攻領域では「看護キャリア開発学特論」を、「応用看護学分野」の「がん看護学」専攻領域では「がん看護学特論」を、

「成育健康看護学」専攻領域では「成育健康看護学特論」を、「生活支援看護学分野」の「地域包括看護学」専攻領域では「地域包括看護学特論」を、「精神保健看護学」専攻領域では「精神保健看護学特論」を選択必修として設定する。

図表3 看護学分野・専攻領域・専門科目の対応

看護学分野	専攻領域	専門科目
基盤看護学分野	看護キャリア開発学	看護キャリア開発学特論
応用看護学分野	がん看護学	がん看護学特論
	成育健康看護学	成育健康看護学特論
生活支援看護学分野	地域包括看護学	地域包括看護学特論
	精神保健看護学	精神保健看護学特論

○基盤看護学分野

質の高い看護実践を行う専門職者として、看護実践の基盤となる教育方法を検討し、キャリア開発のモデルを構築する。

① 看護キャリア開発学特論（2単位，1年通年，選択必修）

専門職としての看護職の発達を個人と組織の観点から捉え、看護キャリア開発に関わる現象を多角的に探究する。そのために、まずキャリア開発に関する主要な理論としてキャリア発達理論、計画的偶発性理論などを学ぶ。次にキャリア開発に関わる主要な概念として、専門職、キャリアデザイン、職業的アイデンティティなどを学ぶ。これらの学習に基づき、看護キャリア開発学に関して自身の関心のある現象を取り上げ、既習の理論及び概念を用いて関連性を明確にする。次に関心のある現象の文献検索を行い、文献をクリティークする。それを基に看護キャリア開発学の体系化に資する研究課題を明確化することを目的とする。

○応用看護学分野

健康のレベルやケアの場に共通した看護実践を応用的に捉えて、エビデンスを創造し看護学のモデルを構築する。特にがんに罹患した人々、女性と子ども及び家族の支援を探究する。

① がん看護学特論（2単位，1年通年，選択必修）

がんサバイバーシップの概念を基にがんの診断時期から終末期まで、がんと共に生きる人々とその家族の体験を広い視野から概観し、全人的かつ地域文化に根ざした看護実践の土台となる理論や概念を探究する。さらに、国の施策と動向、社会的ニーズを踏まえ、課題の明確化や理論構築、看護介入モデルや評価尺度の開発等、がん看護学領域に求められる課題解決に向けたエビデンスの構築や理論開発の方略を学ぶ。それを基にがん看護学に寄与しうる新たな知識の創出を目指し、その学問的発展を導く能力を養うことを目的とする。

② 成育健康看護学特論（2単位，1年通年，選択必修）

女性と子ども及び家族の健康課題を解決するために、関連する諸理論の理解を

深め、エビデンスに基づく看護実践方法を学習し、女性と子ども及び家族が自らのもつ力を発揮できる支援に関する看護の役割を探究する。また、妊娠から出産、小児、思春期、成人への発達、そして妊娠というサイクルに関わる成育医療を支える看護学を探究する。各自の関心のあるテーマに関連した既存文献を系統的に吟味・講読し、女性と子ども及び家族の健康課題に対する看護実践方法を開発する能力を養う。

○生活支援看護学分野

保健医療福祉のニーズを見据え、社会の中で生活者として生きる人々の尊厳を保持し、生活の質及び自立を促進する当事者主体の看護を探究する。

① 地域包括看護学特論（2単位，1年通年，選択必修）

対象である個人、集団及び地域の健康増進、QOLの向上となる看護活動に活かせる理論やモデルを学び、最新の研究成果や実践の動向、政策を分析し、地域包括看護学領域の研究の現状と課題を明らかにする。個人/家族レベルや地域レベル、社会レベルにおける生活と健康問題を概観し、既存の研究成果や理論に基づき、看護介入方法や理論を開発する能力を修得する。

② 精神保健看護学特論（2単位，1年通年，選択必修）

精神的健康問題を抱え生きる人とその家族の権利が擁護され、生活の質の向上に寄与するための看護実践の探究や課題の明確化のため、基盤となる理論について学ぶ。合わせて精神保健看護に関する現象を多角的に探究するため複数の概念を取り上げ検討する。これらの学習及び文献検討に基づき、精神保健看護に関わる自身の関心のある現象を取り上げ、既習の理論及び概念を用いて関連性を示し、研究課題を明確化する。これにより、精神保健看護学に寄与しうる地域文化を踏まえた知識の創出や学問的発展を導く能力を養うことを目的とする。

(3) 研究科目

看護の専門性を追求し、看護の発展に寄与する優れた学位論文を計画的に遂行し作成するために「看護学特別研究」を設定する。

① 看護学特別研究（6単位，1～3年通年，必修）

主とする分野（基盤看護学分野、応用看護学分野、生活支援看護学分野）の特論の学習を基に研究の遂行に必要な能力を高める。具体的には、個々の興味・関心に基づき累積した学習成果を活用して研究課題の焦点化をはかり、研究方法の決定を行い、研究計画書を作成する。研究計画に基づきデータを収集し、分析・考察し新たな知見を提示する。最終成果として、学位論文を作成し、発表、審査を受ける。これらの一連の研究過程を通し、研究者として自律して研究活動を行い、教育を担い得る能力、専門的な業務に従事するために必要な研究能力と看護専門職者としての研究的態度を修得する。

以上のように、本博士後期課程の教育課程は、人材養成上の目的を達成するために適切に編成されており、中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」の課程制大学院

の趣旨に沿ったコースワークと学位論文作成指導が有機的なつながりを持った教育課程となっている。

なお、本学では4月に始まり3月に終わる学年暦を採用している。学期制は、前期、後期に区分する2学期制である（図表4）。

図表4 2学期制

前期	後期
4月～9月 (8月～9月の夏季休業期間を含む)	10月～3月

授業期間は各学期15週間で構成され、通年科目は除き授業科目は原則として各学期で完結するため、共通科目から専門科目、特別研究へと段階を踏んだ教育課程が編成されている。

【資料10】基礎となる修士課程と博士後期課程の関係

第4 履修指導，研究指導の方法及び修了要件

1 研究指導教員の決定

学生は、出願前に研究指導を志望する専門分野の教員との面談を受けなければならない。面談に応じる教員は、自己の専門性と学生の希望を照合し、研究指導の可否を決定する。学生は、志望する研究指導教員の合意を得て出願する。

入学後、学生は研究課題及び研究指導教員を申請し、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）は【資料11】、学生の研究課題に基づき、研究指導教員を決定する。研究指導教員を変更することは原則として認めない。本学は研究指導教員及び研究指導補助教員による複数指導体制を原則とする。そのため、研究指導教員は入学後、学生の研究課題及び研究デザインに適合した指導ができる研究指導補助教員を1人以上、指名する。研究指導補助教員は、研究内容以外にも研究方法論に関する指導を行う場合があり、研究指導教員がその方法論に精通した他領域の研究指導補助教員を指名する場合もある。研究指導教員及び研究指導補助教員は博士後期課程委員会の承認をもって決定する。

博士後期課程委員会は、学生に教育課程・履修方法に関する入学時オリエンテーションを実施する。研究指導教員は、学生個々の経験・能力・将来性などを十分に査定し、研究指導補助教員と共同して履修指導及び研究指導を行う。

【資料11】名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程（案）

2 履修計画の指導

研究指導教員は、学生が共通科目、専門科目を系統的かつ計画的に履修できるよう個別に指導・助言を行う。その際、修了後の学生の進路を考慮する。また、学生の経験・適性・能力等を客観的に査定し、個別性に応じた履修指導・研究指導を行う。学生が計画的に必要な科目を履修できるよう助言を行う。

(1) 取得すべき単位

本博士後期課程の学生が修了認定を受けるために取得すべき単位を16単位とする。その内訳は、【共通科目】の必修3科目6単位、及び選択科目2科目から1科目2単位、【専門科目】の選択科目5科目から1科目2単位、【研究科目】1科目6単位を取得する。

(2) 履修モデル

本博士後期課程に入学する学生の多くは、職業活動と両立しながら進学する者であることを想定しており、履修計画や研究課題については、それぞれの背景に応じ決定される必要があるため、標準的な5つの履修モデル（基盤看護学分野＜看護キャリア開発学専攻＞、応用看護学分野＜がん看護学専攻、成育健康看護学専攻＞、生活支援看護学分野＜地域包括看護学専攻、精神保健看護学専攻＞）【資料12-1】を示した。また、志願者の具体的な状況に即した2つの履修事例モデル（標準年限3年モデル：生活支援看護学分野＜精神保健看護学専攻＞、長期履修6年モデル：応用看護学分野＜がん看護学専攻＞）といった、あらかじめ想定されるケースに応じた履修モデルを作成した【資料12-2】。

【資料12-1】看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル

【資料12-2】看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル具体的な事例

(3) 履修ガイダンス

事前相談時や入学時オリエンテーションにおいて、授業の履修モデルを提示し、学生の研究に直接必要となる授業科目や専門領域における授業科目について説明し、個々の学生の研究課題に活かすことのできる授業科目の履修を指導・助言する。

(4) 博士前期課程の授業科目の聴講

補完的教育の実施について配慮する観点から、本博士後期課程の学生が希望し、または研究指導教員等が必要と認める場合は、看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会の議を得て、本研究科博士前期課程の授業科目の聴講を認める。

(5) 修学支援体制

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導教員が行う。特に、学生に学期毎に研究実績報告書【資料13】を提出してもらい、学生の研究実績報告書を確認しながら入学から修了するまできめ細やかな履修指導を行う。また教員のオフィスアワーや電子メール及びICTを活用しon-lineを利用した修学支援を行う。

【資料13】 研究実績報告書（院生用）

(6) 社会人のための配慮

学習意欲のある看護教員及び看護職者（社会人）が在職したまま就学ができるように昼夜開講授業や集中講義などを組み入れ、学修しやすい時間割の設定に配慮する【資料14】。

職場の状況により3年間での履修が困難な場合は、「名桜大学大学院看護学研究科

看護学専攻博士後期課程長期履修規程（案）」【資料 15】に基づく長期履修制度を活用し取り組むことができるよう指導する。学生は長期履修モデル【資料 12-2】を参考にし指導教員と個別に相談しながら、4～6年での履修計画を立案し、それに基づき履修可能な時間にあわせて授業科目を選択し、4～6年での修了に向けて履修する。「看護学特別研究」についても、研究プロセスを確実に踏みながら研究手法から実践まで時間をかけて取り組むことができるように指導する。

履修の手続き等については、学生の状況に応じて相談・指導を行う。履修モデルを参考にしながら、授業科目は前期・後期（通年含む）を2～4科目の履修とし、勤務に支障のない範囲で学修計画を立てる。また学生数が少ないため、社会人学生の勤務状況によって、授業日や研究指導日を科目担当教員と調整することも可能である。

【資料 12】 <再掲>看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル

【資料 14】大学院看護学研究科看護学専攻修士課程と看護学研究科博士後期課程の授業時間割表（仮編成：令和2年度実績）

【資料 15】名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程長期履修規程（案）

3 研究指導の方法

(1) 研究指導の体制

研究指導教員は、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程を直接指導し、正規の年限内に学生が修了できるよう責任を持って指導する。研究指導教員及び研究指導補助教員は、十分に連携をとり、学生が授業科目の履修と研究を遂行できるよう支援する。

また、研究指導教員及び研究指導補助教員による複数指導体制を基本とし、論文作成を通して得られる批判力、論理性及び表現力が十分に涵養されるよう必要な助言を行う。さらに、看護学研究科の大学院生と研究指導教員及び研究指導補助教員が参加する合同検討会を「看護学特別研究」の科目内で定期的を開催し、研究計画、データ収集・分析結果のディスカッションを通じて、研究指導教員及び研究指導補助教員以外からの助言・指導が受けられる場を設け、複数指導・共同指導体制による研究指導を実施する。

(2) 研究指導の計画

研究指導教員は、「看護学特別研究」を展開し、博士論文の作成過程に必要な指導を行う。学生が正規の年限の修了を目標としている場合、研究指導教員は、学生が2年次前期に研究計画書審査及び研究倫理審査を受け承認を得ること、そして、2年次後期に中間発表会を終え、3年次前期までにデータ収集・分析、結果、考察及び結論の論述を終えるよう指導する。合わせて、副論文を本審査申請時に提出するため、3年の前期までに副論文を作成・投稿し受理されるように学生の進捗状況を確認しながら、計画的に指導を行う。3年次後期に予備審査を経て本審査に合格できるよう研究指導を行う。研究指導教員は、具体的な研究指導計画を作成し、学生が目標を達成できるよう教授活動を展開する。また、研究指導計画に基づき、学生の提出した研究実績報告書【資料 13】を踏まえ、研究指導教員は、研究の進捗状況及び目標到達度について学生に確認し、合意を得ながら学生の研究遂行を支援する。なお、学生は研究実績報告書を学年毎の各学期終了時に提出する。

審査にあたっては、研究指導教員及び研究指導補助教員が、学生の準備状態を正確に査定し、研究計画書の審査及び論文審査に必要な助言を行い、円滑に審査が進むよう責任をもって指導する。

(3) 研究計画書審査に関わる指導

研究指導教員は、研究計画書の審査までに、学生が博士論文の緒言から研究方法に至るまでの論述を概ね終了できるよう支援する。また、学生がその論述に基づき、研究計画書審査に必要な書類を作成し、審査を受けられるよう必要な指導を行う。

(4) 倫理的配慮に関わる指導

本博士後期課程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」に沿って、大学院生に対して学生を含む定期的な研究倫理教育を実施する。これらの研究倫理教育・研修により、責任ある研究行動をとるために必要な知識及び態度を維持・向上させ、不正行為を未然に防止する。

研究指導教員及び研究指導補助教員は、各学生の研究遂行過程において、各研究段階に生じやすい倫理的問題を示し、問題の未然防止に向けた指導を行う。さらに、研究指導教員及び研究指導補助教員は、研究者としての規律に従い学生の模範となるよう自ら行動を示し、学生が自己の行動規準を明確に、それを確立して自律的に行動できるよう指導する。また、研究計画書に記述した事項を遵守し、研究を遂行するよう学生を指導する。

(5) 人を対象とした研究の指導

学生は、研究計画書審査に合格後、研究指導教員の承認の下、「名桜大学研究倫理に関する規則」【資料 16】、及び「名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会規程（案）」【資料 17】に基づき設置される研究倫理審査委員会による研究倫理審査を受け、学長の許可を得る必要がある。

人を対象に研究を行う学生に対しては、教員は、研究への協力者の人権を尊重し、個人情報に配慮する必要性を指導する。

学生は、研究倫理審査規程に従い、研究倫理審査申請書に研究題目、研究目的、研究予定期間、研究の概要、実施場所に加えて、倫理的配慮（人権の擁護、同意を得る方法、不利益及び危険性の予測、判断の乏しい対象者への対処、個人情報の保護）、インフォームド・コンセントの受領及び研究成果の公表等の内容を記載した研究計画書を添えて研究倫理審査を受ける。研究指導教員は、学生の研究計画の進行状況、研究対象者に対する倫理的配慮の理解状況を十分に把握し、それらに応じた指導を行う。なお、研究倫理審査委員会は、名桜大学研究倫理に関する規則に基づき、学生が倫理的に配慮し研究計画を立案できているか否かを適正に審査し結果を通知する。

【資料 13】 <再掲>研究実績報告書（院生用）

【資料 16】 名桜大学研究倫理に関する規則

【資料 17】 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会規程（案）

(6) e-learning 講座等の活用による研究倫理に関する自己学習の奨励

学生は、「看護学研究特論」の授業科目の履修により研究成果を産出する過程において必要となる倫理的知識・技術・態度を学習する。また、本学では環太平洋地域文化研究所が主催する研究倫理コンプライアンス研修の毎年の受講を全教員及び大学院生に義務づけている。また、国際基準を満たす倫理基準を時と場所を選ばず自己学習ができる研究者行動規範教育提供用 e-learning 講座（The Research Ethics Education. APRIN e ラーニングプログラム，研究倫理 e ラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]）の受講も義務としている。

入学時オリエンテーションにおいて、研究倫理コンプライアンス研修及び e-learning 講座受講を案内し、院生が確実に受講できるように指導する。本学では学生に e-learning 講座の受講を 3 年に 1 回義務付けているため、学生の入学前の受講状況を確認した上で、入学後は指導教員が確実な受講を指導する。

4 博士論文の作成

学生は、「看護学特別研究」において、研究指導教員の支援を受けながら博士論文を作成する。学生が正規の年限の修了を目標としている場合の履修・博士論文作成スケジュールを示す【資料 18-1】【資料 18-2】。この場合、1 年次前期には、自己の関心領域を焦点化し、自己の研究課題に関する国内外の研究論文を精読し、研究課題を検討する。1 年次後期には、引き続き国内外の研究論文を精読し、看護実践、看護学教育、看護政策等の質向上に必要な研究課題及び研究方法を明確にする。また、緒言から研究方法までの論述に基づき、申請書類「博士論文研究計画審査願（申請書）〈様式第 D1 号〉」を作成し、2 年次前期に研究計画書審査を受ける。研究遂行に際し、対象者の人権擁護等が必要な場合は、研究倫理審査委員会に必要書類を提出し、研究倫理審査を受け、承認を得る。2 年次前期から 3 年次前期にかけては、研究計画に基づき研究を遂行し、緒言から研究方法までの論述に研究結果・考察・結論を加筆する。3 年次前期までには、副論文を作成・投稿し受理されるようにする。3 年次後期には、論文審査申請の手続き、予備審査、本審査を経て博士論文を研究科委員会に提出する。

研究指導教員は、学生が自律して研究を進め博士論文を作成できるように指導する。また、入学時より博士論文の基盤となる研究（文献研究、調査研究、実験研究等）の成果を、査読制度の確立した学術誌に掲載もしくは受理されるように、学生の進捗状況を確認しながら、計画的に指導する。

【資料 18-1】 博士後期課程履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

【資料 18-2】 博士後期課程研究に伴う手続き（目安）

5 博士論文審査の流れ

(1) 研究計画書の審査

本博士後期課程研究科委員会は、「名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規」【資料 19-1】に基づき研究計画書審査委員会を個別に設置するとともに、その構成員を承認する。研究計画書審査委員会は、研究指導教員を含む看護学研究科教員 4 人から構成される。公平性、論文の質の保証の観点から、審査委員長は、研究指導教員以外の者とする。また、研究科委員会が必要と認めるときには、他大学の専門分野の研究者 1 人を審査委員に追加することができる。そして、

審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。研究計画書審査委員は、「博士論文審査基準」をもとに個別に研究計画書審査を行い、審査委員長は、研究計画書審査の可否について博士後期課程研究科委員会に諮り承認を得るものとする。

学生が正規の年限の修了を目標としている場合、遅くとも2年次前期終了までに研究計画書審査に合格する必要がある。

【資料 19-1】名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規（案）

(2) 研究倫理審査

本学は、人を対象とする研究を行う場合には「名桜大学研究倫理に関する規則」【資料 16】、及び「名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会規程」

【資料 17】に基づき、研究計画書審査終了後、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）に申請書類を提出し委員会の承認を得る必要があり、以下の手続きをとる。

ア 博士後期課程の研究遂行過程における倫理委員会への申請は、研究計画書審査委員会の審査に合格した後とする。

イ 予備調査の前に研究課題を絞り込むためにフィールドに入る際であっても、その際のデータを本研究に使用したい場合、あるいは使用する可能性の高い場合には、仮研究課題の下に倫理審査を受ける。また、その調査のフィールドとなる施設から研究倫理審査を求められた場合も、仮研究課題の下に倫理審査を受ける。

ウ 研究途上で研究計画に変更の生じた場合、倫理的配慮に変更がなくとも、所定の様式を用いて変更の申請をする。

エ 研究は倫理委員会の承認を得て本学学長の許可を得てから開始するものとする。

【資料 16】<再掲>名桜大学研究倫理に関する規則

【資料 17】<再掲>名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会規程（案）

(3) 博士論文の審査

① 博士論文審査委員会の構成

本博士後期課程研究科委員会は、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規【資料 19-1】に基づき博士論文審査委員会を個別に設置するとともに、その構成員を承認する。博士論文審査委員会は、研究指導教員を含む、看護学研究科研究指導教員4人から構成される。そのうち、審査委員長は、研究指導教員以外とする。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の専門分野の研究者1人を審査委員に追加することができる。審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。

【資料 19-1】<再掲>名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規（案）

② 予備審査

審査委員会は、博士論文提出に先立ち予備審査を行う。予備審査は提出された論文

をもとに口述審査とし、学生が研究についてプレゼンテーションを行った後、質疑応答を行う。審査委員は博士論文審査基準により審査を行い、加筆・修正の必要な内容を学生に指摘する。また、併せて副論文の投稿状況の確認を行う（様式第 D 2 号）。学生は指摘された内容に基づき研究指導教員の指導を得て論文を修正し、審査委員会に提出する。博士論文審査委員会は、論文が学位論文として審査に値するか否かを判定し、予備審査結果を博士後期課程研究科委員会に諮り、承認を得るものとする。

③ 本審査

本博士後期課程研究科委員会は、予備審査を経て提出された論文を本審査の対象として受理するか否かを審議する。その際、学生は博士論文審査願いととも副論文を提出する。副論文は博士論文の研究の焦点化を図り、博士論文を完成に導くものであり、博士論文の基盤となる。副論文は査読のある学術雑誌に掲載された論文または掲載予定のものとする（掲載予定のものは掲載証明書を添付する）。博士論文審査委員会は、博士後期課程研究科委員会において受理された論文について、博士論文審査基準に基づき本審査（個別審査）を行う。本審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。審査委員は、博士論文審査基準を用いて博士論文の本審査を行う。学生が標準年限の修了を目標としている場合、遅くとも 3 年次後期の論文提出日までに論文審査の申請を行う必要がある。

注：副論文とは、博士論文の課題に関する研究（文献研究、調査研究、実験研究等）の成果を博士課程入学後に、査読制度の確立した学術誌に掲載もしくは受理された論文であり、単著論文もしくは共著の場合の筆頭者論文とする。

④ 公開論文発表会と最終試験

本審査終了後、公開論文発表会を開催する。公開論文発表会は、各学生の発表によるプレゼンテーションと質疑応答で構成され、研究科委員会構成員及び博士後期課程在籍学生に公開する。公開論文発表会に引き続き別室に移動し行われる最終試験は、口頭試問とする。最終試験終了後、博士論文審査委員会は、最終試験の結果を「最終試験結果報告書〈様式第 D13 号〉」に「合格」又は「不合格」を記述し、博士後期課程研究科委員会へ提出する。

(4) 博士後期課程研究科委員会による合否判定

博士論文審査委員会は、論文審査及び最終試験の結果報告書を研究科委員会に提出する。合否判定を行う博士後期課程研究科委員会は、研究科委員会構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、出席する構成員の 3 分の 2 以上の同意をもって決する。合格判定をもって「看護学特別研究」6 単位を認定する。

<博士論文審査基準>

論文審査の観点、博士論文としての学術的価値、実践的な有用性、倫理的な観点及び完成度等から、論文の水準を客観性及び厳密性をもって判定する。審査の観点は、以下のとおり名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程学生便覧及び名桜大学ホームページにより公表する。

① 論文の意義

ア 看護学の研究として意義があるか

- イ 独自性があるか
- ウ 新たな知見を提示しているか
- ② 倫理的配慮
 - ア 研究対象者の人権を擁護できているか
 - イ 他者の著作権を守る配慮ができているか
 - ウ 倫理委員会の承認を得ていることが記載されているか
- ③ 論文の内容
 - ア 研究題目が研究内容を適切に表しているか
 - イ 要旨には研究の概要を適切に記述しているか
 - ウ 研究題目に関する十分な知識・概念が検討され用いられているか
 - エ 国内外の文献を検討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか
 - オ 研究目的は明確か
 - カ 研究目的に適った研究デザイン・研究方法を用いているか
 - キ 研究方法が詳述されているか
 - ク 既存の方法論を正確に適用できているか
 - ケ 研究目的と考察に一貫性があるか
 - コ 文献との照合に基づく考察がなされているか
 - サ 研究成果とその解釈を区別して論述できているか
 - シ 結果と考察から妥当な結論が導きだされているか
- ④ その他
 - ア 引用文献の表記が適切か
 - イ 図・表を正確に作成しているか
 - ウ 適切かつ明瞭な文章表現となっているか

6 ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）：再掲

本博士後期課程のディプロマ・ポリシー（学位授与方針）については、以下のとおりとする【資料 7-2】。

大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程では、所定の期間在学し、所定の単位を取得するとともに、学位論文審査に合格し、以下の要件を満たしたと認められる学生に対し博士（看護学）の学位を授与する。

本博士後期課程は、以下の要件を満たした大学院生に博士（看護学）の学位を授与する。

ア 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。

イ 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。

ウ 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。

エ 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。

【資料 7-2】 <再掲>名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程三つのポリシー

7 修了要件

修了要件は、本博士後期課程に 3 年以上在籍し、所定の単位（16 単位以上）を取得するとともに、必要な研究指導の下、研究計画書審査及び研究倫理審査を経て、論文審査及び最終試験に合格する必要がある。ただし、名桜大学大学院学則に基づき、以下の認定要件を充足した者については、標準修業年限未満での修了（早期修了）を認める。

(1) 標準修業年限未満での修了（早期修了）認定要件

本博士後期課程における早期修了は、在学中に優れた研究業績を上げた者として研究科が認めた場合に限り、標準修業年限にかかわらず、2 年以上 3 年未満の在学期間による早期修了を認める。研究科は、優れた研究業績を上げた者として認めるにあたっては、当該者が在学中に必要な単位を取得して博士論文を作成し、予備審査及び本審査（個別審査）において合格するとともに、次に挙げるすべての早期修了要件を満たすことを要件に早期修了を認めるものとする。

ア 在学中に学術雑誌への査読付き論文を 1 編以上掲載、もしくは掲載許可を得ること。

イ 学会・研究会等での発表を 1 回以上行うこと。

ウ 修了に必要な単位をすべて取得していること。

(2) 早期修了申請及び手続き

早期修了の対象となり、その意向を持つ者は、研究指導教員の指導の下、博士後期課程研究科委員会に「早期修了申請書<様式第 D7 号>」を提出し、承認を得なくてはならない。早期修了の対象となる者とは、上記ア～ウを充足するとともに、可能な進捗で研究を遂行できている者である。

(3) 学位授与申請

(1)の要件を満たす早期修了が可能となる優れた研究業績を上げている、または上げる見込みがあると判断された者は、2年次後期以降に学位の授与申請を行うことができる。

(4) 早期修了認定のための体制

上記に定める早期修了を希望する者が在学している期間は、博士後期課程研究科委員会委員をメンバーとする早期修了評価委員会を設置し、認定要件や研究指導状況について適宜確認を行うものとする。なお、学位審査終了後には上記評価委員会から研究科委員会に評価結果を「早期修了評価結果報告書<様式第D 15号>」により報告し、学位審査の適切性の確認と早期修了の可否を決定するものとする。

8 学位記の授与

論文審査及び最終試験に合格し、研究科委員会が学位授与を承認した場合、その結果を学長に報告する。学長は報告に基づき、「学位規則（昭和二十八年四月一日 文部省令第九号）」の規定及び「名桜大学学位規則（案）」【資料 19-2】に定められているとおり、博士（看護学）の学位記を授与する。

【資料 19-2】名桜大学学位規則（案）

9 論文要旨等の公表

文部科学省令学位規則第8条に基づき、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位授与に係る論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用による名桜大学ホームページ（沖縄地域学リポジトリ含む）で公表する。

また、学位規則第9条に基づき、博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の授与に係る論文の全文を公表する。ただし、やむを得ない事由がある場合には、大学の承認を受けて、全文の公表に代えてその内容を要約したものを公表できるものとする。

10 学生の厚生に対する配慮

本学に在籍する学生の保健管理及び健康の保持増進に関する指導は、名桜大学保健センターと連携のもと学校医と保健指導員、カウンセラー、看護師を置き、身体的・精神的な健康相談・助言・指導を行う。また、研究指導教員以外の教員をアドバイザーとして配置し、研究指導に関わる相談に応じやすい状況をつくり、アカデミック・ハラスメント等の問題発生を未然に防止する。全教員は「ハラスメント防止規程」【資料 20】に従い、その防止に積極的に取り組み、快適な環境づくりに努めるとともに、学生の利益の保護を図る。定期健康診断は、毎年春に、学校保健法に基づく定期健康診断を実施し必要に応じて直接校医による保健指導を実施している。勤務先等において健康診断を受けている学生の場合は、その健康診断票を提出することにより本学の定期健康診断に代えることができる。

また、学生生活を送る上で対人関係やアパート及びアルバイト等の日常生活に関する相談は、学生課が対応する。

学生課と連携して、学生教育研究災害保険及び学生保険 Will への加入を推奨し、学

生が安心して教育・研究に専念できるようにする。

【資料 20】「名桜大学セクシャル・ハラスメント防止規程」及び「名桜大学アカデミック・ハラスメント防止規程」

11 学生に対する就学上の支援の充実

勤務しながら学べるように、教員・学生の相談により、昼夜、夏季・冬季休暇中等において授業を開講する等の配慮を行う。

本学では大学院学生研究支援補助を行っており、学生は申請のもと補助金(年間 1 人当たり 26,000 円)を使用できる。また、本学看護学研究科に在籍する学生が申請することのできる「名桜大学大学院(看護学研究科)奨学生(平成 23 年 4 月 1 日制定)」を毎年度 2 人程度に給付している。さらに、「名桜大学ティーチング・アシスタント、スチューデント・アシスタントに関する申し合わせ(平成 26 年 2 月 17 日制定)」に基づき、TA(ティーチング・アシスタント)として任用し、経済的支援(1,200 円/時給)をする。また、将来の教育研究者として資質の向上を図る。加えて、本学附属の環太平洋地域文化研究所と連携し、学生自ら外部資金を獲得できるように支援するとともに、名桜大学授業料免除に関するガイダンスを実施し、経済的支援を行い質の高い博士学位論文を作成できる環境を整備する。

なお、本学修士課程においては毎年学生を対象に学生生活アンケートを実施し、学生の意見を環境整備に反映させているが、博士後期課程学生についても同様に実施し、学生の声を改善に活かしていく。

第 5 基礎となる修士課程と博士後期課程の関係

1 本修士課程の特色

本修士課程では、沖縄のケアリング文化を基盤として新たな看護実践方法を開発する看護専門職者の育成と看護学研究者や教育者の育成を目的に、アドミッション・ポリシーとして豊かな人間性と高い倫理観を持ち、臨床看護の経験が豊かで自立的に探究し、広く社会に貢献し、国際社会の中で活躍する意欲ある人材の育成を目指している。その具体的な人材像は以下の通りである。

- ア 科学的思考と倫理的・文化的感受性に基づいた判断力・問題解決能力を備えた看護職者育成
- イ 保健・医療・福祉分野における他職種及び市民と協働できる調整能力を備えた看護職者の育成
- ウ 地域の特性を踏まえ、住民の保健医療ニーズに応えうる看護職者の育成
- エ 生涯学び続ける看護職として、看護学の専門性を探究する看護職者の育成
- オ グローバルな視野で看護の役割を創造する能力を備えた看護職者の育成

2 本修士課程の教育課程の特色

本修士課程は、設置の趣旨及び教育目的並びに育成する人材像を達成するために必要な授業科目及び研究指導を体系的・組織的に展開し、課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導の確立を目指している。教育課程の編成に当たっては、学部教育との関連を踏まえ、修士課程において基盤看護学分野、臨床看護学分野の 2 分野

のコースワークを導入し、各専門分野に関する研究指導を受け、修士論文を執筆し、修士論文の審査及び最終試験に合格することで、修士課程修了としている。

修士課程においては、次の3つの構成（「共通科目」「専門科目」「演習・研究科目」）による体系的な教育課程を編成している。

- (1) 研究方法の開発を広い視野で追求するために有効となる「共通科目」を設定している。「共通科目」は、グローバルな視野に立った看護の高度専門職として実践・研究を遂行するにあたり共通となる必修科目として3科目（看護理論，看護学研究方法論Ⅰ，看護学研究方法論Ⅱ）を，共通科目（選択）として10科目（沖縄のケアリング文化，看護教育学，看護倫理学，看護管理学，コンサルテーション論，ヘルスプロモーション論，包括的健康アセスメント，健康栄養学，病態生理学，英語講読）を開講している。
- (2) 看護実践の質の向上に直結した研究の効果的展開を目指した「専門科目」を設定している。「専門科目」は，本学看護学科における看護基礎教育の教育内容を基盤として，社会のニーズに合わせて看護学の探究を目指して特化し，基盤看護学分野（看護教育学領域，看護管理学領域，看護技術学領域，国際看護学領域）と臨床看護学分野（慢性期看護学領域，急性期看護学領域，がん看護学領域，高齢者看護学領域，母性看護学領域，小児看護学領域，精神看護学領域，在宅看護学領域，公衆衛生看護学領域，病態生理学領域）を配置し，基盤看護学分野に「基盤看護学特論Ⅰ」「基盤看護学特論Ⅱ」を，臨床看護学分野に「臨床看護学特論Ⅰ」「臨床看護学特論Ⅱ」を開講している。
- (3) 研究方法や研究デザイン，研究計画等，研究に必要な基礎を修得する研究指導及び修士論文作成に直結する研究指導を行う「演習・研究科目」を設定している。「演習・研究科目」は，学生の研究課題に即した国内外の論文のクリティークを重ねて，研究課題を絞り込み適切な研究方法を検討し，研究の背景，文献検討，研究目的，研究デザイン，具体的な研究方法，倫理的配慮などを指導し，研究計画書の作成を個別指導する「専門演習」を開講している。また，研究計画にそって，データ収集，分析解釈，考察，中間発表，公开发表のプレゼンテーションの方法や論文提出までの修士論文作成の一連の指導を行う「特別研究」を開講している。

3 本修士課程と博士後期課程の関係

本修士課程は，沖縄のケアリング文化を基盤として新たな看護実践方法を開発する看護専門職者の育成と看護学研究者や教育者の育成を目的に，基盤看護学分野（看護教育学領域，看護管理学領域，看護技術学領域，国際看護学領域）と臨床看護学分野（慢性期看護学領域，急性期看護学領域，がん看護学領域，高齢者看護学領域，母性看護学領域，小児看護学領域，精神看護学領域，在宅看護学領域，公衆衛生看護学領域，病態生理学領域）の2分野，14領域から構成されている。

この修士課程の上位に位置する博士後期課程は，修士課程で修得した能力を基盤とし，自律して研究活動を行い，保健・医療・福祉機関や大学・大学院において沖縄県の地域医療を牽引できる看護実践者の育成に携わる教育研究者の育成を目指してい

る。

【資料 10】 <再掲>基礎となる修士課程と博士後期課程の関係

第 6 大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例の実施

本博士後期課程は、「大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」を導入し、社会人が就業を継続しながら大学院において学修するための教育的な配慮を行う。本博士後期課程においては、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者の育成を目的としている。

社会人が離職することなく就学できれば、既に活躍している人々が、より高いレベルの専門知識や技術を修得し、その成果を即時現場に還元することが可能になる。また、博士後期課程修了後には、在学中に獲得した能力を発揮し、教育・研究活動を推進することを通し、さまざまな地域で生活する人々の生涯にわたる健康水準の維持・向上に貢献できる。

1 修業年限

本博士後期課程の修業年限は、3 年間を基本とする。「大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例」及び「長期履修制度」を導入により、社会人学生は希望に応じて最大 6 年間まで計画的に履修することを可能とする。

長期履修制度による修業年限を決定する際には、社会人学生が現在就業している施設・機関の就労状況を考察した上で、研究指導體制を工夫し、無理のない履修計画を立てられるように配慮する。

社会人学生の研究活動上のメリットは、職業活動を展開することを通して、研究課題に関連する現実から遊離することなく研究を継続できることにある、一方デメリットは、仕事と学業を両立させるための時間確保の困難さ、研究期間が長期に及ぶことによる研究計画の変更や学習意欲の低下などが生じる可能性がある。これらを鑑み、研究指導教員は、これらのメリットとデメリットを含め、社会人学生が無理のない履修計画を進められるよう配慮する。

2 教育・研究方法

(1) 履修方法・授業の実施方法

本博士後期課程を修了するためには、16 単位以上を取得する必要がある。大学院設置基準第 14 条に基づく教育方法の特例の適用を受けた学生は、夜間その他特例の時間に開講する授業時間から履修し、単位を取得できる。授業は、社会人への便宜を図るため、授業時間割の決定にあたっては、十分な調整を行う。夜間は第 6 時限（18 時 15 分から 19 時 45 分）及び第 7 時限（20 時から 21 時 30 分）に開講する。具体的な社会人を対象とした時間割を示す【資料 21】。

【資料 21】大学院設置基準第 14 条に基づく社会人を対象とした時間割（仮編成：令和 2 年度実績）

(2) 研究指導の方法

研究指導員及び研究指導補助教員は、「第4 履修指導・研究指導の方法及び修了要件」に前述した方法に準じ研究指導を行い。直接あるいは情報ネットワーク等を活用し、学生との情報交換を密に行う。また、具体的な研究指導計画を立案し、これに基づき学生が目標達成できるよう指導を展開する。学生には、オフィスアワーの活用を促す。

3 図書館・情報ネットワークの利用確保

(1) 図書館

教育・研究に支障が生じないように、電子ジャーナルの導入を積極的に進め、24時間使用できる体制とする。

(2) 情報ネットワーク

35頁の「第9 施設・設備等の整備計画」の(2)で後述したとおり、学生の研究室兼自習室においてもパソコンを学内LANに接続できる。また、昼夜問わず学生の研究室兼自習室の端末から自由に情報ネットワークを使用できる。

(3) 施設整備の利用

博士後期課程学生が必要なデータ分析や論文作成等の研究の推進に支障が生じないように対応する。

4 教員の負担の程度

博士後期課程委員会は、昼夜開講制に際して十分な教育・研究指導を行えるよう、科目担当者全員が「大学院設置基準第14条に基づく教育方法の特例」による授業を実施する。そのため、開講する曜日及び時間を調整し、教員の負担軽減を図る。なお、大学院教育の担当科目数を設定する際、学部教育の担当科目数も考慮する。さらに、本学の教員に対する裁量労働制に基づき、例えば、夜間に授業を行う日には出勤時間を遅くする、授業を持たない曜日を週1日以上設けるなど、教員の負担軽減に最大限配慮する。

第7 入学者選抜の概要

1 目的

本学がすでに設置している大学院看護学研究科看護学専攻修士課程では、沖縄のケアリングを基盤として新たな看護実践方法を開発する看護専門職者の育成と看護学研究者や教育者の育成を目的とし、各専門分野における看護学の実践理論を探究し、高度専門職業人及び教育研究者の育成を教育理念としている。

本博士後期課程においては、この理念を踏まえ、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者の育成を目的とする。

この目的を達成するために、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を明示するとともに適正かつ公正な入学試験を実施する【資料7-2】。

2 アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

本博士後期課程に入学を希望する人には以下のことを求める。

- ア 地域文化への強い関心を持ち、これまでの看護実践活動と研究成果から取り組むべき研究課題を見出し、研究を通して、看護学の発展や地域・社会に貢献しようとする意思を有している。
- イ 看護専門職として必要な教養と倫理観、語学力や看護学に関する知識・技術を持ち、これまでの看護研究及び経験を通して培った基礎的研究能力を有している。
- ウ 論理的思考力と柔軟な発想を持ち、さまざまな課題を解決して真理を探究し、継続的に自律して研究を行う強い意思を有している。

【資料 7-2】 <再掲>名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程三つのポリシー

3 入学定員

看護学専攻博士後期課程 2人

4 出願資格

大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総合決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者

5 入学者選抜

- (1) 入学選抜の基本方針

学力試験と面接試験（口述試験含む）並びに成績証明書等の事前提出書類により総合的に判定する。

- ア 看護学を専攻する看護専門職として必要な教養と素養，倫理観については，学力検査（英語）及び面接（口述試験）により判定する。
- イ 看護学に関連する基礎的な研究能力と自律して研究に取り組む姿勢については研究計画と面接（口述試験）により判定する。
- ウ 看護学の充実・発展を志向する姿勢，専門的知識・技術と教育指導力については面接（口述試験）及び提出書類（修士論文及び研究計画書等）により判定する。
- エ 看護教育研究者，看護専門職者を志望する意欲については，面接（口述試験）により判定する。
- オ 論理的思考力と柔軟な発想については研究計画書と面接（口述試験）により判定する。
- カ 地域文化への強い関心を持ち，取り組むべき研究課題については研究計画書と面接（口述試験）により判定する。

(2) 選抜制度と方法

- ア 入学選考は10月に1回とする。
- イ 学力検査（英語），面接（口述試験）及び提出書類（修士論文及び研究計画書等）により総合的に判定する。

(3) 選抜体制

入学試験を適正かつ公正に実施することを目的に，学長を本部長，博士後期課程研究科長を副本部長，及び博士後期課程委員会メンバーを中心とした博士後期課程研究科入学試験実施本部を組織し，各部署に教職員を適切に配置した万全の体制をとる。

入学試験の準備・実施計画の作成，試験結果の集計，発表，手続き及び試験監督者等の選出などの業務は，大学院博士後期課程研究科入学試験実施本部が指名した教職員が行う。

大学院博士後期課程研究科入学試験実施本部は，入学試験担当者教職員の任務を明確にした役割分担表を作成する。さらに詳細な実施要領，監督要領及び面接要領を作成するとともに，入学試験実施前に担当者への説明会を開催し，関係する教職員が各自の役割分担に関する詳細及び全体の流れを把握できるよう周知徹底を図る。

第8 教員組織の編成の考え方及び特色

1 教員組織編成の考え方

本博士後期課程の教育課程は，共通科目と専門科目を体系的に履修するコースワークと研究科目により構成される。教員組織は，原則として，高い教育実績，研究業績及び研究指導実績を有する本博士後期課程の専任の教授及び准教授で組織する。

看護学研究科は，修士課程から博士後期課程までの教育が連続かつ一貫性を持って行われるよう基盤看護学分野（看護キャリア開発学1人），応用看護学分野（がん看護学2人，成育健康看護学4人），生活支援看護学分野（精神保健看護学2人，地域包括看護学5人）の計看護系教員14人（専任）を配置する。その他科目担当として医学系教員2人（専任），地域文化研究の教員4人（兼任），看護系教員2人（兼任）の

合計 22 人で構成する。

なお、各分野・専攻の専任・兼担・兼任教員の年齢分布（開設時）は以下の通りである（図表 5）。

図表 5 各分野・専攻の専任・兼担・兼任教員の年齢分布（開設時）

区分	分野等	専攻	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計
専任	基盤看護学 分野	看護キャリア 開発学	－	－	－	1	－	1
		がん看護学	1	1	－	－	－	2
	応用看護学 分野	成育健康看護 学	－	2	1	1	－	4
		地域包括 看護学	－	3	－	－	2	5
	生活支援看 護学分野	精神保健 看護学	－	1	1	－	－	2
医学系教員			－	2	－	－	－	2
兼担	地域文化研究の教員		－	1	－	1	2	4
兼任	看護系教員		－	－	－	－	2	2
合 計			1	10	2	3	6	22

2 教員配置

本博士後期課程担当の専任教員は 16 人であり、14 人が教授、2 人が准教授の職位である（図表 6）。また 4 人の兼担教授と 2 人の兼任講師を配置する。専任教員の年齢構成は、70 歳代が 2 人、60 歳代が 4 人、50 歳代が 9 人、40 歳代が 1 人で、教育研究活動における高度な指導力を有する教員が配置され、加えて教育研究活動の継続性が保たれた良い構成となっている。このうち博士後期課程担当の専任教員の 14 人は、博士の学位保有者である。また、職位別の専任教員の平均年齢（開設時）は、教授 61 歳、准教授 48 歳である。

なお、特任教員として配置する教員を除き、専任教員全員が博士前期課程の講義科目、研究指導科目を兼ねていることから、博士前期課程から博士後期課程への連続性のある研究指導も可能となる。

図表 6 職位別の専任教員の年齢分布（開設時）

職 位	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	合計
教 授	－	8	2	2	2	14
准教授	1	1	－	－	－	2
合 計	1	9	2	2	2	16

3 教員採用計画

公立大学法人名桜大学就業規則第 19 条により、本学教員の定年は満 65 歳と規定されているが、公立大学法人名桜大学特任規程第 3 条により、開設時に定年を超えている教員 4 名については、任期付き特任教員制度で雇用し、再任も可能である【資料 22】。

再任に当たっては、公立大学法人名桜大学特任規程第 4 条第 2 項の規定に基づき【資料 23】、優れた研究業績や教育上の業績がある場合、担当看護領域に的確な後任

者がいない場合、その他、該当者の人格・意思・健康状態等を総合的に判断し、決定する。なお、完成後の後任採用計画としては、本学在籍教員を加え、新規採用者を募集していく予定である。

採用に関しては、学外からの後任補充を検討しつつ、将来本学看護学研究科博士後期課程を担当できる学内教員の育成を推進する。具体的には本学看護学科の若手専任教員への博士後期課程への進学を積極的に奨励し、修了後も継続して本学に勤務する意思を持つ場合には、公立大学法人名桜大学大学院奨学金規程に基づき学費の一部を奨学金として給付する。さらに、学内業務の負担を軽減するなど、組織として本学教員の博士後期課程進学及び学位取得を支援する体制を構築し、若年層の教員が大学院教育・研究に加わり研究業績と教育実績を蓄積することを可能にし、大学全体の教育・研究水準の向上を図る。

このように本博士後期課程では、完成年度後も欠員が生じることのないよう、全学的な教員組織の状況を踏まえた十分な教育研究業績を有する教員の計画的な採用並びに育成を行うこととし、退職する教員と新たに就任する教員との教育研究上の断絶が発生しないよう、適切な対応措置を講じる。

本課程の完成年度（2024（令和6）年度）の以降の教員採用計画は、以下の通りである（図表7）。

図表7 完成年度以降の教員採用計画

年次	任期を迎える 特任教員	教員組織の採用計画
2024（令和6）年度末	教授2人	十分な教育研究業績を有する教員2人（生活支援看護学分野＜地域包括看護学専攻＞）を補充する
2025（令和7）年度末	－	－
2026（令和8）年度末	－	－
2027（令和9）年度末	教授2人	十分な教育研究業績を有する教員2人（基盤看護学分野＜看護キャリア開発学専攻＞、応用看護学分野＜成育健康看護学専攻＞）を補充する
2028（令和10）年度末	教授1人	十分な教育研究業績を有する教員1人（生活支援看護学分野＜精神保健看護学専攻＞）を補充する

※任期を迎える特任教員5人は、完成年度までは確実に在任し（公立大学法人名桜大学特任教職員規程第3条第2項）、それ以降も延長することが可能である。

【資料22】公立大学法人名桜大学就業規則

【資料23】公立大学法人名桜大学特任教職員規程

4 教員育成体制

博士後期課程の教育の質を維持し教育を担える教員を育成するため、看護学研究科博士前期課程及び博士後期課程担当教員を主な対象者として、大学院看護学研究科

FD を毎年開催する。大学院看護学研究科 FD の主なテーマは、看護学における新たな研究手法・調査方法・分析方法等研究法に関する最新のテーマや、大学院教育に関する内容を取り上げ、大学院教育を担当する教員の教育・研究能力の向上を目指す。

そのための取り組みとして、後述（第 14 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み）する「名桜大学における試行的サバティカル制度」を活用する【資料 24】。

本制度では、本学専任教員の教育研究等の能力を向上させることを目的に、教育、委員会活動及び地域貢献活動に係る職務の全部または一部を一定期間（夏季休暇期間及び春季休暇期間の各 2 か月間）免除し、①学外の教育研究機関等における自らの研究、②学内施設を利用しつつ研究、論文・著書等の執筆に専念させ、将来本学研究科博士後期課程等を担当できる教員を育成することとしている。2020（令和 2）年度の「試行的サバティカル制度」を活用している 6 人の内、人間健康学部看護学科教員 2 人が本制度を活用し、博士論文等の執筆に専念している（図表 8）。

また、前述の「公立大学法人名桜大学大学院研究奨学生規程」に基づく奨学金の給付による博士後期課程進学を奨励し、さらに進学に伴い学内業務負担（委員会活動及び地域貢献活動）を軽減することにより、大学全体で専任教員、特に若手教員の専門性と教育力の向上を図っていく計画である。

図表 8 2020（令和 2）年度「試行的サバティカル制度」実施状況（人）

教員の所属	41～45 歳	46～50 歳	51～55 歳	56～60 歳	合計
リベラルアーツ機構	1	－	－	－	1
国際学群 国際学類	1	－	－	2	3
人間健康学部 スポーツ健康学科	－	－	－	－	0
人間健康学部 看護学科	1	－	－	1	2
合計	3	－	－	3	6

※ 本学における「試行的サバティカル制度」は、学長諮問により学内ワーキングチームで検討し答申された長期期間にわたる「サバティカル制度」を実質的に運用するために夏季休暇期間及び秋季休暇期間の各 2 か月間に限定し、実施するものである。2020（令和 2）年度は、6 人の教員が「試行的サバティカル制度」を活用し、博士論文等の執筆に当たっている。

【資料 24】名桜大学における試行的サバティカル制度実施要綱

第 9 施設・設備等の整備計画

本博士後期課程は、教育研究施設として、北部医療地域看護系医療人材育成施設（以下「看護学科棟」）に講義室兼演習室 2 室及び学生研究室兼自習室 2 室を整備し、フリースペースを博士前期課程と共用する【資料 25】。

以下に詳細を示す。

【資料 25】看護学科棟 1 階（大学院看護学研究科施設）平面図

1 校舎等の整備

(1) 講義室・演習室，教員研究室

講義室・演習室，学生研究室については，看護学科棟 1 階に博士後期課程専用の 2 室（講義室兼演習室：25m²，学生研究室兼実習室：25 m²）及び博士前期課程専用の 2 室（講義室兼演習室：46 m²，学生研究室兼自習室 46m²）を整備する。また，別添【資料 14】の時間割表で示すとおり，授業等が開設できる教室を十分に確保できることから，教育研究上，支障は生じない。なお，教員の研究室にあつては，全専任教員に個室が整備されている。

【資料 14】 <再掲>大学院看護学研究科看護学専攻修士課程と看護学研究科博士後期課程の授業時間割表（仮編成：令和 2 年度実績）

(2) 教育・研究用機械，器具等の設備

本博士後期課程の教育・研究用機械，器具等の設備については，既存の設備等で十分対応できる。

なお，学生の研究室兼自習室には，情報ネットワーク環境を整備したパソコン，机，椅子及び個人用ロッカーを学生全員分装備する。

2 図書館の整備計画及び図書等の資料

本学の附属図書館は，1994（平成 6）年に開館した。学生・教職員はもとより，地域貢献の一環として，沖縄県内の人々に開放し，広く利用されている。2020（令和 2）年には増築し，さらなる充実を図った。

本博士後期課程設置に当たっては，2021（令和 3）年度（開設前年度）から 2023（令和 5）年度（開設 2 年目）までの 3 年間において，和書 700 冊程度，洋書 500 冊程度を整備するとともに，大学院のカリキュラム等を考慮し，必要な学術雑誌等を整備していく。

(1) 図書館の概要

① 規模

ア 面積等

図書館の総面積は，3,708 m²である。内訳は以下に示すとおりである（図表 8）。

図表 8 図書館の総面積

(1) サービススペース	閲覧スペース	2,262 m ²
	視聴覚スペース	29 m ²
	情報端末スペース	5 m ²
	その他	337 m ²
(2) 管理スペース	書庫	476 m ²
	事務スペース	206 m ²
(3) その他		393 m ²
総面積		3,708 m ²

備考：2021（令和 3）年 3 月現在

イ 収容能力

蔵書収容能力は，約 300,000 冊である。

ウ その他の施設

総閲覧座席数 314 席，コミュニケーションルーム 2 室，視聴覚ブース 2 人掛け用 4 ブース，PC スペース（検索用：10 席），小講堂（収容：40 席）

② 蔵書等

ア 図書

2021（令和 3）年 3 月現在の蔵書数は，168,727 冊である。内訳は和書 128,957 冊及び洋書 39,770 冊である（図表 9）。

図表 9 蔵書等

区 分	看護学及び医学	その他	合 計
和 書	11,967 (11,267)	118,190 (117,690)	130,157 (128,957)
洋 書	1,669 (1,169)	39,101 (38,601)	40,970 (39,770)
合 計	13,636 (12,436)	156,891 (156,291)	171,127 (168,727)

※ 上段は，学年進行終了時（2024 年度）の保有点数，下段（ ）は，開設時の保有点数を示す。

イ 学術雑誌

2021（令和 3）年 3 月現在の学術雑誌は，9,462 タイトルである。内訳は和書の電子版 1,954 タイトル，冊子体 467 タイトルである。洋書の電子版 6,700 タイトル，冊子体 341 タイトルである（図表 10）。

学術雑誌は，オンラインジャーナルの導入を進めており，オンラインで閲覧できないタイトルについては，冊子体で購読している。

図表 10 学術雑誌

区分		看護学及び医学 雑誌タイトル数	その他	合 計	
和書	電子版	1,465 (1,454)	550 (500)	2,015 (1,954)	2,482 (2,421)
	冊子体	49 (49)	418 (418)	467 (467)	
洋書	電子版	1,326 (1,306)	5,444 (5,394)	6,770 (6,700)	7,111 (7,041)
	冊子体	11 (11)	330 (330)	341 (341)	
合 計		2,851 (2,820)	6,742 (6,642)	9,593 (9,462)	

※ 上段は，学年進行終了時（2024 年度）の保有点数，下段（ ）は，開設時の保有点数を示す。

ウ 視聴覚資料

2021（令和 3）年 3 月現在，所蔵視聴覚資料は 3,427 点である（図表 11）。内

訳は、看護学・医学系の視聴覚資料 644 点、その他 2,783 点となっている。

図表 11 視聴覚資料

区分	看護学及び医学	その他	合計
視聴覚資料	684 (644)	2,823 (2,783)	3,507 (3,427)

※ 上段は、学年進行終了時（2024 年度）の保有点数，下段（ ）は、開設時の保有点数を示す。

エ 電子ジャーナル，データベース

2021（令和 3）年 3 月現在で契約している電子ジャーナル，データベースは 18 種類である（図表 12）。

図表 12 電子ジャーナル，データベース

番号	名称	種類
1	Academic Search Elite	雑誌論文など（海外）
2	CINAHL	雑誌論文など（海外）
3	SPORTDiscus with fulltext	雑誌論文など（海外）
4	BOOK PLUS	図書(国内)
5	MAGAZINE PLUS	雑誌論文など（国内）
6	JDreamIII	雑誌論文など（国内・海外）
7	医中誌 web(フリーアクセスプラン)	雑誌論文など（国内）
8	最新看護索引 web	雑誌論文など（国内）
9	メディカルオンライン	雑誌論文／電子書籍（国内）
10	ブリタニカ・オンライン・ジャパン	事典（海外）
11	ジャパンナレッジ Lib（＋日本歴史地名体系）	辞書・事典／電子書籍（国内）
12	沖縄タイムス記事データベース	新聞（国内）
13	琉球新報データベース	新聞（国内）
14	G-Search セレクト	新聞（国内）
15	官報情報検索サービス	法令（国内）
16	D1-Law.com 現行法規（現行法検索）告示	法令（国内）
17	日経テレコン	新聞／企業情報など（国内）
18	NIKKI ASIAN Review	雑誌（海外）

(2) 図書館のサービス

図書館の開館時間は、平日は 8 時 45 分から 22 時、土曜日は、12 時から 18 時とし、学生が講義や実習終了後に利用可能としている。但し、長期休業中は、開館時間を 8 時 45 分から 17 時までとしている（図表 13）。

図表 13 図書館の開館時間

月～金		土曜日
平日	8：45～22：00	12：00～18：00
長期休業中	8：45～17：00	
日・祝祭日は休館日		

第10 管理運営体制

1 看護学研究科看護学専攻博士後期課程の管理運営体制

本博士後期課程設置の上は、大学院学則に基づき大学院委員会の下に設置されている看護学研究科委員会規程を改正し、博士前期課程と博士後期課程が独立する委員会として規程を整備する。

具体的には、現行の看護学研究科委員会は、「看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会」に改正し、「看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会」を新設する。看護学研究科（博士前期課程、博士後期課程）に研究科長を置き、教授の中から学長が指名する。研究科長は、委員会を招集し、その議長となる。委員会は、月例または必要に応じ臨時で開催することとする【資料11】、【資料26】。

【資料11】 <再掲>名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程（案）

【資料26】名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程（案）

2 看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会の設置

看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会及び看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会は、各課程の管理運営に関する次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

また、前述の審議事項のほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
- (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (6) その他研究科に関すること
- (7)

以上のとおり、看護学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の管理運営については、独立性を確保し「看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程」及び「看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程」に則って行う。

なお、大学院全体に係る学則及び規則等、人事、予算、行事及び施設整備等に関する管理運営は、学長が委員長となる大学院委員会が担うこととなっている。

第11 自己点検・評価

1 自己点検・評価の体制等

本学は、大学の開設時の1994（平成6）年度に、名桜大学自己点検・評価委員会の規程を制定し、自己点検・評価を行う組織とその任務、点検評価の範囲等について規定した【資料27】。評価委員会は、学長を委員長とした全学的な組織となっており、自己点検評価等の項目を所管する部署に対し、年度計画(地独法第27条)の実施、自己点検評価等の実施、改善、向上の取組みを指示することができる体制となっている。

また、2020年1月に開催された評価委員会において、「名桜大学内部質保証に関する方針」が決定され、全学的な内部質保証に責任を負う組織として、自己点検・評価委員会及びIR室を「内部質保証推進組織」とた。同組織では、教育研究活動等におけるPDCAサイクルをマネジメントし、内部質保証を適切に機能させ、統括・検証する体制を目指していくこととしている。

学群・学部及びリベラルアーツ機構においては、大学の使命・目的に即した独自の点検項目を定め、教育・研究活動、各種委員会活動、学生支援体制等について年次報告書として取りまとめている。

評価委員会は、中期目標に基づき6年間の「中期計画」を策定するとともに、「年度計画」を策定している。また、内部質保証を担保する評価の取組みについては、「年度計画」に基づき「業務実績報告書」を作成し、教育研究活動等の改善・向上に努めている。同様に、地独法に定める「中期目標期間の最後の事業年度の前々事業年度」及び「中期目標期間の最終の事業年度」についても教育研究活動等の改善・向上に努めている。

このようなことから、内部質保証のための大学全体のPDCAサイクルの仕組みは整いつつある。具体的には、「名桜大学アセスメント・ポリシー」に基づく、学習成果を可視化するための「新入生学力調査」、「中間評価（2年次）」、「卒業研究評価」、「授業評価アンケート」などについて、①学校教育法第109条に規定された自己点検・評価、②地独法に規定された法人評価などにおいて、PDCAサイクルを回し、改善・向上に努めている。

【資料27】名桜大学内部質保証体制図（案）

2 看護学研究科看護学専攻博士後期課程における実施体制

(1) 編成

名桜大学自己点検・評価委員会の統制のもとに、本博士後期課程の自己点検・評価業務を円滑に推進するため、看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会の任において自己点検・評価を実施する。

看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会では、研究科長を委員長として教育理念や社会的使命の追求、さらに教育目的、教育内容、研究指導方法の改善に資することとする。

(2) 看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会の自己点検・評価に関する任務

看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会では、自己点検・評価に関し、次の任務を遂行することとする。

- ① 自己点検・評価の項目の設定に関すること。
- ② 自己点検・評価の実施に関すること。
- ③ 自己点検・評価の結果の公表に関すること。
- ④ その他自己点検・評価等に関すること。

第12 認証評価

本学は、2009（平成21）年度及び2014（平成26）年度に認証評価機関である日本高等教育評価機構による第三者評価を受審し、同機関が示した大学基準に「適合」しているとの認定を受けている。2020（令和2）年は、新たに「一般財団法人大学教育質保証・評価センター」が示す、三つの基本方針（「①第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証」、「②内部質保証の実質化の促進」、「③当センター以外の大学評価結果の活用」）を踏まえ、三つの基準（「基準1 法令適合生の保証」、「基準2 教育研究の水準向上」、「基準3 特色ある教育研究の進展」）に即した全学的な内部質保証に責任ある組織体制を整えた【資料26】。

これらの教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて本学の教育研究の向上に資することを目的として自己点検・評価委員会及びIR室を「内部質保証推進組織」として位置付け、自己点検・評価委員会の下に「PDCA推進部会」を設置し、全学的な視点から「点検・評価ポートフォリオ名桜大学」としてまとめるとともに、エビデンスを可視化するため、大学の公式ホームページで公表することとした。

2020（令和2）年10月に、「一般財団法人大学教育質保証・評価センター」の認証評価を受審したところであるが、これを通して、教育研究活動の改善に取り組み、研究科の質の向上に活用していく予定である。

なお、大学機関別認証評価の受審スケジュールは以下の通りである（図表15）。

図表15 本学の大学機関別認証評価の受審スケジュール

年度	時期	スケジュール	内容
評価実施 の前年度 評価実施 年度	2020年 2月～3月	点検評価ポートフォリオの作成	5月29日に点検評価ポートフォリオを大学教育質保証・評価センター（以下「センター」という。）へ提出。
	4月～5月中旬	点検評価ポートフォリオの提出	
	5月末		センターからの事務局レベルの書面確認の実施。 センターの書面評価実施。
	8月31日 ～9月10日	センターにおける評価の実施	
	9月25日 ～10月16日		
	11月9日	実地調査を受審。	
	2021年 2月	評価結果（案）への意見申立期間	評価結果（案）に対して意見がある場合は意見申立を行う。
3月	評価結果の公表	評価が決定次第、大学ホームページに評価結果を公表する。	

【資料26】 <再掲>名桜大学内部質保証体制図

第13 情報の公表

1 情報の公開

本学は沖縄県と名護市を中心にした北部12市町村との公私協力方式で1994（平成6）年に開学した大学である。2010（平成22）年4月には、沖縄県北部12市町村で構成する北部広域市町村圏事務組合を設立団体とする公立大学法人に移行した。このような経緯により地域貢献を理念の一つにあげており、名護市を中心とする近隣の地域社会からも期待されている。地域社会の発展に貢献する開かれた大学であるためにも、本学の教育研究活動に関する情報について、積極的に公開していく。

本博士後期課程に関するカリキュラム，教育研究成果及び入試等の情報については、現在の国際学群，人間健康学部，大学院看護学研究科（修士課程）と同様に情報公開に努める。

2 情報提供の内容

情報の公表にあたっては、学校教育法施行規則第172条の2に則り同法令指定項目を含め、本学のホームページや刊行物を利用して、本学の教育研究活動について次の情報を公表していく。

- (1) 教育理念・教育方針
- (2) 教育課程の特色や内容
- (3) 専任教員の主な研究課題や論文，経歴
- (4) 入学者選抜に関する事項
- (5) 地域に対し開かれた各種養成講座や公開講座，地域プログラムの内容
- (6) 自己点検・評価報告書
- (7) 就職支援体制と卒業者の進路状況
- (8) 年間行事予定
- (9) 学生生活・課外活動の状況
- (10) 教員による論文を記載した紀要の発行
- (11) 財務諸表・事業報告書
- (12) 設置認可申請書・設置計画履行状況報告書
- (13) GP等の採択状況
- (14) 中期目標，中期計画，年度計画，年度業務実績評価結果
- (15) 博士論文公開発表会案内
- (16) 博士論文要旨及び博士論文審査結果要旨
- (17) 博士論文全文もしくはその要約

今後も、管理運営及び教育研究活動等の成果について、社会への説明責任及び透明性の確保の観点から提供する内容の充実を図っていく。

第14 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み

1 FD（ファカルティ・ディベロップメント）の概要

本学では、教育水準の向上や授業の内容及び方法の改善を図るための全学的なFD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会を設置し、学生による授業評価に加え、教員の資質・教育研究指導能力のレベルアップへ向けて取り組んでいる。

(1) 実施方法

① 授業評価

授業の内容や方法の改善を目指して、学生に対し授業に関するアンケートを実施し、その評価結果を委員会及び事務局で集計する。評価結果は教員へフィードバックし、学生にとってより魅力ある授業の実施や研究指導内容等の充実など、教員のティーチングスキル向上を目指す。

② 講習会・研究会

教育研究上の目的に応じ、外部より講師を招聘して講習会・研究会を開催する。また、教員を他大学や学外団体等が主催する各種講演会へ講師として派遣することも予定する。積極的に他大学や学外団体と交流し、意見や情報の交換を行うことによる相互啓発が、教育者の意識を喚起する効果として期待している。

③ 研修会

教育の質向上等に関連したテーマを設定し、教員が話題を提供する FD 研修会、外部講師を招聘した研修会、ワークショップやグループディスカッション形式を取り入れた研修会を実施する。

(2) 大学院における FD の実施計画

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（2002（平成 17）年 9 月 5 日）では、大学院の課程における FD の実施の必要性、また、大学院における教員の教育研究活動の評価の実施について、必要性が明文化されている。このことに鑑み、本博士後期課程においては、大学院教育及び研究指導能力の向上を図るため、看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会の任において、以下のような取組みの実施を計画する。

- ① 大学院における教育課程の目的、教育内容・方法について研究・研修会を実施する。
- ② 若手専任教員を中心として、大学院教育のあり方について研修会を開催する。
- ③ FD に関する研修、フォーラム等へ積極的に教員を派遣し、情報収集、資質の向上に努める。
- ④ 沖縄県内外の大学間連携による交流や合同 FD の開催を積極的に行う。
- ⑤ 海外の国際交流協定校との連携による学術交流を積極的に行う。

また、本 FD には博士後期課程の学生にも参加を推奨する。博士後期課程の学生が、修了後自らが有する学識を教授するために必要な能力を培うための機会（プレ FD）として重要となる。教育研究者としての資質を自らが高めていく意義と必要性を学生自身が学ぶ機会を得られるように、FD への参加を支援する予定である。

【資料 28】FD・SD の活動

(3) サバティカル制度の導入

公立大学法人名桜大学に勤務する専任教員の教育及び研究等の能力を向上させることを目的として、教育、校務及び地域連携活動に係る職務の全部又は一部を一定期間免除し、①校内の教育研究機関等における自らの研究、②学内施設を利用しつつ研究、論文・著書等の執筆に専念させるために「名桜大学における試行的サバティカル制度実施要項」を策定し、短期間の「試行的サバティカル制度」を実施している。

実施時期は、国際学群、人間健康学部及びリベラルアーツ機構等のカリキュラム運営に支障が生じない長期休暇期間（夏季及び春季）とする。また、サバティカル期間中の教員に対し、通常労働したものとみなし、「公立大学法人名桜大学就業規則」に定める基本給及び諸手当を支払うとともに、一人当たり 30 万円（7 人程度）の研究費を支給することとしている【資料 24】。

【資料 24】 <再掲>名桜大学における試行的サバティカル制度実施要綱

2 SD（スタッフ・ディベロップメント）の概要

本学では、事務職員の職務と責任の遂行に必要な知識、能力及び資質等の向上を図るために、事務職員研修運営委員会を設置し、SD 活動として各種研修を実施している。

(1) 実施方法

本学は、これまで以下のような SD 活動に取り組んできたが、今後も継続していく。

① 学内研修

学内研修は、事務職員を対象に、各種課題、検討事項及び必要に応じた事項等について実施している。これまで、各種ハラスメントに関する研修、学生募集に関する研修、これからの大学職員像を考える研修、文書処理に関する研修等、多種多様な課題について能動的、実践的な研修を実施した。

② 学外研修

学外研修は、事務職員を学外の諸機関が主催する各種研修会・講習会・セミナー等へ派遣・参加させることにより実施している。特に実務研修として、本学設立団体（2009（平成 21）年度から毎年度 1 人）及び一般社団法人公立大学協会（2013（平成 25）年度から 2018（平成 30）年度の間、毎年度 1 人）へ職員を派出させ、各機関の業務に従事させている。

③ 自己啓発研修

自己啓発研修は、職務に関連する課題について勤務時間外に自己研修を行う者に対して、研修経費の一部を補助することにより実施している。これまで、職務に関する資格取得、大学院修士課程への進学・修了及び科目等履修等の実績がある。

④ 他大学と合同で実施する研究会

2011（平成 23）年度に高知工科大学、静岡文化芸術大学、名桜大学の 3 大学（2020（令和 2）年度現在、11 大学：高知工科大学、静岡文化芸術大学、名桜大学、公立鳥取環境大学、長岡造形大学、長野大学、福知山公立大学、山陽小野田市立山口東京理科大学、公立諏訪東京理科大学、公立小松大学、公立千歳科学技術大学）で発足した「公立大学法人等運営事務研究会」及び 2016（平成 28）年度に発足した「沖縄県公立大学運営事務研究会」（沖縄県内の公立 3 大学：沖縄県立芸術大学、沖縄県立看護大学、名桜大学）の取組みも SD の一環として位置付けている。

この 2 つの研究会では、大学運営に関わる様々なテーマを取り上げ、毎年度、各大学持ち回りで開催している。

⑤ 海外研修

2014（平成 26）年度から、本学の国際交流協定大学（アジアや米国、中南米な

ど5カ国・1地域の37大学)へ協定調印のために赴く際には、SDの一環として担当職員以外の職員も1人ずつ帯同させている。これまで、5人の職員を派遣した。

- ⑥ 大学設置基準及び大学院設置基準の一部改正(2017(平成29)年4月施行)による研修。

本学は、本学の課題解決に資するためのFD・SD合同研修をかねてから実施してきた。2017(平成29)年4月施行で一部改正された大学設置基準及び大学院設置基準に則り、同年以降もこれまでのFD・SDの枠組みにとらわれない全学的なSDを実施している。2020(令和2)年度においては、高大接続改革に関する研修を実施した。

【資料28】<再掲>FD・SDの活動

(2) 今後のSDの展開

本博士後期課程の開設に伴い、今後は、以下のような取組みを計画し、管理運営、教育研究支援に対する資質向上に向けて、SD活動の充実を図ることとする。

- ① 大学院における教育課程、教育内容・方法等に関する研修会
- ② コンプライアンスに関する研修会
- ③ その他、大学院の管理運営、教育研究支援に特化した研修会

以上

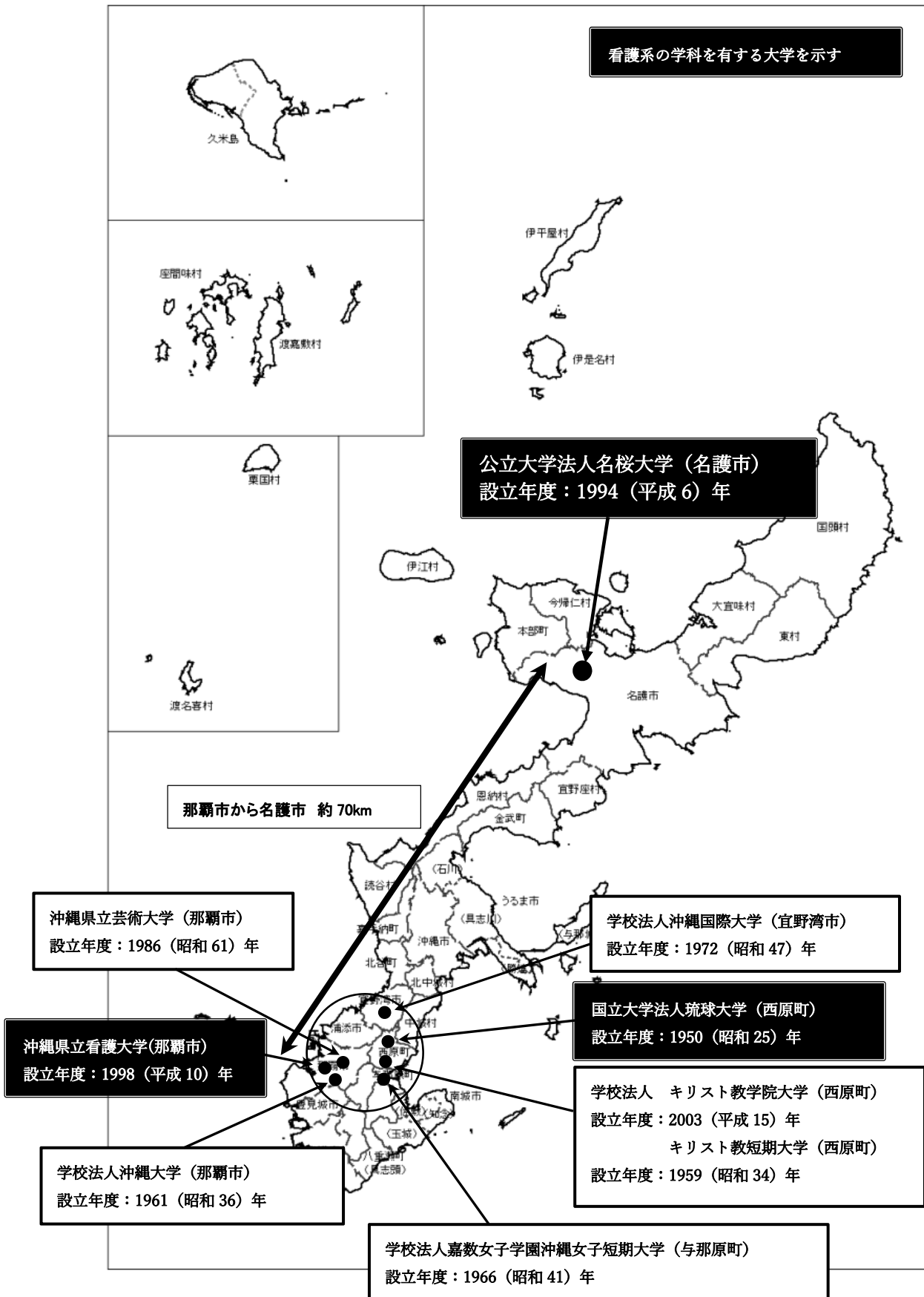
添付資料目次

資料 1-1	沖縄県における大学設置の状況	3
資料 1-2	公立大学法人名桜大学の沿革及び組織図	4
資料 2-1	名桜大学人間健康学部看護学科学生による正課外活動	5
資料 2-2	沖縄県北部地域における健康支援活動の展開	6
資料 2-3	健康支援活動から発展した卒業研究題目一覧	7
資料 2-4	全国公立大学学生大会（LINKtopos2018,静岡県立大学）発表	9
資料 2-5	地域発展のエンジンとしての大学『『地方大学再生—生き残る大学の条件』朝日新書, 2019』掲載	10
資料 3-1	北部 12 市町村長によるやんばる健康宣言	11
資料 3-2	沖縄県北部地域における「やんばる版プロジェクト健診」	12
資料 4-1	名桜大学看護学研究科看護学専攻修士課程 修了生 修士論文題目一覧	13
資料 4-2	名桜大学看護学研究科看護学専攻修士課程 修了生 進路先	15
資料 5-1	沖縄県の健康データ	16
資料 5-2	沖縄県の基本医療他データ	18
資料 6	九州・沖縄地区の看護系大学博士後期課程設置状況	19
資料 7-1	三つのポリシーと教育課程の対応表	21
資料 7-2	名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程三つのポリシー	22
資料 8-1	要望書（沖縄県看護協会）	23
資料 8-2	要望書（北部市町村会）	25
資料 9	看護学研究科看護学専攻博士後期課程カリキュラムマップ	26
資料 10	基礎となる修士課程と博士後期課程の関係	27
資料 11	名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程（案）	28
資料 12-1	看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル	30
資料 12-2	看護学研究科看護学専攻博士後期課程履修モデル具体的な事例	32
資料 13	研究実績報告書（院生用）	34
資料 14	大学院看護学研究科看護学専攻修士課程と看護学専攻博士後期課程の授業時間割表（仮編成：令和 2 年度実績）	36
資料 15	名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程長期履修規程（案）	40
資料 16	名桜大学研究倫理に関する規則	44
資料 17	名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会規程（案）	47
資料 18-1	博士後期課程履修指導及び研究指導の方法・スケジュール	51
資料 18-2	博士後期課程 研究に伴う手続き（目安）	52

資料 19-1	名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士論文審査に関する内規（案）	53
資料 19-2	名桜大学学位規則（案）	61
資料 20	「名桜大学セクシャル・ハラスメント防止規程」及び「名桜大学アカデミック・ハラスメント防止規程」	68
資料 21	大学院設置基準第 14 条に基づく社会人を対象とした時間割（仮編成：令和 2 年度実施）	72
資料 22	公立大学法人名桜大学就業規則	76
資料 23	公立大学法人名桜大学特任教職員規程	77
資料 24	名桜大学における試行的サバティカル制度実施要綱	79
資料 25	看護学科棟 1 階（大学院看護学研究科施設）平面図	81
資料 26	名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程（案）	82
資料 27	名桜大学内部質保証体制図（案）	84
資料 28	FD・SD の活動	85

資料 1-1

沖縄県における大学設置の状況



資料 1 - 2

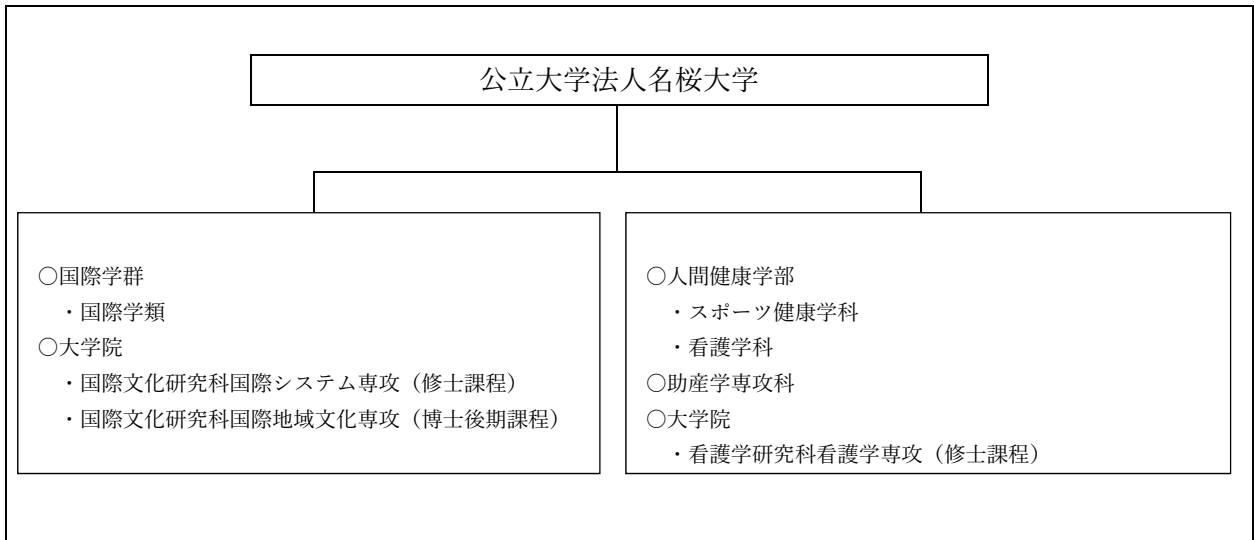
公立大学法人名桜大学の沿革及び組織図

<沿革>

年 度	事 項
1993(平成 5)年 12 月 1994(平成 6)年 4 月 2001(平成 13)年 4 月 2005(平成 17)年 4 月 2007(平成 19)年 4 月 2010(平成 22)年 4 月 2011(平成 23)年 4 月 2017(平成 29)年 4 月 2019(平成 31)年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人名護総合学園設立認可 ・名桜大学（国際学部：国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科）設置 ・大学院国際文化研究科国際文化システム（修士課程）設置 ・人間健康学部スポーツ健康学科設置 ・国際学部を国際学群に改組 ・人間健康学部看護学科設置 ・学校法人名護総合学園から公立大学法人名桜大学に組織変更 ・大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置 ・助産学専攻科設置 ・大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）設置

※ 2010（平成 22）年 4 月に学校法人名護総合学園を解散し、公立大学法人名桜大学に移行

<組織図>



資料2-1

名桜大学人間健康学部看護学科学生による正課外活動

No	種類	活動内容	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
健康支援活動	1	名護市宮里区朝市健康支援活動(宮里区)	学													コロナ	
		路上生活者健康支援活動(西原町・那覇市)	科														
		もとぶ手作り市健康支援活動(本部町)	開														
	2	名護市為又朝市健康支援活動(為又区)	設														コロナ
	3	名護市大北朝市健康支援活動(大北区)															
	4	名護市場健康支援活動(大中区)															
	5	健康ゆんたく広場健康支援活動(今帰仁村)															コロナ
	6	大宜味村謝名城共同売店健康支援活動(大宜味村)															
	7	大宜味村津波食堂健康支援活動(大宜味村)															
	8	新垣産業株式会社健康支援活動(名護市)															
9	勝山軽トラ市健康支援活動(名護市)																
多様な交流支援活動		名桜大学育児応援団「ふれんどまみい」(名護市大西区)														コロナ	
		やんばるピア 思春期応援団(伊平屋村中学校,名護高校,名護市内)															
		発達障害や学習困難感を抱えた子どもたちの学習サポートと居場所づくり(名護市)															
		学習習慣を身につけようin名護こどもいちば食堂(名護市)															
		Befriending ボランティア活動(名護市内)長期入院精神障害者との交流															コロナ
		語れない想いのBar(場)大学生のためのメンタルヘルスサポート(名護市)															コロナ
		多様な性と生を考える学習活動三丁目(性的違和を抱える皆のための活動)(名護市)															コロナ

連携している成課科目

教養演習 I
(1年次2単位必修)

ケアリング文化実習
(1年次2単位必修)

プロジェクト学習
(2年次2単位選択)

資料2-2

沖縄県北部地域における健康支援活動の展開



資料2-3

健康支援活動から発展した卒業研究題目一覧

NO	期生	発表年	卒業研究タイトル
1	1	平成22(2010)	ピアサポート活動に継続して参加した学生の学びに関する検討 —社会人基礎力評価基準を指標として—
2	2	平成23(2011)	朝市健康相談へ参加している住民の継続参加の要因に関する検討
3	2	平成23(2011)	A大学看護学生の「健康」の捉え方について—朝市健康相談活動への参加の有無からの検討—
4	2	平成23(2011)	地域活動に参加している高齢者の生きがいについて
5	2	平成23(2011)	沖縄県の路上生活経験者の生活と健康状態について
6	3	平成24(2012)	地域の「朝市」を活用した健康相談活動の効果に関する参加者の意識
7	3	平成24(2012)	ソール・ド・おきなわバリアフリーサイクリングに参加した学生の障害観の変化のプロセス—学生の学びから—
8	3	平成24(2012)	看護大学生のコンソーシアム活動における学び—A地区看護系3大学の学生リーダーたちへのインタビューを通して—
9	4	平成25(2013)	学生主体の健康支援ボランティア活動を利用する住民の動機に関する研究
10	4	平成25(2013)	看護学生がボランティアに継続して参加する体験とハーディネスの関連
11	4	平成25(2013)	C地区朝市看護ボランティアに関する地域住民への意識調査
12	5	平成26(2014)	「朝市」健康増進活動に継続して参加していた卒業生の学び—卒業後に臨床現場で活かされていること—意識調査
13	5	平成26(2014)	朝市健康増進活動における健康相談に対する住民の思い—コミュニティ・エンパワメントに焦点を当てて—
14	5	平成26(2014)	学習支援ボランティアを行う学生の学びおよび行動変容
15	5	平成26(2014)	学習支援を受けた子どもの変化と保護者の思い —ボランティア学生による個別の学習支援を通して—
16	5	平成26(2014)	沖縄県与儀公園での配食活動に並んでいる人々の健康意識と生活習慣の実態調査
17	6	平成27(2015)	「ゆんたく」におけるリラックス効果の検討
18	6	平成27(2015)	住民の健康ニーズを取り入れた健康増進プログラムの検討
19	6	平成27(2015)	A大学看護学生が朝市健康増進活動に継続参加して得たこと—自己成長に焦点を当てて—
20	7	平成28(2016)	A地区住民の健康意識の現状と健康づくりへの支援に関する検討
21	7	平成28(2016)	A地区における朝市への参加による高齢者の生きがい感の相違
22	7	平成28(2016)	ボランティアによるビフレンディング活動が精神科長期入院患者にもたらす意味に関するスタッフの認識
23	7	平成28(2016)	大学生同士の語り場を開催する学生の体験プロセス—「語れない想いのBar」にまつわる記録の分析より—
24	7	平成28(2016)	子どもにとっての子ども食堂の意義
25	8	平成29(2017)	朝市健康増進活動へ10年間参加している住民の健康づくりの効果に関する検討

NO	期生	発表年	卒業研究タイトル
26	8	平成29(2017)	性別違和感を抱える大学生にとってのピア活動の場の意味—多様な性と性を考える学習活動三丁目に焦点化して—
27	9	平成30(2018)	A大学看護学科学生のボランティア活動の実態とボランティア活動に継続して参加する学生の援助成果
28	9	平成30(2018)	朝市健康支援活動へ10年間参加する住民の継続要因の検討—ソーシャルキャピタルに焦点をあてて—
29	9	平成30(2018)	精神科長期入院患者へのビフレンディング活動に参加する学生の体験—継続して参加する学生に焦点を当てて—
30	10	令和元年(2019)	女性の地域食堂でのボランティア活動における主観的幸福感への影響に関する研究
31	10	令和元年(2019)	NPO法人ホームレス支援施設入所者の健康測定に対する認識—看護学生ボランティアとの関わりを通して—
32	10	令和元年(2019)	思春期のピア活動を実践する大学生の思い
33	10	令和元年(2019)	B地区の朝市健康支援活動に参加する高齢者の健康づくりの効果と継続参加の要因
34	11	令和2年(2020)	ボランティア活動と卒業研究の関連性 —10年間の卒業研究抄録集の分析を通して—
35	11	令和2年(2020)	過疎A地域における組織リーダーの一人暮らし高齢者に対する思いと取り組み
36	11	令和2年(2020)	A大学における企業への健康支援活動の効果に関する検討



名桜大学看護学科が地域の人々と共に創造する 朝市健康支援活動



沖縄の現状

高齢化率：19.6%
高齢化率2040年見込み：30.3%
肥満率

- ・20～69歳男性の肥満の割合は、約4割で全国と比べると高い
- ・40～69歳女性の肥満の割合は、約3割で全国と比べると高い

平成27年4月経済省「国民健康」
平成28年2月国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

朝市健康支援活動とは

H19年度看護学科開設時より継続。

公民館などの地域の場所を借りて健康測定などを行い、住民の健康支援を行うボランティア活動。

為又地区・宮里地区・大北地区 本部・今帰仁などでさまざまな健康増進活動が行われている。

朝市支援プロジェクトは中でも為又地区と宮里地区をピックアップして行った。



<課題>

- ・参加学生の固定化や新規住民の減少
- ・地域住民の要望を実現できない
- ・正常値を把握していないため、適切なアドバイスが出来ない

しかし

これらの課題を次回へ持ち越すことがないように…

<目標>

- ・朝市健康増進活動への住民及び学生の**参加者数を増やす**
- ・住民のニーズを抽出し、解決できそうなことを達成する
- ・手帳に記入した数値をデータ化して1年後には**基準値に近い人を増やす**

活動内容

年間スケジュール



- ・参加者数を増やす
- ・のぼりを作る、ポスターを張る
- ・住民のニーズを抽出する
- ・アンケートの実施を実施し、ニーズの把握
- ・基準値に近い人を増やす
- ・勉強会を行う、測定値をデータ化する

アンケート結果 調査
23名 男性10名、女性13名
40～80代
- 朝市に対する満足度
満足19名、やや満足4名
- 学生に対する満足度
満足21名、やや満足2名
- 抽出されたニーズ
- 一緒に料理を作りたい
- 講座に白い運動をしたい



これらの活動の集金は、名桜大学地域貢献活動等支援金として、自分たちで申請（地域貢献活動に対する支援金）し採択された。30万円の運営資金を獲得した。



結果

宮里朝市
日時・・・毎月第三日曜日、午前7時～8時
場所・・・宮里公民館
活動内容・・・体重、血圧、血圧、血圧、骨ウェーブなど

【宮里朝市】平成29年度毎月参加者数

4月	23名	9月	20名
5月	24名	10月	28名
6月	25名	11月	28名
7月	24名	12月	27名
8月	24名	合計	400/175

継続してきてくれた住民の数

平成29年度4月～12月	302以上	37名	
平成29年度参加	282名	125名	
20以上	19名	40以上	29名

一番長く続いている健康活動であり、住民同士や学生との距離が近いことが特徴である。学生の参加人数が伸びていることが課題。

測定内容や学生の対応など、満足であるとのアンケート結果とともに、継続してきてくれる住民や新規の方も増えた。

為又朝市
日時・・・毎月第一日曜日、午前8時～12時
場所・・・為又公民館
活動内容・・・体重、血圧、血圧、血圧、骨ウェーブなど

平成29年度毎月参加者数

4月	22名	6月	24名
5月	24名	10月	24名
6月	22名	11月	24名
7月	24名	12月	21名
8月	25名	合計	430/175

継続してきてくれた住民の数

平成29年度4月～12月	216以上	21名	
平成29年度参加	196名	125名	
20以上	19名	40以上	29名

毎回終了後にははけ袋等に個人や全体の反省点などを書きだし、次回へ活かす！

活動の成果と今後の展望

成果	反省・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・見えなかった課題(運動・学生との関わり)をアンケートを活用しながら発見した ・勉強会を行うことで、詳細なアドバイスなどを行うことが出来、質の向上に繋がった。 ・目標を決めて、具体的な行動(アンケート・健康レシピづくり)に移すことができた。 ・役割を分担しながら、情報共有して取り組むことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・成果が見られたものBMI・手帳の改善と、見えなかったもの(参加者数の増加)があった ・1年生への引き継ぎが上手くできていない ・住民の変化を見るには、1年という期間は短かった。継続して分析する。 ・データ整理に時間がかかった

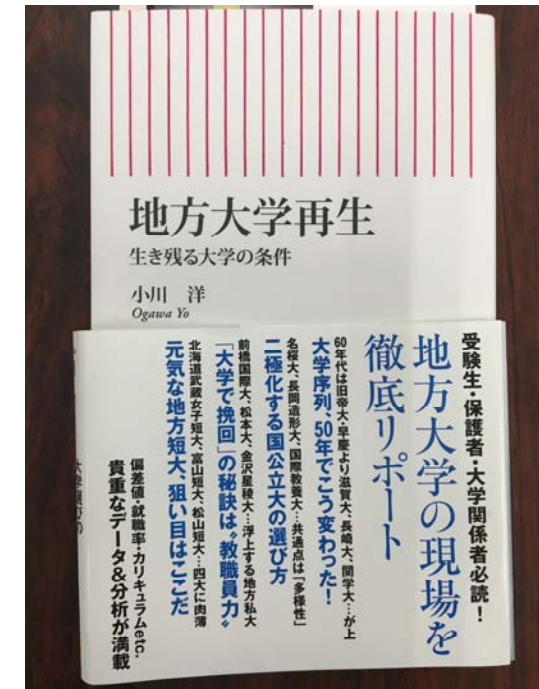
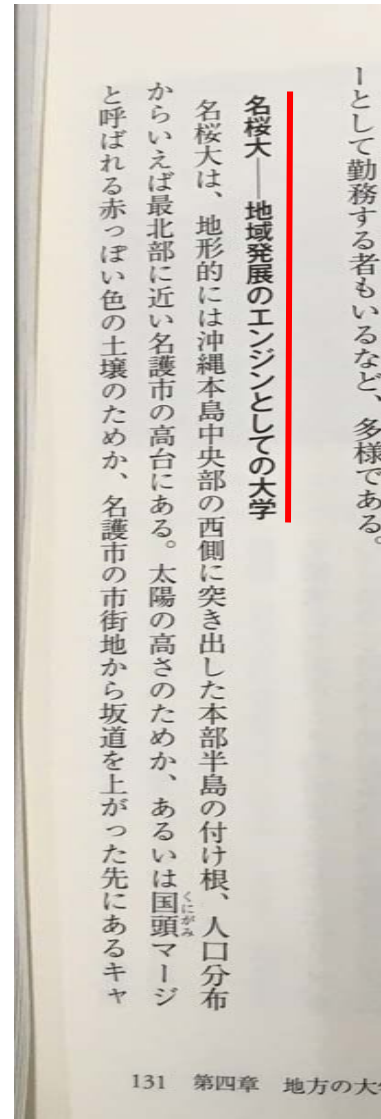
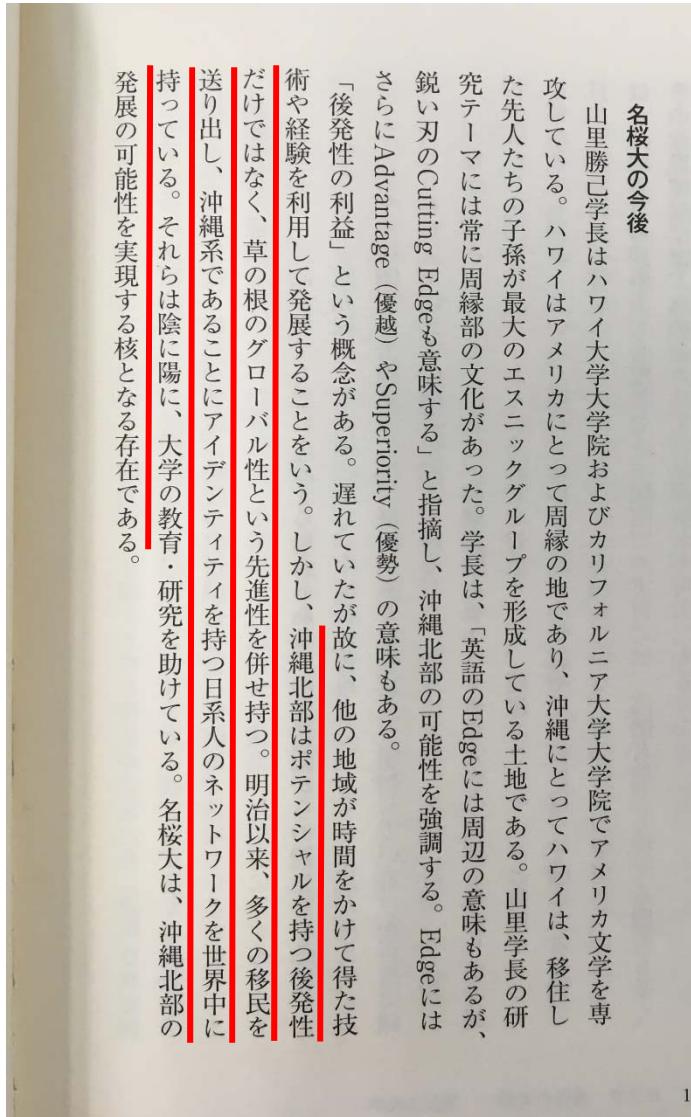


これらの活動の成果を12月に住民のみならず報告会という形で発表した

アンケートをもとに見えなかった住民の方の要望や課題が明確となり、実践できた。目標を決め、具体的な活動へ繋げることが出来たが、成果が見られたものと見られなかったものがあり、継続していく必要がある。そのためにも今後も継続して地域住民と学生・教員と関係していく必要がある。

資料 2-5

地域発展のエンジンとしての大学「『地方大学再生—生き残る大学の条件』朝日新書、2019」掲載

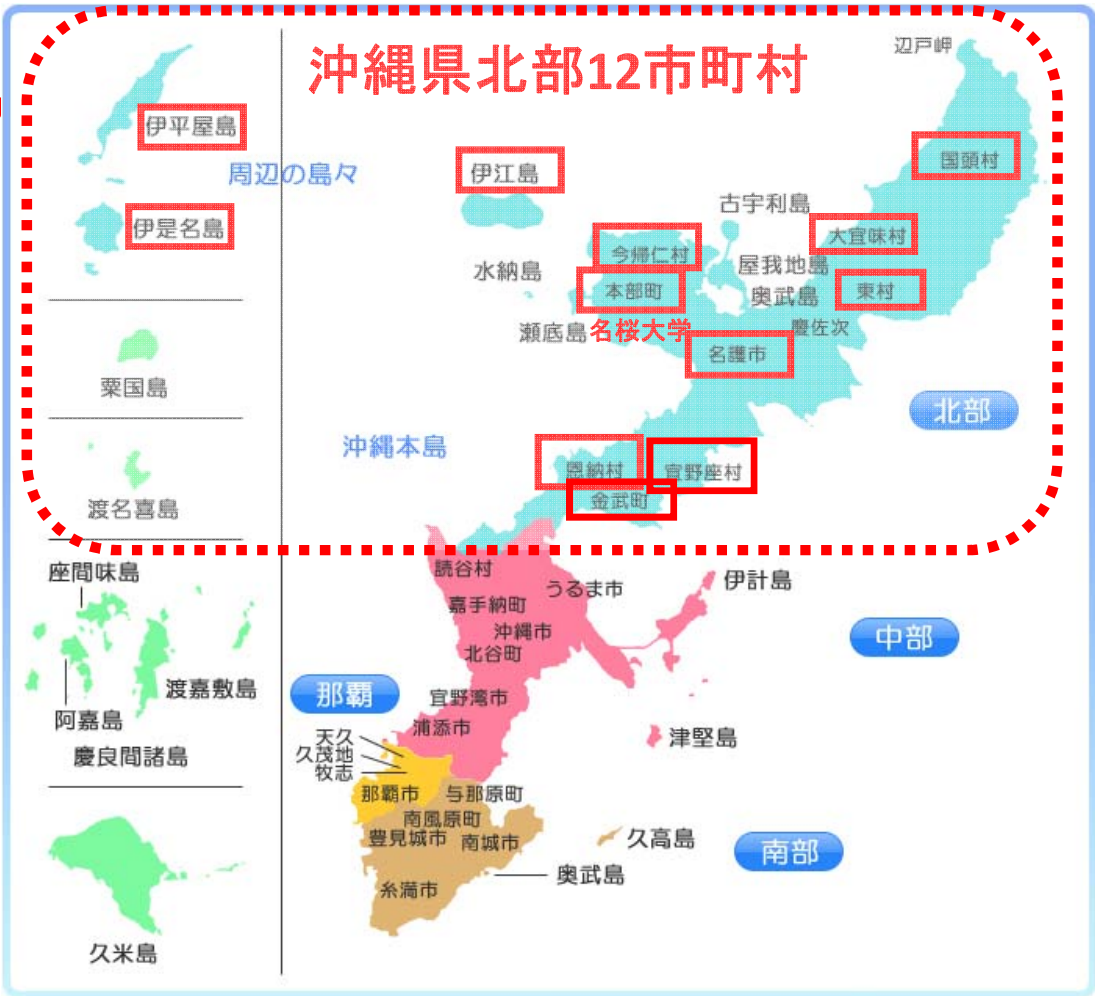
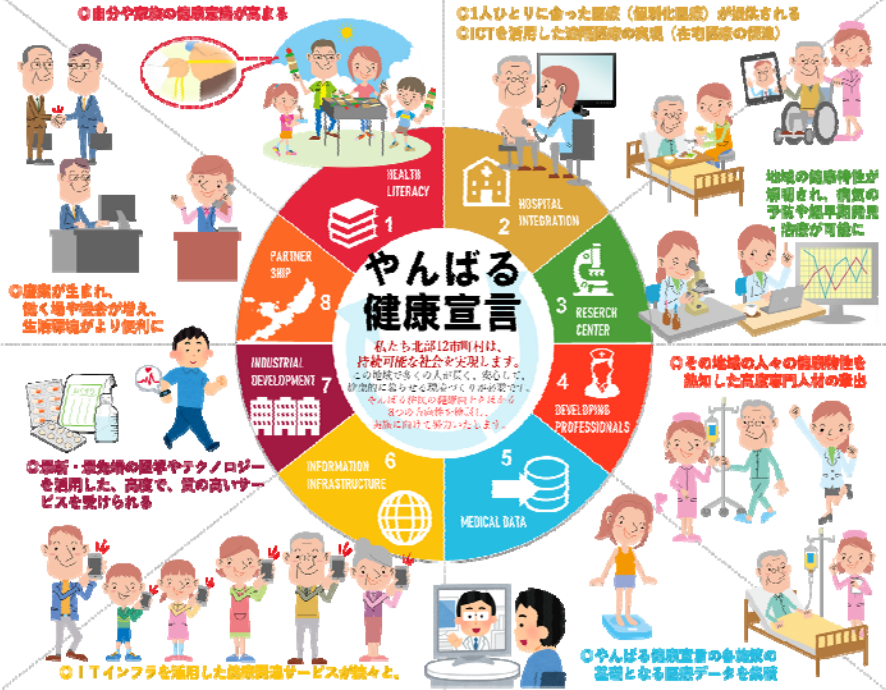


資料3-1

北部12市町村長によるやんばる健康宣言 平成30(2018)年11月3日 名桜大学

北部市町村会会長の眞淳宜野座村長が北部12市町村を代表し健康宣言を行いました。

私たち北部12市町村は、持続可能な社会を実現します。
この地域で多くの人々が長く安心して、健康的に暮らせる環境づくりが必要です。
やんばる住民の健康向上をはかる8つの方向性を検討し、実施に向けて努力いたします。



資料3-2

沖縄県北部地域における「やんばる版プロジェクト健診」

やんばる版プロジェクト健診概要

<現状の取り組み>

平成30年度から弘前大学COI (Center of Innovation) の連携拠点大学として「やんばるプロジェクト健診」を自治体及び民間企業との協働で実行し、医療ビッグデータの基礎を構築

日時	対象者数	健診場所
2018 11/29-30,12/3	196人	名桜大学 北部生涯学習推進センター
2019 11/28-29,12/2	419人	21世紀の森体育館、 名桜大学 北部生涯学習推進センター
2020 11/26,27,29,30	209人	名桜大学 北部生涯学習推進センター
2021 11/25,26,27,29 予定	目標 500人	名桜大学 北部生涯学習推進センター

2018年プロジェクト健診の様子

⑥採血



⑦血液分離・尿分析



⑧脈波伝導速度



⑨口腔



⑩エコー



⑫皮膚βカロテノイド



資料4-1

名桜大学看護学研究科看護学専攻修士課程 修了生 修士論文題目一覧

年度	修士論文題目
平成24 (2012) 年度	ハンセン病療養所における入所者の看取り看護に関わる看護師の看護観と看護実践に関する研究
	残遺型統合失調症患者へのフットケアの効果に関する研究
	沖縄県の中堅保健師のキャリア発達における保健師マインドの形成とその継承
	専門性見出している看護師のキャリア形成を促進する要因
平成25 (2013) 年度	新人看護師のチーム参画プロセスと個人のチームワーク・コンピテンシー
	回復期リハビリテーション病棟における認知症ケアマッピング (DCM) を用いた認知症ケアの評価と看護師の想いと意識の変化
	産褥早期の睡眠ケアが産後女性の睡眠に及ぼす効果の検討
	がんを併発した統合失調症の終末期患者を看護する看護師の体験プロセスに関する研究
平成26 (2014) 年度	急性期病院における看護補助者の看護チームの一員としての認識～高業績者からのインタビューを通して～
	看護職者の医療安全コンピテンシーの評価に関する研究～コンピテンシー獲得に関連する要因～
	同僚評価に基づく看護師長のコンピテンシー～有能な看護師長の行動特性と理想とする看護師長像の検討～
	遺族の視点から振り返る医療療養病棟の課題
	ハンセン療養所における認知症ケアマッピング導入によるケア意識の変化～認知症ケアマッピング (DCM) と認知症環境配慮尺度を使用して～
平成27 (2015) 年度	精神科病院において患者の自殺に遭遇した看護者に対する師長の支援の現状と課題
	重症心身障害児を在宅で療育する父親の思いと支援のあり方に関する研究
	認知症高齢者の退院支援に関わる病棟看護師の認識～急性期病院で中堅看護師へのインタビューから～
	医療的ケアを要する子どもを養育する母親の就労の実態と就労に対する思い
	地域活動に参加している高齢者にもたらす「笑いヨガ」の生理的・心理的影響
	看護専門学校における看護教員の教育実践能力の現状と課題～自己教育力との関連を通して～
	摂食嚥下障害のある高齢者に対する主介護者の経口摂取への思い
	高度経済成長期に関西に移住した沖縄県出身者の病気体験～ライフストーリー・インタビューを通して～
平成28 (2016) 年度	在沖外国人の介護サービス利用の実態と異文化間介護をめぐる課題
	沖縄県における自死遺族の体験
	沖縄県過疎地域に暮らす高齢者の「閉じこもり」関連する要因

年度	修士論文題目
平成29 (2017) 年度	授乳時における母親の唾液中オキシトシン濃度と児への愛着との関連～ELISA法によるオキシトシン測定から～
	沖縄県の認知症高齢者の居住環境としての住宅型有料老人ホームのあり方の探求
	ヒト気管支上皮細胞に対するブタクサ花粉添加によるIL-33の産生の変化
平成30 (2018) 年度	沖縄県における特定妊婦に対する助産師の認識と継続支援のための現状と課題
	人生の最終段階にある高齢者の経管栄養をめぐる看護師の意思決定支援の現状と食の倫理からみた家族の思い
	救命センターに搬送された自殺企図患者に関わった救急看護師の感情
	一般病院で高齢者ケアを実践する臨床看護師の道徳的感受性と日常倫理に影響を与える要因
	救急告示病院におけるオン・コール勤務（待機）を担う看護職者の勤務実態と課題－勤務実態、自己効力感、バーンアウトの調査から－
	沖縄県男性住民における頸動脈―大腿動脈間脈波伝播速度（cfPWV）およびデヒドロエピアンドロステロン（DHEA）と飲酒量との関連の検討
	腹部手術を受けた患者における術後せん妄と血清brain-derived neurotrophic factorとの関連
小地域で虚弱高齢者も参加できる通いの場における相互扶助の機能	
令和元 (2019) 年度	時計遺伝子Bmal1と甲状腺ホルモン受容体mRNA発現との関連
	遠赤外線ヒマシ油湿布による女性への生理的及び心理的影響
	自助グループに参加していないアルコール依存症者の体験－アルコール専門外来に通院している患者の語りから－
	沖縄県北部で地域活動に参加していない一人暮らし男性高齢者が死生観を構築するプロセス
	電気刺激による培養ヒト皮膚繊維芽細胞の血管内皮細胞増殖因子（VEGF）mRNA発現量およびコラーゲン放出量の変化
	大学生の足・足爪トラブルの現状と関連要因の検討
令和2 (2020) 年度	キネステティック・クラシック・ネオ体験学習後の更年期女性の動きの変更プロセスと心身状態の変化
	職場の協働者によるがん就労者の治療と就労の両立支援の現状と課題に関する文献レビュー
	がん患者の代理意思決定場面における家族間コンフリクトに対する看護師の支援とその阻害要因
	乳幼児を育てる母親の育児関連レジリエンスの関連要因の検討-社会経済状態の高低に着目して-

※グレーの網掛け部分は、沖縄のケアリング文化を踏まえた修士論文を示している。

資料4-2

名桜大学看護学研究科看護学専攻修士課程 修了生 進路先(令和3(2021)年. 3月現在)

No	進路先	人数
1	看護系大学及び看護専修学校教員	17(大学13・専修学校4)
2	臨床現場:看護実践のスペシャリストとしての管理者及び指導者(病院・施設)	22
3	臨床現場:看護実践のスペシャリストとしての管理者及び指導者(地域)	6

沖縄県の健康データ

第2章 沖縄県の医療の現状

人口

- ▶ 本県の人口は平成32年(2020年)まで増加し、以降は人口が減少。
 - ・年少人口、生産年齢人口はすでに減少しており増加するのは高齢者(65歳以上)人口
 - ・平成37年(2025年)には4人に1人
 - ・平成42年(2040年)には3人に1人が高齢者



出典：沖縄県『第7次沖縄県医療計画 ～概要版～第2章 沖縄県の医療の現状 p3』

7 人口動態統計

(1) 管内及び沖縄県の人口(高齢者)と面積

	人 口				面積 (Km ²)	世帯数	人口密度 (人/面積)	世帯 当たり 人員	備考	
	総数	65歳以上 (%)		男						女
		65歳以上 (%)	男							
名護市	62,372	13,398 (21.5)	30,982	31,390	210.9	28,279	295.7	2.2	超高齢社会	
国頭村	4,689	1,589 (33.9)	2,371	2,318	194.8	1,998	24.1	2.3	超高齢社会	
大宜味村	2,963	1,095 (37.0)	1,544	1,419	63.6	1,247	46.6	2.4	超高齢社会	
東村	1,643	595 (36.2)	900	743	81.9	746	20.1	2.2	超高齢社会	
今帰仁村	9,349	2,885 (30.9)	4,747	4,602	39.9	3,594	234.3	2.6	超高齢社会	
本部町	13,197	3,916 (29.7)	6,708	6,489	54.4	5,383	242.8	2.5	超高齢社会	
伊江村	4,155	1,431 (34.4)	2,119	2,036	22.8	1,959	182.4	2.1	超高齢社会	
伊平屋村	1,202	337 (28.0)	660	542	21.8	517	55.1	2.3	超高齢社会	
伊是名村	1,428	436 (30.5)	772	656	15.4	672	92.7	2.1	超高齢社会	
管内計	100,998	25,682 (25.4)	50,803	50,195	705.4	44,395	143.2	2.3	超高齢社会	
沖縄県	1,448,101	310,345 (21.4)	712,065	736,036	2,281.1	592,931	634.8	2.4	超高齢社会	

(出典) ・人口、世帯数 沖縄県統計課推計人口(平成30年10月1日)より
 ・65歳以上人口 高齢者福祉介護課(平成30年10月1日)より
 ・面積 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(平成30年10月1日)より
 ※65歳以上人口/総人口×100の比率により以下の名称で表されている。
 ・超高齢社会=21%以上 ・高齢社会=14%以上 ・高齢化社会=7%以上

出典：沖縄県北部保健書『平成30年北部保健所活動概況 VII 資料編 p111』

人口動態

- ▶ 出生数：減少 (S50年→H28年 △26%)
- ▶ 死亡数：増加 (S50年→H28年 +107%)

	S50年 1975年	H28年 2016年	増減	
出生数	22,371人	16,617人	△ 5,754人	△ 26%
死亡数	5,667人	11,706人	+ 6,039人	+ 107%

- ▶ 死亡率：35歳～64歳の死亡率が全国上位(第1位～第6位)

▶ 平均寿命

男性：第36位 (80.27歳)
 女性：第7位 (87.44歳)

	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-
男	1	3	3	2	3	3	12	20	42	47	47
女	1	1	6	5	4	3	46	43	36	47	47

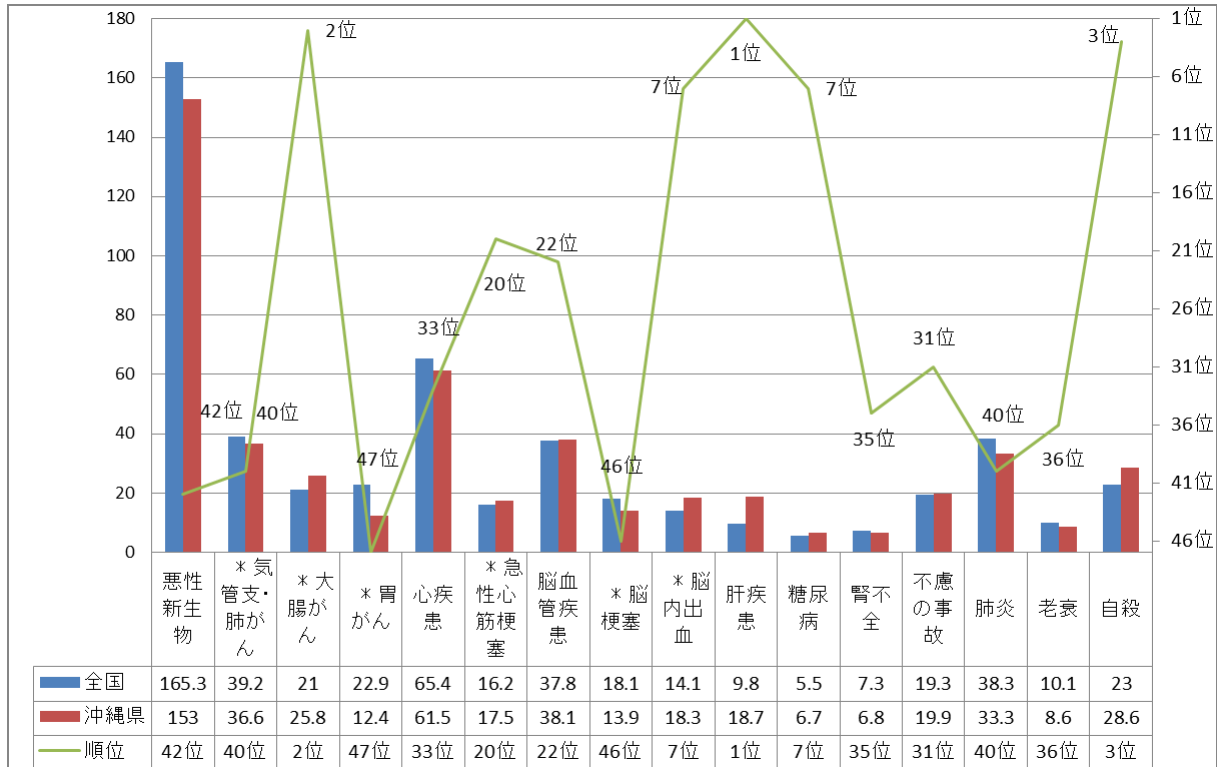
- ▶ 死亡原因 第1位：がん(26%) 第2位：心疾患(14%) 第3位：脳血管疾患(8%)

▶ 死亡原因ごとの年齢調整死亡率

高い【男性】肝疾患(1位)、大腸がん(2位)、自殺(3位)、脳内出血・糖尿病(7位)
 【女性】肝疾患・子宮がん・糖尿病(1位)、大腸がん(17位)
 低い【男性】胃がん(47位)、脳梗塞(46位)、肺炎・気管支・肺がん(40位)
 【女性】胃がん・脳梗塞(47位)、不慮の事故(44位)、老衰(41位)

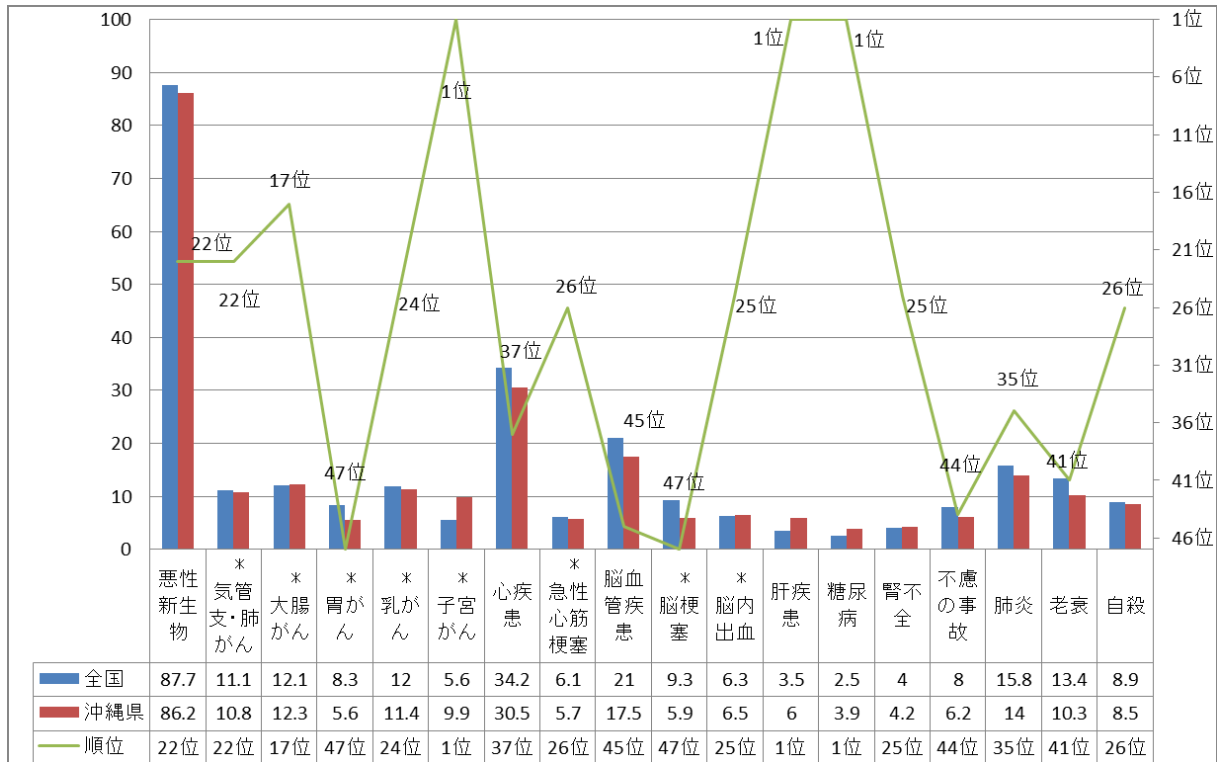
出典：沖縄県『第7次沖縄県医療計画 ～概要版～第2章 沖縄県の医療の現状 p3』

図12 死因別の年齢調整死亡率(男性)平成27年 (人口10万人対)



※人口動態調査特殊報告

図13 死因別の年齢調整死亡率(女性)平成27年 (人口10万人対)



※人口動態調査特殊報告

出典: 沖縄県『第7次沖縄県医療計画 第2章 沖縄県の医療の現状 p13』

資料5-2

沖縄県の基本医療他データ

○ DV保護命令件数(人口万対)	沖縄県	全国	全国順位
	4.1件	1.8件	4位

出典: 沖縄県青少年・子ども家庭課(2017)

○ 児童虐待件数(2019)	1679件 前年度比46%増
----------------	----------------

*** 面前DVを含む心理的虐待が全体の7割弱を占める。**

出典: 沖縄県青少年・子ども家庭課(2017)

○ 自殺者数(2016)	沖縄県	全国	全国比
男性の自殺率(人口10万対)	31.9	26.6	1.2
女性の自殺率(人口10万対)	9.6	10.8	0.9

出典: 沖縄県青少年・子ども家庭課(2017)

○ 沖縄県のアルコール依存症医療情報(全国換算値比較)	沖縄県	全国換算値	全国換算値比
-----------------------------	-----	-------	--------

入院治療精神科病床有する病院数	24機関	16機関	1.5
重度アルコール依存症入院管理加算病院数	3	2	1.5
外来診療医療機関数	81	59	1.4
アルコール依存症入院患者数	571人	286人	2.0
アルコール依存症外来患者数	2091人	1029人	2.0
重度アルコール依存症入院管理加算算定患者数	247人	103人	2.4

出典: NDB「レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB; National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan)」

○ 沖縄県の気分障害(うつ)医療情報(全国換算値比較)	沖縄県	全国換算値	全国換算値比
-----------------------------	-----	-------	--------

入院治療精神科病床有する病院数	24機関	18機関	1.5
外来診療している医療機関	116機関	94機関	1.2
入院患者数	2,304人	2,124人	1.1
外来通院患者数	28,414人	34,116人	0.8

出典: NDB「レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB; National Database of Health Insurance Claims and Specific Health Checkups of Japan)」

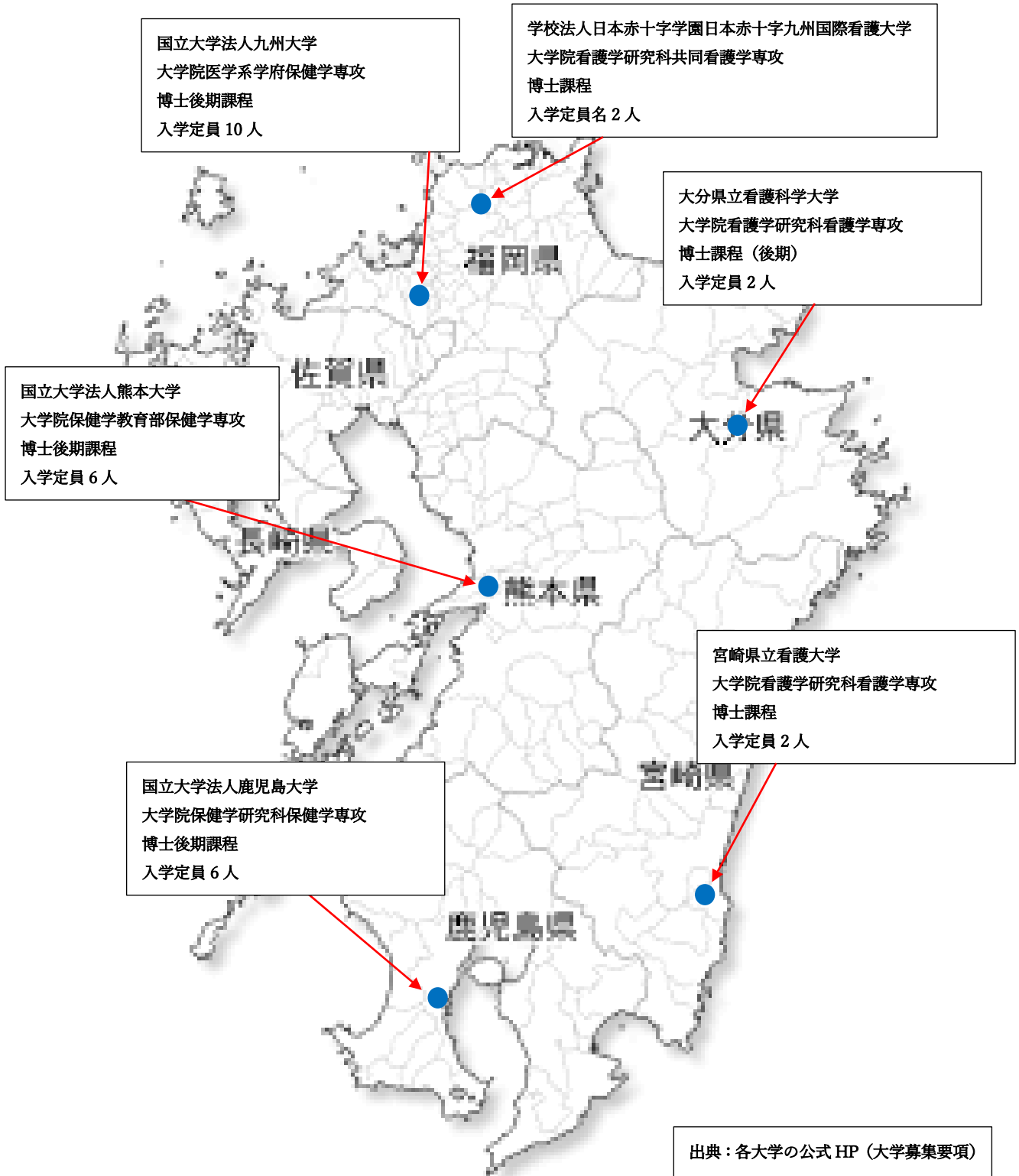
○ 気分障害(うつ)の自立支援医療(精神通院医療)支給認定者数	2012年	2015年	増加割合
---------------------------------	-------	-------	------

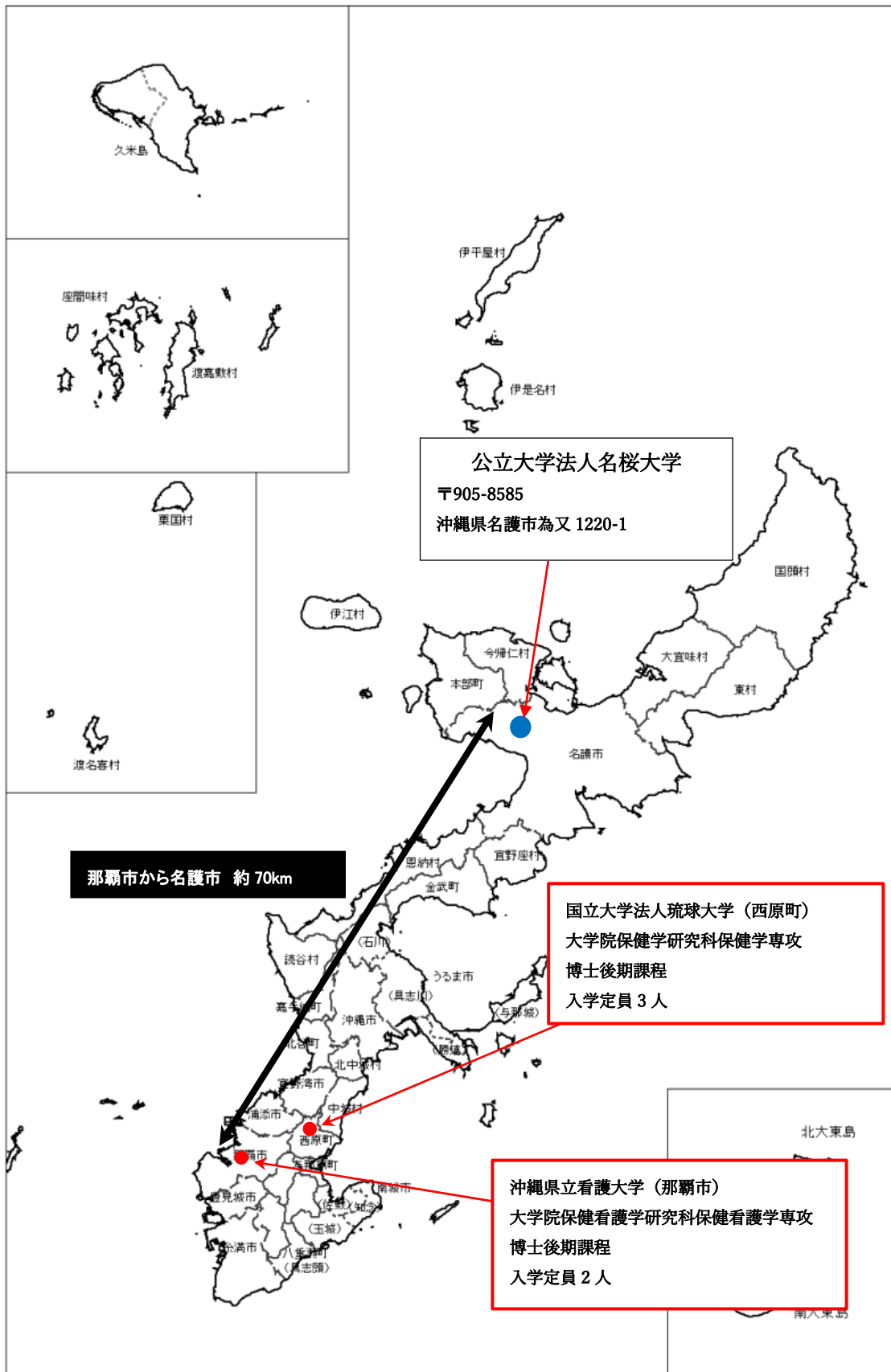
気分障害(うつ)支給認定者数	9,735人	12,585人	1.3
----------------	--------	---------	-----

出典: 沖縄県立総合精神保健福祉センター

資料 6

九州・沖縄地区の看護系大学博士後期課程設置状況





公立大学法人名桜大学
〒905-8585
沖縄県名護市為又 1220-1

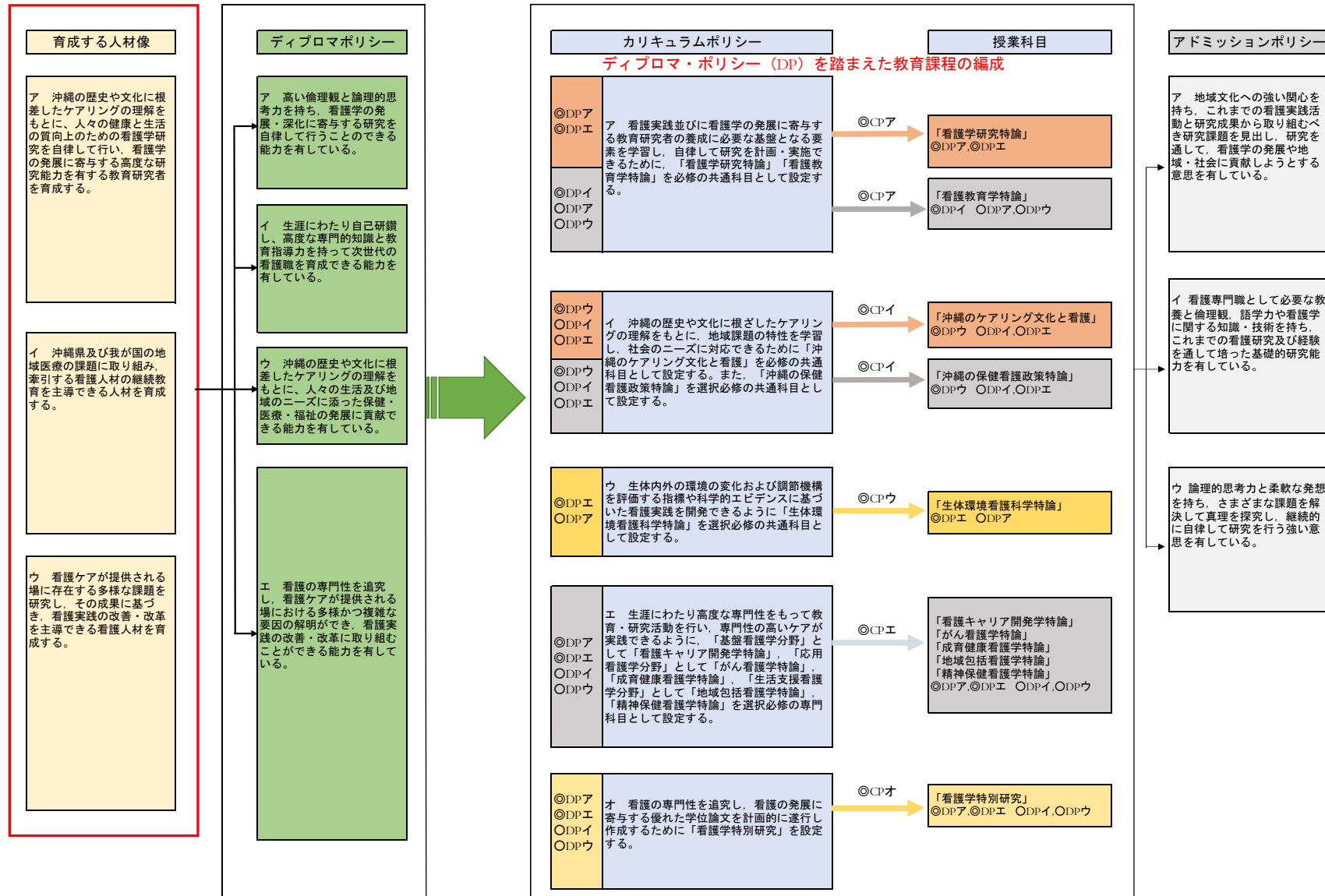
那覇市から名護市 約 70km

国立大学法人琉球大学（西原町）
大学院保健学研究科保健学専攻
博士後期課程
入学定員 3 人

沖縄県立看護大学（那覇市）
大学院保健看護学研究科保健看護学専攻
博士後期課程
入学定員 2 人

出典：各大学の公式 HP（大学募集要項）

三つのポリシーと教育課程の対応表



特記： ◎印は、授業科目がCP,DPに直結しており関係が強い。○印は、DPに関する能力形成に関与している。

三つのポリシー

沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者の育成を目的とする。

Ⅰ ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）は、以下の要件を満たした大学院生に博士（看護学）の学位を授与する。

- ア 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。
- イ 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。
- ウ 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。
- エ 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。

Ⅱ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成針）

ディプロマ・ポリシーで示した能力を育成するため、以下の方針に沿ってカリキュラムを編成する。

- ア 看護実践並びに看護学の発展に寄与する教育研究者の養成に必要な基盤となる要素を学習し、自律して研究を計画・実施できるように、「看護学研究特論」「看護教育学特論」を必修の共通科目として設定する。
- イ 沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリングの理解をもとに、地域課題の特性を学習し、社会のニーズに対応できるように「沖縄のケアリング文化と看護」を必修の共通科目として設定する。また、「沖縄の保健看護政策特論」を必修の共通科目として設定する。
- ウ 生体内外の環境の変化及び調節機構を評価する指標や科学的エビデンスに基づいた看護実践を開発できるように「生体環境看護科学特論」を選択必修の共通科目として設定する。
- エ 生涯にわたり高度な専門性をもって教育・研究活動を行い、専門性の高いケアが実践できるように、「基盤看護学分野」として「看護キャリア開発学特論」を、「応用看護学分野」として、「がん看護学特論」、「成育健康看護学特論」を、「生活支援看護学分野」として「地域包括看護学特論」、「精神保健看護学特論」を選択必修の専門科目として設定する。
- オ 看護の専門性を追究し、看護の発展に寄与する優れた学位論文を計画的に遂行し作成するために「看護学特別研究」を設定する。

Ⅲ アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）に入学を希望する人には以下のことを求める。

- ア 地域文化への強い関心を持ち、これまでの看護実践活動と研究成果から取り組むべき研究課題を見出し、研究を通して、看護学の発展や地域・社会に貢献しようとする意思を有している。
- イ 看護専門職として必要な教養と倫理観、語学力や看護学に関する知識・技術を持ち、これまでの看護研究及び経験を通して培った基礎的研究能力を有している。
- ウ 論理的思考力と柔軟な発想を持ち、さまざまな課題を解決して真理を探究し、継続的に自律して研究を実践する強い意思を有している。

要 望 書

多くの中山間地域や離島を抱えている沖縄県は、2020年から2040年まで全国一高い伸び率で高齢者が増加し、2040年には県民の3人に1人が高齢者となる超高齢社会になります。そのため、それぞれの地域の特性を活かし、住み慣れた地域で人々ができる限り健康に暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築が課題となります。

医療提供体制が「病院完結型」から「地域完結型」へと転換される中、医療機関の役割分担・連携の推進、そして在宅医療の強化が進められています。こうした状況の中、高度医療から在宅・福祉の現場と幅広く活躍する看護職は、看護職相互及び他職種間の連携を推進する原動力となることが求められています。

沖縄県看護協会は、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、併せて地域のニーズに応え、人々の健康な生活の実現に寄与するために、教育と研鑽に根ざした専門性に基づく看護の質の向上に努めています。

看護職に大きく変化する高齢社会に向けて、急性期や高度医療を担うことはもとより、これまで以上に地域で暮らす生活者として人々を支え、地域包ケアシステムを推進できるリーダー的な役割が期待されています。

そのため、高度な専門性を備え、保健・医療・福祉の連携を推進するマネジメント力をもつ看護専門職者、さらには研究による新たな看護の知見を見出し地域包括ケアのシステムを開発できる人材を育成することが、急務であると考えます。

以上のような状況から沖縄のケアリング文化を基盤とした研究者・教育者を養成する看護学専攻博士後期課程を早急に設置されますようお願いいたします。

令和2年12月14日

公立大学法人 名桜大学
理事長 高良 文雄 様
学 長 砂川 昌範 様

公益社団法人 沖縄県看護協会
会 長 仲座 明美



この写は原本と相違しないことを
証明します。

令和3年2月1日
公立大学法人名桜大学
理事長 高良 文雄



名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程設置に係る「北部市町村会」からの要望書

北部市町村発第85号

令和2年12月7日

公立大学法人名桜大学

理事長 高良 文雄 殿

北部市町村会

会長 眞 淳



名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）設置に関する要望書

貴大学は、平成6年の開学以来、教育研究はもとより、種々の地域貢献活動に取り組まれていることに、深く敬意を表します。

また、沖縄県北部地域の進学機会の拡充に努め、平成19年4月に人間健康学部看護学科、平成23年4月に大学院看護学研究科（修士課程）、そして平成29年4月に助産学専攻科を開設し、北部地域の保健・医療・福祉に関わる健康支援人材の養成にご尽力されております。

さて、国の「医療従事者の需給に関する検討会・看護職員需給分科会」が示した看護需給の見通しによると、超高齢化社会に突入する令和7年には、最大で約27万人の看護職員が不足する事が明らかになっており、北部地域においては、令和8年度に北部基幹病院「公立北部医療センター」の開院が予定されており、看護職者の安定確保は必要不可欠となっております。

このような中、離島や僻地のある北部地域においては、「看護職者の偏在」に課題があり、北部地域の医療機関及び在宅生活を支える看護職者の継続的育成は急務で、そのための質の高い教育及び実践を支援する教育研究者が必要となります。

つきましては、看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の設置の早期実現に向けてご尽力されることを切に要望いたします。

この写は原本と相違しないことを証明します。

令和3年2月1日

公立大学法人名桜大学

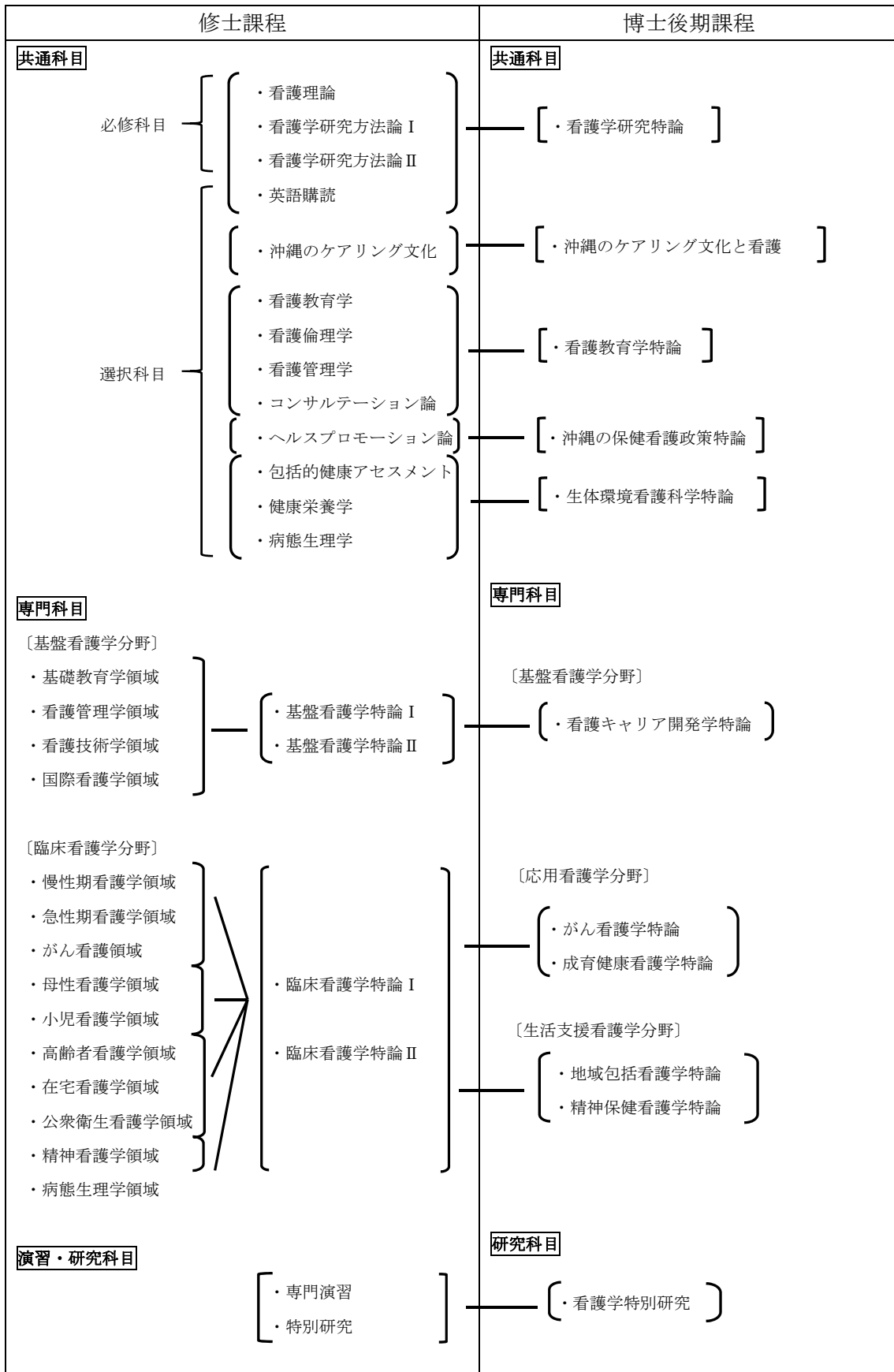
理事長 高良 文雄



養成する人材											
本博士後期課程では、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者の育成を目的とする。											
ディプロマ・ポリシー(DP)(学位授与方針)											
ア 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。											
イ 生涯にわたり自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。											
ウ 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。											
エ 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。											
カリキュラム・ポリシー(CP)(教育課程編成方針)											
ア 看護実践並びに看護学の発展に寄与する教育研究者の養成に必要な基盤となる要素を学習し、自律して研究を計画・実施できるように、「看護学研究特論」「看護教育学特論」を必修の共通科目として設定する。											
イ 沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリングの理解をもとに、地域課題の特性を学習し社会のニーズに対応できるように「沖縄のケアリング文化と看護」を必修の共通科目として設定する。また、「沖縄の保健看護政策特論」を選択必修の共通科目として設定する。											
ウ 生体内外の環境の変化及び調節機構を評価する指標や科学的エビデンスに基づいた看護実践を開発できるように「生体環境看護科学特論」を選択必修の共通科目として設定する。											
エ 生涯にわたり高度な専門性をもって教育・研究活動を行い、専門性の高いケアが実践できるように、「基盤看護学分野」として「看護キャリア開発学特論」を、「応用看護学分野」として「がん看護学特論」、「成育健康看護学特論」を、「生活支援看護学分野」として「地域包括看護学特論」、「精神保健看護学特論」を選択必修の専門科目として設定する。											
オ 看護の専門性を追究し、看護の発展に寄与する優れた学位論文を計画的に遂行し作成するために「看護学特別研究」を設定する。											
科目区分	授業科目の名称	配当年次	ディプロマ・ポリシー				カリキュラム・ポリシー(CP)				
			DP ア	DP イ	DP ウ	DP エ	CP ア	CP イ	CP ウ	CP エ	CP オ
共通科目	看護学研究特論	1前	◎			◎	◎				
	沖縄のケアリング文化と看護	1前		○	◎	○		◎			
	沖縄の保健看護政策論	1後		○	◎	○		◎			
	生体環境看護科学特論	1後	○			◎			◎		
	看護教育学特論	2前	○	◎	○		◎				
専門科目	基盤看護学	看護キャリア開発学特論	1通	◎	○	○	◎				◎
	応用看護学	がん看護学特論	1通	◎	○	○	◎				◎
		成育健康看護学特論	1通	◎	○	○	◎				◎
	生活支援看護学	地域包括看護学特論	1通	◎	○	○	◎				◎
		精神保健看護学特論	1通	◎	○	○	◎				◎
研究科目	看護学特別研究	1～3通	◎	○	○	◎				◎	

◎印は、授業科目がCP,DPに直結しており関係が強い。 ○印は、DPに関する能力形成に関与している。

基礎となる修士課程と博士後期課程の関係図（案）



名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程（案）

（令和 年 月 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、名桜大学大学院学則第 1 1 条第 2 項に基づき、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 博士後期課程委員会は、看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の専任の教授をもって組織する。

2 博士後期課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、准教授及び助教を博士後期課程委員会の委員とすることができる。

（審議事項）

第 3 条 博士後期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
- (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (6) その他研究科に関すること。

（博士後期課程委員会の招集及び議長）

第 4 条 研究科長（博士後期課程）は、博士後期課程委員会を招集し、その議長となる。

2 博士後期課程委員会は、原則として毎月 1 回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

3 研究科長（博士後期課程）は、博士後期課程委員会委員の 3 分の 1 以上の者から特定の事項を議題とする博士後期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

4 研究科長（博士後期課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（博士後期課程）が指名した者が職務を代行する。

(議事)

第5条 博士後期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

2 博士後期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 博士後期課程委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(博士後期課程委員会の議事録)

第7条 博士後期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けるものとする。

(庶務)

第8条 博士後期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、博士後期課程の運営に関し、必要な事項は博士後期課程委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

看護学研究科看護学専攻博士後期課程 履修モデル

履修モデル1：基盤看護学分野（看護キャリア開発学を専攻した場合）

- ・質の高い看護実践を行う専門職者として、看護実践の基盤となる教育方法を検討し、キャリア開発のモデルを構築する。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	基盤看護学分野	
				看護キャリア開発学専攻	
共通科目	看護学研究特論	1 前	2	◎	
	沖縄のケアリング文化と看護	1 前	2	◎	
	沖縄の保健看護政策特論	1 後	2		
	生体環境看護科学特論	1 後	2	○	
	看護教育学特論	2 前	2	◎	
小計（4科目）				8 単位	
専門科目	基盤看護学	看護キャリア開発学特論	1 通	2	○
	応用看護学	がん看護学特論	1 通	2	
		成育健康看護学特論	1 通	2	
	生活支援看護学	地域包括看護学特論	1 通	2	
		精神保健看護学特論	1 通	2	
小計（1科目）				2 単位	
科 研 目 究	看護学特別研究	1～3 通	6	◎	
小計（1科目）				6 単位	
修得単位数 合計（6科目）				16 単位	

※ ◎は必修科目、○は選択科目を示す。

履修モデル2：応用看護学分野（がん看護学又は成育健康看護学を専攻した場合）

- ・健康のレベルやケアの場に共通した看護実践を応用的に捉えて、エビデンスを創造し看護学のモデルを構築する。特にがんに罹患した人々、女性と子ども及び家族の支援を探究する。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	応用看護学分野	
				がん看護学専攻	成育健康看護学専攻
共通科目	看護学研究特論	1 前	2	◎	◎
	沖縄のケアリング文化と看護	1 前	2	◎	◎
	沖縄の保健看護政策特論	1 後	2		○
	生体環境看護科学特論	1 後	2	○	
	看護教育学特論	2 前	2	◎	◎
小計（4科目）				8 単位	8 単位
専門科目	基盤看護学	看護キャリア開発学特論	1 通	2	
	応用看護学	がん看護学特論	1 通	2	○
		成育健康看護学特論	1 通	2	
	生活支援看護学	地域包括看護学特論	1 通	2	
		精神保健看護学特論	1 通	2	
小計（1科目）				2 単位	2 単位
科 研 目 究	看護学特別研究	1～3 通	6	◎	◎
小計（1科目）				6 単位	6 単位
修得単位数 合計（6科目）				16 単位	

※ ◎は必修科目、○は選択科目を示す。

履修モデル3：生活支援看護学分野（地域包括看護学又は精神保健看護学を専攻した場合）

- ・保健医療福祉のニーズを見据え、社会の中で生活者として生きる人々の尊厳を保持し、生活の質及び自立を促進する当事者主体の看護を探究する。

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数	生活支援看護学分野		
				地域包括看護学専攻	精神保健看護学専攻	
共通科目	看護学研究特論	1前	2	◎	◎	
	沖縄のケアリング文化と看護	1前	2	◎	◎	
	沖縄の保健看護政策特論	1後	2	○		
	生体環境看護科学特論	1後	2		○	
	看護教育学特論	2前	2	◎	◎	
小計（4科目）				8単位	8単位	
専門科目	基盤看護学	看護キャリア開発学特論	1通	2		
	応用看護学	がん看護学特論	1通	2		
		成育健康看護学特論	1通	2		
	生活支援看護学	地域包括看護学特論	1通	2	○	
精神保健看護学特論		1通	2		○	
小計（1科目）				2単位	2単位	
科 研 目 究	看護学特別研究	1～3通	6	◎	◎	
小計（1科目）				6単位	6単位	
修得単位数 合計（6科目）				16単位		

※ ◎は必修科目、○は選択科目を示す。

看護学研究科看護学専攻博士後期課程 履修モデル具体的な事例

1. 履修モデル1 (標準: 3年)

- 現職**: 看護系大学の教員
- 選択専門分野**: 生活支援看護学分野 (精神保健看護学専攻)
- 経歴**: 看護系大学看護学部卒業後、総合病院及び精神科病院で10年勤務し修士課程(精神保健看護学分野)に進学した。修了後、看護系大学の助手(精神保健看護学関連実習を担当)として勤務し、3年目に助教(精神看護学関連科目担当)に昇進し、現在、助教として看護の学部教育に携わりながら博士課程へ進学した。
- 将来の希望**: 看護系大学の教育研究者として精神保健看護学の発展に寄与する研究を推進すると同時に、学部教育及び修士課程(精神保健看護学分野)における教育に携わりたいと考えている。
- 研究テーマ**: 沖縄の相互扶助に根差した精神障害者のための地域包括ケアシステムの構築

1 年次履修科目

〔共通科目〕	・看護学研究特論	2 単位
	・沖縄のケアリング文化と看護	2 単位
	・沖縄の保健看護政策特論	2 単位
〔専門科目〕	・精神保健看護学特論	2 単位
〔研究科目〕	・看護学特別研究	—
		(計 8 単位)

2 年次履修科目

〔共通科目〕	・看護教育学特論	2 単位
〔研究科目〕	・看護学特別研究	—
		(計 2 単位)

3 年次履修科目

〔研究科目〕	・看護学特別研究	計 6 単位
		(計 6 単位)



3年間で16単位修得
博士論文審査合格
博士(看護学)取得



修了後の進路

- ・看護系大学において教育研究者として勤務する。

2. 履修モデル2（長期履修：6年）

■**現職**：総合病院看護部がん看護専門病棟副看護師長

■**選択専門分野**：応用看護学分野（がん看護学専攻）

■**経歴**：看護系大学看護学部卒業後、臨床経験（国立病院）10年勤務し修士課程に進学しがん専門看護師の資格を取得した。修了後、がん専門看護師及び病棟副看護師長として専門性を発揮しながらスタッフの教育を担っている。3年後、在職のまま博士後期課程に進学した。

■**将来の希望**：病院にて看護研究及び教育を担っており、病院の看護ケアの質を高めるために、教育研究力を高め、がん看護のケア技術・評価の開発・実践を促進したいと考えている。

■**研究テーマ**：がん化学療法中患者への副作用緩和に向けた介入研究

1 年次履修科目

〔共通科目〕	・看護学研究特論	2単位
	・沖縄のケアリング文化と看護	2単位
	・生体環境看護科学特論	2単位
〔専門科目〕	・がん看護学特論	2単位
〔研究科目〕	・看護学特別研究	—
		(計8単位)

2 年次履修科目

〔共通科目〕	・看護教育学特論	2単位
〔研究科目〕	・看護学特別研究	—
		(計2単位)

3～6 年次履修科目

〔研究科目〕	・看護学特別研究	計6単位
		(計6単位)

6年間で16単位修得博士論文審査合格
博士（看護学）取得

修了後の進路

- ・医療機関で看護管理者としてがん看護のケア技術・評価の開発に貢献する。
- ・院内臨床看護研究において、研究活動の推進者としてスタッフを支援する。

令和 年 月 日

研究実績報告書（院生用）

研究科長

様

_____年次 _____分野 _____学専攻

氏 名 : _____

学 生 番 号 : _____

研 究 指 導 教 員 : _____

研 究 指 導 補 助 教 員 : _____

研 究 指 導 補 助 教 員 : _____

私の（ 令和 年度 前学期・後学期 ）学修進捗状況について報告いたします。

記

研究課題（仮でもよい）

1. 研究及び学修進捗状況：

2. 課題及び今後の方向性：

* 1 及び 2 については合計で4000文字程度とする。スペースは広げて記述すること。

3. 研修会・学会参加

月日	研修会、学会参加等
例) R1. 7. 25	第42回日本看護研究学会学術集会

4. 学会発表

月日	学会発表
例) R1. 7. 25	第42回日本看護研究学会学術集会、研究テーマ「〇〇〇〇〇〇〇」、ポスター発表

5. 論文投稿

月日	論文題目、投稿先
例) R1. 7	<u>名桜花子</u> 、名桜太郎 (2019) 〇〇〇〇〇〇〇. 名桜大学紀要. No25. Vol. 1 p 1-10.

6. 研究助成金の獲得状況

月日 (助成期間)	内容 (課題名、助成先、代表の有無)	金額
例) R1. 7~R2. 6	〇〇〇〇〇〇〇、ユニバーサル財団代表者: 名桜太郎、 <u>名桜花子</u>	100万

7. その他 (講演会パネリスト、シンポジウム講師等)

月日	内容
例) R1. 9. 20	沖縄県看護協会教育研修、〇〇〇〇〇〇〇〇、3時間

大学院看護学研究科看護学専攻修士課程と看護学研究科博士後期課程の授業時間割表(仮編成:令和2年度実績)

【前学期】 月曜日～水曜日

講義室、演習室を修士課程と博士後期課程で共用する場合、授業の運用に支障があるかどうか、両課程の時間割を仮編成した。

- ※1. 博士後期課程においては、3学年がそろそろ令和6年時間割を仮編成した。
- ※2. 修士課程においては、令和2年度時間割の実績とした。
- ※3. 博士後期課程の共通科目「看護学研究特論、沖縄のケアリング文化と看護(1年次配当)」「看護教育学特論(2年次配当)」「いずれも前学期開講)は、必修科目として開講する。
- ※4. 博士後期課程の1年次配当科目である専門科目(修了要件:1科目2単位、すべて通年開講)は、2科目(学生2名×2科目)を開講すると仮定した。
- ※5. 博士後期課程の各年次配当科目である研究指導科目(通年開講)「看護学特別研究」は、必修科目として各年次2クラス(学生定員分)を開講する。
- ※6. …白枠の授業科目は、修士課程の授業科目を示す。
- ※7. …網掛枠の授業科目は、博士後期課程の授業科目を示す。

	月曜日					火曜日					水曜日				
	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員
1時限 8:45 ~ 10:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
2時限 10:30 ~ 12:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
3時限 13:00 ~ 14:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
4時限 14:45 ~ 16:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学研究特論	2	博1	グレッグ・玉井・木村	講義室2(博士後期課程)	沖縄のケアリング文化と看護	2	博1	鈴木・小西・宇座・永田・田場・大城・波照間・山里	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員2
5時限 16:30 ~ 18:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員2	講義室2(博士後期課程)	専門科目1	2	博1通	研究指導教員(専門)1	講義室2(博士後期課程)	専門科目2	2	博1通	研究指導教員(専門)2
6時限 18:15 ~ 19:45	講義室1(修士課程)	看護学研究方法論 I	2	1	小西・永田	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学研究特論	2	博1	グレッグ・玉井・木村	講義室2(博士後期課程)	沖縄のケアリング文化と看護	2	博1	鈴木・小西・宇座・永田・田場・大城・波照間・山里	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員2
7時限 20:00 ~ 21:30	講義室1(修士課程)	英語講読	2	1	渡慶次 正則	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員2	講義室2(博士後期課程)	専門科目1	2	博1通	研究指導教員(専門)1	講義室2(博士後期課程)	専門科目2	2	博1通	研究指導教員(専門)2

【前学期】 木曜日～土曜日

	木曜日					金曜日					土曜日				
	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員
1時限 8:45 ～ 10:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
2時限 10:30 ～ 12:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
3時限 13:00 ～ 14:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	沖縄のケアリング文化	1	1	大城 凌子	講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)				
4時限 14:45 ～ 16:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
5時限 16:30 ～ 18:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員2	講義室2(博士後期課程)				
6時限 18:15 ～ 19:45	講義室1(修士課程)	看護教育学	2	1	清水 かおり	講義室1(修士課程)	臨床看護学特論Ⅰ(がん看護学領域)	2	1	玉井なおみ・木村安貴	講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)				
	新研421	臨床看護学特論Ⅰ(高齢者看護学領域)	2	1	永田 美和子	看研6	特別研究	8	2	清水 かおり					
	研405	特別研究	8	2	島田 友子										
	看研15	特別研究	8	2	田場 真由美										
	看研17	臨床看護学特論Ⅰ(精神看護学領域)	2	1	鈴木・鬼頭・村上										
7時限 20:00 ～ 21:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員2	講義室2(博士後期課程)				
	演習室	特別研究	8	2	鈴木啓子・鬼頭和子	看研5	専門演習	4	1	玉井 なおみ					
	看研15	臨床看護学特論Ⅰ(公衆衛生看護学領域)	2	1	田場真由美・本村純	新研426	特別研究	8	2	木村 安貴					

大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)と看護学専攻専攻(博士後期課程)の授業時間表(仮編成)

【後学期】月曜日～水曜日

講義室、演習室を修士課程と博士後期課程で共用する場合、授業の運用に支障があるかどうか、両課程の時間割を仮編成した。

- ※1. 博士後期課程においては、3学年がそろう令和6年時間割を仮編成した。
- ※2. 修士課程においては、令和2年度時間割の実績とした。
- ※3. 博士後期課程の共通科目「生体環境看護科学特論(1年次配当)」、「沖縄の保健看護政策特論(1年次配当)」(いずれも後学期開講)は、選択科目として開講する。
- ※4. 博士後期課程の1年次配当科目である専門科目(修了要件:1科目2単位、すべて通年開講)は、2科目(学生2名×2科目)を開講すると仮定した。<前学期と同じ>
- ※5. 博士後期課程の各年次配当科目である研究指導科目(通年開講)「看護学特別研究」は、必修科目として各年次2クラス(学生定員分)を開講する。<前学期と同じ>
- ※6. …白枠の授業科目は、修士課程の授業科目を示す。
- ※7. …網掛枠の授業科目は、博士後期課程の授業科目を示す。

	月曜日					火曜日					水曜日				
	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員
1時限 8:45 ~ 10:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
2時限 10:30 ~ 12:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
3時限 13:00 ~ 14:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
4時限 14:45 ~ 16:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員2	講義室2(博士後期課程)	沖縄の保健看護政策特論(選択)	2	博1	宇座・田場・花城・波照間	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員2
5時限 16:30 ~ 18:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	生体環境看護科学特論(選択)	2	博1	小西・玉井・木村・花城・砂川・小板橋	講義室2(博士後期課程)	専門科目1	2	博1通	研究指導教員(専門)1	講義室2(博士後期課程)	専門科目2	2	博1通	研究指導教員(専門)2
6時限 18:15 ~ 19:45	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	看護理論	2	1	オムニバス
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員2	講義室2(博士後期課程)	沖縄の保健看護政策特論(選択)	2	博1	宇座・田場・花城・波照間	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員2
7時限 20:00 ~ 21:30	研407	臨床看護学特論II(病態生理学領域)	2	1	花城 和彦	講義室4	看護管理学	2	1	横川 裕美子					
	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	健康栄養学	2	1	奥本正
	講義室2(博士後期課程)	生体環境看護科学特論(選択)	2	博1	小西・玉井・木村・花城・砂川・小板橋	講義室2(博士後期課程)	専門科目1	2	博1通	研究指導教員(専門)1	講義室2(博士後期課程)	専門科目2	2	博1通	研究指導教員(専門)2
	研407	専門演習	4	1	花城 和彦	研407	病態生理学	2	1	花城 和彦					

【後学期】 木曜日～土曜日

	木曜日					金曜日					土曜日				
	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員
1時限 8:45 ～ 10:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
2時限 10:30 ～ 12:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
3時限 13:00 ～ 14:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)				
4時限 14:45 ～ 16:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
5時限 16:30 ～ 18:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員2	講義室2(博士後期課程)				
6時限 18:15 ～ 19:45	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	臨床看護学特論Ⅱ(がん看護学領域)	2	1	玉井なおみ・木村安貴	講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)				
	看研15	専門演習	4	1	田場 真由美	看研15	臨床看護学特論Ⅱ(公衆衛生看護学領域)	2	1	田場 真由美					
	看研421	臨床看護学特論Ⅱ(高齢者看護学領域)	2	1	永田 美和子										
看研17	臨床看護学特論Ⅱ(精神看護学領域)	2	1	鈴木・鬼頭・村上											
7時限 20:00 ～ 21:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	専門演習	4	1	木村 安貴	講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員2	講義室2(博士後期課程)				
	看研17	専門演習	4	1	鈴木 啓子	新研419	特別研究	8	2	島田 友子					
	新研426	特別研究	8	2	木村 安貴	看研5	特別研究	8	2	玉井 なおみ					
看研421	専門演習	4	1	永田 美和子											

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程長期履修規程（案）

令和4年 月 日

（目的）

第1条 この規定は、名桜大学大学院学則第14条第3項の規定に基づき、長期履修学生に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 長期履修（大学院学則第14条第2項に規定する計画的な履修をいう。）の申請をすることができる者は、大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程に入学を許可された者並びに、博士後期課程の学生（長期履修の許可を受けずに博士後期課程2年目、同3年目に在学する者を除く。）であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第5条各項に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

（1）職業を有し、就業している者

（2）その他学長が相当と認めた者

2 前項の規定に関わらず、在留資格が「留学」である留学生在が申請することについては、認めないものとする。

（履修期間）

第3条 長期履修の期間は1年単位とし、大学院学則第15条第1項に規定する在学年限を超えることはできないものとする。

2 休学の期間は、前項の期間に算入しない。

（申請）

第4条 長期履修を志願する者は、次に掲げる書類を、別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

（1）長期履修申請書（様式第1号）

（2）長期履修が必要であることを証明する書類

（3）その他学長が必要と認める書類

（長期履修の許可）

第5条 前条の申請に対しては、大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会（以下、「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が許可する。

2 研究科においては、前項の許可に当たり、長期履修期間中の各学期の修得単位数の上限を設けることができる。

（長期履修期間の変更）

第6条 前条の規定に基づき長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、当該期間の変更を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第2号）及び第4条第2号及び第3号に規定する書類を別に定める期日までに学長に提出しなければならない。

- 2 長期履修の変更は、在学中1回限りとする
- 3 第1項の申請に関し、前条第1項の規定を準用する。

(長期履修の許可の取消し)

第7条 長期履修学生が、次の各号に掲げる行為をおこなった場合は、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

- (1) 大学院学則及び諸規程に違反した場合
- (2) 学生としての本分に反する行為をした場合
- (3) 長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明した場合

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、公立大学法人名桜大学授業料等徴収規程の定めるところによる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

長期履修申請書

年 月 日

名桜大学長 様

研究科 _____ 専攻 _____
学籍番号 _____
氏名 _____ 印 _____

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日	年 月 日	
長期履修 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）	
現住所	〒 電話番号	
勤務先 (第2条第1号 該当者)	名称・ 職種等	
	所在地	〒 電話番号
職 歴 (第2条第2号 該当者)	勤務期間	勤務先名称及び職種
	年 月～ 年 月	
長期履修を必要 とする理由		

※年度毎の履修計画を記した資料を添付すること（様式任意）

様式第2号（第6条関係）

長期履修期間変更申請書

年 月 日

名桜大学長 様

研究科 _____ 専攻 _____
学籍番号 _____
氏名 _____ 印 _____

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）
変更の理由	

※変更後の年度毎の履修計画を記した資料を添付すること（様式任意）

名桜大学研究倫理に関する規則

(平成26年1月22日制定)

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人名桜大学（以下「大学」という。）における人間を対象とする研究に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た研究の実施を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 この規則は、大学で行う研究分野における人間を対象とする研究を対象とする。

(業務の統括及び責務)

第3条 学長は、大学における人間を対象とする研究の適正な実施に関する業務を統括する。

2 学長は、人間を対象とする研究に関する法令、国の指針及びこの規則（次条及び第12条において「関係法令等」という。）に基づき、当該研究の適正な実施に関し、管理及び監督しなければならない。

(研究実施者の責務)

第4条 第2条の研究を実施しようとする者（以下「研究実施者」という。）は、各人の自覚に基づいた高い倫理性を保持するとともに、人間の尊厳及び人権を尊重し、関係法令等に従って研究を行わなければならない。

2 研究実施者は、被験者又は提供者から自由意思に基づく同意を受けること及び研究の対象となる者の個人情報保護のために必要な措置を講じなければならない。

3 研究実施者は、予見し得る被験者又は提供者への危険性をできる限り排除するよう努めなければならない。

4 研究実施者は、被験者又は提供者が無条件に研究への参加を中止できることを確保し、参加しないことによる不利益が生じないようにしなければならない。

(人間を対象とする研究倫理委員会)

第5条 大学に人間を対象とする研究の適正な実施のため、人間を対象とする全学研究倫理委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

2 全学委員会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 人間を対象とする研究の適正な実施に関し、大学の体制及び方針等について調査、審議すること。

(2) 必要に応じて、大学における人間を対象とする研究の実施に関し、あらかじめ意見を述べること。

(3) その他人間を対象とする研究の倫理に関すること。

(全学委員会の構成)

第6条 全学委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

- (3) 学群長・学部長
- (4) 各研究科長
- (5) 環太平洋地域文化研究所長
- (6) 第10条に規定する審査部会長
- (7) 学外有識者
- (8) その他学長が指名する者 若干人
(委員長等)

第7条 全学委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 全学委員会に副委員長を置き、委員長が委員の中から指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(全学委員会委員の任期)

第8条 第6条第7号の委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(庶務)

第9条 全学委員会に関する庶務は、環太平洋地域文化研究所が行う。

(研究倫理審査)

第10条 大学に研究実施者が申請した研究計画を審査するため、人間を対象とする研究倫理審査部会（以下「審査部会」という。）を置くものとする。

- 2 前項に規定する審査部会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 研究科については、研究科倫理審査委員会を課程毎に設置する。
- 4 前項に規程する審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究計画書の申請)

第11条 研究実施者は、人間を対象とする研究を実施又は承認を受けた研究計画を変更する場合は、あらかじめ研究計画書を作成し、学長に申請し、承認を受けなければならない。

(審査)

第12条 倫理審査を行う場合は、関係法令等に従わなければならない。

(承認の可否等)

第13条 学長は、第11条の申請があったときは、審査結果に基づき、当該申請の承認の可否を決定するものとする。

- 2 学長は、必要があると認めるときは、当該申請の内容の一部を変更して承認することができる。
- 3 学長は、当該申請の承認の可否について研究実施者へ通知するものとする。

(調査)

第14条 学長は、承認した研究計画に基づき行われている研究について、その適切性及び信頼性を確保するための調査を行わせることができる。

(研究計画の変更又は中止)

第15条 学長は、前条に規定する調査等の結果、承認した研究計画に違反して研究

が行われていると認めた場合は、研究実施者に対し研究計画の変更若しくは研究の中止を命じるものとする。

(改廃)

第16条 この規則の改廃は、全学委員会及び教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則 (平成26年1月22日)

この規則は、平成26年1月22日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年12月18日から施行し、令和2年4月1日から適応する。

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会規程（案）

（令和 2 年 月 日制定）

（目的）

第 1 条 この規程は、名桜大学研究倫理に関する規則に基づき、名桜大学看護学研究科看護学専攻博士後期課程（以下「研究科」という。）で行われる人間を対象とする研究（以下「研究」という。）に関し必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的とする。

（委員会の設置及び開催）

第 2 条 前条の目的を達成するため、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、研究科長からの審査依頼をもって開催する。

（審議事項）

第 3 条 委員会は、第 1 条の目的に基づき、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究における倫理のあり方に関わる基本的事項について調査し、審議する。
- (2) 研究科の学生から申請された研究等に関わる研究計画書の倫理上の審議を行う。

（審査）

第 4 条 委員会は、前条第 2 号について次のとおり学生の申請に基づき審査を行う。ただし、委員会が必要と認める時は、学生から申請のない場合でも審査の対象とする。

(1) 審査対象

研究科の学生が実施する研究等とする。

(2) 申請者

申請者は、研究科の学生とする。

（組織）

第 5 条 委員会は、次の各号に掲げる委員を以って構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 博士後期課程特別研究担当教員
- (3) 学外有識者
- (4) 研究科長が特に必要と認める者若干人

（任期）

第 6 条 委員の任期は原則 1 年とする。但し、委員長の任期は、当該職にある期間とする。また、第 5 条第 3 号の委員の任期は、2 年とし、他は 1 年とする。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 7 条 委員会に委員長を置き、委員長は研究科長とする。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員会が必要と認めた場合は、申請者又は第三者を出席させ、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

(公表)

第9条 前条第5項の記録は、委員会が特に必要であると認めるときは、公表することができる。この場合においては、プライバシーの保護に十分留意するほか、審議記録のうち申請のあった研究に関わる部分については、その学生の同意を得るものとする。

(報告義務)

第10条 審査を経た研究を中止したときは、申請者は速やかに委員会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会の議決による。

附 則

この規程は、令和3年 月 日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

(別紙様式第1号)

研究倫理審査申請書

令和 年 月 日提出

名桜大学大学院

看護学研究科長 (博士後期課程) 殿

看護学研究科 看護学専攻 (博士後期課程)

学生番号

氏 名

印

申請承認者 (指導教員)

職 名

氏 名

印

*申請受付番号 _____

1 審査対象	研究実施計画
2 研究課題名	
3 研究の目的	(研究目的に至るまでの経緯、研究の背景を含めて記載すること)
4 研究予定期間	(データ収集期間を含む研究終了までの時間) 令和 年 月 から 令和 年 月
5 研究等の概要	(研究データ収集、論文の執筆および公表に要する倫理に関する問題)

6 研究等の対象及び実施場所

(対象者数や対象者の条件、予定している施設の条件等を記載する。施設名は入れない。)

7 研究等における倫理的・社会的観点の配慮について

(1) 研究の対象となる個人の人権の擁護

(2) 研究の対象となる者に理解を求め、同意を得る方法

(対象者への説明と同意をどのように行うのかを記載する)

(3) 研究によって生ずる当該個人への不利益および危険性の予測

(4) その他(判断能力の乏しい対象者への対処など)

(5) 研究の教育、学術、社会への貢献度(公表の方法も含む)

- 注意事項 1. 審査対象となる関連書類(研究計画書、依頼文、同意書、調査用紙、質問紙、インタビューガイドなど) 写しを添付すること
2. *欄は記載しないこと
 3. 記載については適宜、欄を広げてかまわない

博士後期課程履修指導及び研究指導の方法・スケジュール

年次	学期	大学院生の研究活動	研究指導の方法
1年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の文献検討 研究課題の焦点化と研究方法の検討 研究題目（仮）の提出（7月） 合同検討会：研究進捗状況発表（7月） 他分野指導教員、研究指導補助教員との合同ディスカッション 研究実績報告書提出（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導教員を、入学時に研究課題に即して決定する 研究課題に即した研究指導補助教員を決定する 研究指導教員は、研究課題の焦点化と研究方法について指導する 研究題目、研究方法について、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加する合同検討会において発表し、ディスカッションを行う。 学生の進捗状況を確認しながら、研究課題に沿った研究目的、方法の明確化を図るように指導する
	後期	<ul style="list-style-type: none"> 研究方法の決定 研究計画書の検討、研究計画書の作成 合同検討会：研究計画発表（2月） 他分野指導教員、研究指導補助教員との合同ディスカッション 研究計画書の受審準備 研究実績報告書提出（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導教員は、研究計画を指導する 研究計画について、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加する合同検討会（研究計画発表）において発表し、ディスカッションを行う。研究指導教員は、他の教員の助言や指導を踏まえた研究計画の加筆・修正を指導する 研究指導教員は、研究計画書の審査に向けて指導する 学生の進捗状況を確認しながら、研究目的を踏まえた研究計画書の作成を指導する
2年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> 研究計画書の申請（4月） 研究計画書審査受審（4月） 研究計画書の審査結果を踏まえた研究倫理の追加・修正 倫理審査申請の準備 倫理審査委員会の申請（5月） 倫理審査受審（5月） 倫理審査委員会の審査結果を踏まえた研究倫理の加筆・修正 研究計画書にそってデータ収集・分析 合同検討会：研究の進捗状況発表 （データ収集状況・分析）（7月） 他分野指導教員、研究指導補助教員との合同ディスカッション 研究実績報告書提出（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導教員は、研究計画の書審査結果を踏まえた研究計画書の加筆・修正について指導する 研究指導教員は、倫理審査申請に向けて指導する 研究指導教員は倫理審査委員会の審査結果を踏まえて研究倫理の加筆・修正について指導する データ収集及び分析の妥当性について指導する データ収集・分析の妥当性については、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加する合同検討会において発表し、ディスカッションを行う。研究指導教員は、他の教員の助言や指導を踏まえて加筆・修正を指導する 学生の進捗状況を確認しながら、倫理的配慮及び研究計画書に基づいてデータ収集の継続や分析の妥当性など指導する。また、副論文の作成・投稿について指導する。
	後期	<ul style="list-style-type: none"> 合同検討会：研究の進捗及び成果発表（2月） 他分野指導教員、研究指導補助教員との合同ディスカッション 中間発表会における助言や指導を踏まえた研究活動の継続（データ収集、分析、結果、考察） 国内中央雑誌へ原著論文（副論文）の作成及び投稿 研究実績報告書提出（2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導教員は中間発表会における研究指導補助教員や他教員の助言や指導を踏まえて、分析の妥当性、結果など研究活動について指導する 研究指導教員は関連領域の国内学術誌への論文投稿について指導する（副論文の投稿指導） 学生の進捗状況を確認しながら、結果及び考察の妥当性を指導する。また、副論文の作成・投稿について指導する。
3年次	前期	<ul style="list-style-type: none"> 学位論文の作成 博士論文審査願及び題目提出（6月） 予備審査の準備 合同検討会：研究の進捗及び成果発表（6月） 他分野指導教員、研究指導補助教員との合同ディスカッション 研究実績報告書提出（8月） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導教員は学位論文の作成に関し指導する（研究の背景、研究目的、方法、結果、考察、結論、関連資料） 研究指導教員は研究指導補助教員や他分野教員との合同ディスカッションを行い、助言や指導を踏まえて予備審査の資料作成について指導する 学生の進捗状況を確認しながら、学位論文の作成及び予備審査の受審に向けて指導する。副論文の掲載について確認する
	後期	<ul style="list-style-type: none"> 予備審査の申請（9月） 予備審査を受審（10月） 予備審査の助言指導を踏まえて学位論文を加筆・修正する 学位論文審査申請（12月） 学位論文審査（12月） 公開論文発表会及び最終試験（口述）（2月） 研究実績報告書提出（2月） 学位授与式参加（3月） 博士論文の公表（学位取得後1年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導教員は予備審査受診に向けて指導する 研究指導教員は予備審査の結果を踏まえて質の高い学位論文の作成に向けて指導する 研究指導教員は学位論文を完成させ、学位論文の審査を受けるための指導をする 研究指導教員は学位論文審査及び公開論文発表、最終口述試験に向けて指導をする 最終審査の結果を踏まえた研究実績報告書を受け、継続した研究活動に関して確認する 学位取得後、3か月以内に学位授与に係る論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を名桜大学ホームページに公表する。また、学位を授与された日から1年以内に博士論文の授与に係る論文の全文を公表する。

博士後期課程 研究に伴う手続き (目安)

	月		学 生	指導教員	備 考						
1 年 次	4	専 門 科 目 の 履 修 基 盤 科 目 の 履 修	入学、研究領域及び指導教員希望 履修登録	履修指導	・研究領域・指導教員及び 研究指導補助教員決定						
	5		国内文献検討 研究課題の焦点化と研究 方法の検討	研究指導							
	6										
	7						研究計画書の検討 及び 研究計画書の作成				
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	1										
	2							合同検討会：研究計画発表 合同ディスカッション（研究計画）	研究計画の審査準備 倫理審査の準備		
	3							研究実績報告書提出			
2 年 次	4	看 護 学 特 別 研 究 の 履 修			研究計画書審査申請 研究計画書審査			研究計画の審査準備 倫理審査の準備	tenntenn		
	5		研究倫理審査申請 研究倫理審査		研究倫理審査委員の決定 研究倫理審査委員会審査						
	6		研究計画書に沿って ▲データ収集・分析・考察 副論文の作成・投稿準備	研究指導							
	7										
	8										
	9										
	10										
	11										
	12										
	1					副論文の作成及び国内中 央雑誌への投稿					
	2					合同検討会：研究の進捗及び成果発表 研究実績報告書提出					
	3										
3 年 次	4					学位論文作成 予備審査の準備		博士論文審査委員の決定			
	5					博士論文審査願及び題目提出	研究指導				
	6										
	7										
	8										
	9		博士論文予備審査申請 博士論文予備審査 (プレゼンテーションによる口述試験)	博士論文審査委員会							
	10		学位論文作成 博士論文を加筆修正し 本審査の準備								
	11										
	12										
	1									博士論文本審査申請 博士論文本審査（個別審査）	博士論文審査委員会
	2									発表原稿の作成 最終試験の準備	博士論文審査委員会 公開発表会及び最終試験の実施 (口頭試問含む) 合否判定
	3									論文公開発表会	
4	最終試験（口述）										
5	最終論文提出										
6	研究実績報告書提出										
7	博士後期課程修了	修了認定（学位授与）									

*博士の学位を授与した後、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、学位授与に係る論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を名桜大学ホームページに公表する。また、学位を授与された日から1年以内に博士論文の授与に係る論文の全文を公表する。

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規（案）

（令和 年 月 日制定）

（目的）

第1条 この内規は、名桜大学学位規程（以下「学位規程」という。）の第21条の規程に基づき、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（以下「本研究科」という。）の学位の授与に係る審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（研究計画書の提出）

第2条 博士論文研究計画書の審査を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 博士論文研究計画審査申請書（様式第D1号）

(2) 博士論文研究計画書

2 前項の規定による書類の提出期限は、博士論文研究実施年度あるいは実施前年度の前期の研究科長が指定した日とする。

（研究計画書審査委員会）

第3条 博士論文研究計画審査申請及び博士論文審査申請を受理した場合、研究科委員会は研究計画書審査委員会を個別に設置する。

2 研究計画書審査委員会の構成員は、研究科委員会が承認した4名の研究科教授を充てるものとし、主研究指導教員を含むこととする。

3 研究科委員会が必要と認めるときは、前項の審査委員に加え、他大学の専門分野の研究者1名を加えることができる。

4 研究計画書審査委員会の委員長は、当該論文の研究指導教員以外の教員が務めるものとする。

（研究計画書の審査方法）

第4条 研究計画書審査委員は、別表1の博士論文審査基準をもとに研究計画審査を行う。審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。

（研究計画審査の合否判定と承認）

第5条 研究計画書審査委員会の審査結果は、研究科委員会に諮り、その承認を得るものとする。

（予備審査の申請）

第6条 博士論文の審査を受けようとする者は、本審査に先立ち予備審査を受けなければならない。

2 予備審査の申請者は指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 博士論文予備審査申請書（様式第D2号）

(2) 博士論文

(3) 博士論文要旨（様式第 D4 号）

3 博士論文の体裁は、様式第 D5 号のとおりとする。

4 第 1 項の規定による書類の提出期限は、研究科長が指定した日とする。

（審査委員会の設置）

第 7 条 博士論文予備審査の申請があった場合、研究科委員会は博士論文審査委員会を個別に設置する。

2 博士論文審査委員会は、研究科教授 4 名から構成される。研究科委員会が必要と認めるときには、他大学の専門の分野の研究者 1 名を審査委員に追加することができる。

3 博士論文の審査委員長は、当該論文指導教員以外の教員が務めるものとする。

（予備審査）

第 8 条 予備審査は、博士論文審査委員会のもと発表会形式により行うこととし、論文が学位論文として値するか否かを検討する。

2 博士論文審査委員は、別表 1 の審査基準をもとに予備審査を行う。審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。

3 論文の修正を求められた場合には修正論文を提出し、博士論文審査委員会はそれを受理し、さらに検討する。

4 博士論文審査委員会は、予備審査結果を研究科委員会に諮り、その承認を得るものとする。

（本審査の申請）

第 9 条 前条において、予備審査結果が可と承認された場合、本審査の申請を行う。

2 申請者は、指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出する。

(1) 博士論文審査申請書（様式第 D3 号）

(2) 博士論文

(3) 博士論文要旨（様式第 D4 号）

(4) 副論文の別刷もしくは掲載証明書（副論文とは、博士論文の課題に関する研究（文献研究、調査研究、実験研究等）の成果を博士課程入学後に、査読制度の確立した学術誌に掲載もしくは受理された論文であり、単著論文もしくは共著の場合の筆頭著者論文とする）

(5) 履歴書

3 前項の規定による博士論文の提出期限は、研究科長が指定した日とする。

（論文審査）

第 10 条 博士論文審査の申請に基づき、研究科委員会は第 7 条第 1 項に設置した博士論文審査委員会に論文審査を付託する。

2 審査委員会は、論文審査および最終試験を行い、その結果を審議して学位授与に値するかどうかの可否を判定する。

（公開論文発表会と最終試験）

第 11 条 最終試験を受けようとする者は、修正論文、公開論文発表会における発表及び質

疑応答（口頭）による試験を受けなければならない。

2 公開論文発表会は、研究科委員会が開催し、司会者の進行により発表の後に質疑応答を行う。

3 博士論文審査委員会は、公開論文発表会の後に博士論文の内容及び看護学に関する幅広い知識及び学力について、口述又は筆記により最終試験を行う。

4 公開論文発表会と最終試験の開催日は、研究科長が指定した日とする。

（論文審査委員会の報告）

第12条 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

（論文審査判定会議）

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、博士論文の審査と最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決をするためには、研究科委員会規程第5条第3項に定める出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

（研究科長の報告）

第14条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、名桜大学学位規則第15条に基づき研究科長はその結果をすみやかに、文書で学長に報告しなければならない。

（その他）

第15条 学位論文の提出時期及び審査時期その他審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 博士論文審査基準

① 論文の意義

- ア 看護学の研究として意義があるか
- イ 独自性があるか
- ウ 新たな知見を提示しているか

② 倫理的配慮

- ア 研究対象者の人権を擁護できているか
- イ 他者の著作権を守る配慮ができているか
- ウ 倫理委員会の承認を得ていることが記載されているか

③ 論文の内容

- ア 研究題目が研究内容を適切に表しているか
- イ 要旨には研究の概要を適切に記述しているか
- ウ 研究題目に関する十分な知識・概念が検討されて用いられているか
- エ 国内外の文献を検討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか
- オ 研究目的は明確か
- カ 研究目的に適った研究デザイン・研究方法を用いているか
- キ 研究方法が詳述されているか
- ク 既存の方法論を正確に適用できているか
- ケ 研究目的と考察に一貫性があるか
- コ 文献との照合に基づく考察がなされているか
- サ 研究成果とその解釈を区別して論述できているか
- シ 結果と考察から妥当な結論が導きだされているか

④ その他

- ア 引用文献の表記が適切か
- イ 図・表を正確に作成しているか
- ウ 適切かつ明瞭な文章表現となっているか

様式第 D 1 号

博士論文研究計画審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院看護学研究科長 様

看護学研究科

学籍番号

氏 名

印

名桜大学大学院学則第 18 条の規定に基づき、博士論文研究計画の審査を受けたいので申請します。

記

博士論文研究計画書

部

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

博士論文予備審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院看護学研究科長 様

看護学研究科

学籍番号

氏 名

印

名桜大学大学院学則第 18 条の規定に基づき、博士論文の予備審査を受けたいので申請します。

記

1. 博士論文： 部
2. 博士論文要旨： 部
3. 副論文の投稿状況：
 - 1) 投稿年月日
 - 2) 投稿先(学術誌名称)
 - 3) 論文タイトル
 - 4) 投稿結果：該当するものに○を付け必要書類を添付すること
 - ア. 査読中
 - イ. 掲載決定(証明書添付)
 - ウ. 論文発刊済(論文別刷添付)

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

様式第 D3 号

博士論文審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院看護学研究科長 様

看護学研究科

学籍番号

氏 名

印

名桜大学大学院学則第 18 条の規定に基づき、博士論文の審査及び最終試験を受けたいので申請します。

記

博士論文	部
博士論文要旨 (様式第 D4 号)	部
副論文別刷	部
履歴書	部

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

看護学研究科 教授

氏 名

印

博士論文要旨

看護学研究科	学籍番号 氏 名
論文題目	

名桜大学学位規則（案）

（平成13年4月1日制定）

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、名桜大学学位規則第36条第2項及び名桜大学大学院学則第42条第2項の規定に基づき、名桜大学（以下「本学」という。）が行う学位授与の手続き及び方法に関する必要な事項を定める。

（学士の学位授与の要件）

第2条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程及び博士前期課程（以下「修士課程及び博士前期課程」という。）を修了した者に対し行う。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位の授与は、本学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に対し行う。

（学位論文の提出）

第5条 修士の学位論文は、研究科長（修士課程及び博士前期課程）に提出する。

2 博士の学位論文は、研究科長（博士後期課程）に提出する。

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第7条 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

第8条 受理した論文は、返付しない。

（審査の付託）

第9条 研究科長は、第5条第1項及び第2項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

第10条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、審査させるものとする。

2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査の協力を求めることができる。

（最終試験）

第11条 最終試験は、学位論文審査終了後、学位論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

（審査の確認）

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、その在学期間中に終了しなければならない。

(研究科委員会への報告)

第13条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、研究科長に通知する。

(専攻分野の名称)

第17条 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学群・学部	学類・学科	名称
国際学群	国際学類	国際文化学 経営情報学 観光産業学
人間健康学部	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
	看護学科	看護学

(修士の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際文化システム専攻	国際文化
看護学研究科	看護学専攻	看護学

(博士の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際地域文化専攻	国際地域文化
看護学研究科	看護学専攻	看護学

(学位の名称)

第18条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「名桜大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第19条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあっては教授会、修士及び博士にあっては大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は大学院委員会において前項の議決をする場合は、学士にあっては教授会規則第5条第2項の規定、修士及び博士にあっては学位規則第14条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第20条 学位記の様式は、学士にあっては別紙様式1-1、様式1-2、修士にあっては別紙様式2-1、様式2-2、博士にあっては別紙様式3-1、様式3-2のとおりとする。

(補則)

第21条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学士にあっては学長、修士及び博士にあっては研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に授与された学士の学位は、この規則に基づき授与されたものと見なす。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

様式 1 - 1

(国際学群を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	授 与 す る 学 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る	課 程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し	本 学 国 際 学 群 国 際 学 類 所 定 の	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日	生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 1 - 2

(人間健康学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	授 与 す る 学 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る	課 程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し	本 学 人 間 健 康 学 部 学 科 所 定 の	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日	生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 2-1

(修士課程を修了した場合)

国 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	する で 修 士 () の 学 位 を 授 与 す る	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-2

(博士前期課程を修了した場合)

看 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	する で 修 士 () の 学 位 を 授 与 す る	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 に お い て	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 3-1

(博士後期課程を修了した場合)

国 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	する で 博 士 () の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	專 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日	生	学 位 記

用

用紙の大きさは、日本工業規格 A3 とする。

様式 3-2

(博士後期課程を修了した場合)

看 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	する で 博 士 () の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	專 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A3 とする。

資料 20

名桜大学セクシュアル・ハラスメント防止規程

(平成 22 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、良好な大学環境の確保及び学生並びに教職員の利益の保護を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 教職員が学生等及び関係者並びに他の教職員を不快にさせる性的な言動並びに学生等及び関係者が教職員を不快にさせる性的な言動をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため学生等の修学上又は教職員の就労上の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して学生等の修学上の不利益又は教職員が就労上の不利益を受けることをいう。

(所属長の責務)

第 3 条 所属長は、学生等の修業上の環境が害されないため、また、教職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する学生等及び教職員の対応に起因して学生等及び当該教職員が不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(教職員の責務)

第 4 条 教職員は、次条の指針に定めるところに従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 所属長は、学生の就業環境の確保及び教職員の良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員に対する指針)

第 5 条 学長は、セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために教職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、教職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

(研修等)

第 6 条 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、

啓発活動を実施するとともに必要な研修等を実施するよう努めるものとする。

- 2 学長は、新たに教職員となった者に対してセクシュアル・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに所属長となった教職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(苦情相談の窓口)

第7条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談の窓口は総務課とし、苦情相談が寄せられた場合には、速やかに学長に報告するものとする。

(苦情相談への対応)

第8条 学長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が教職員及び学生からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会が苦情相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。

- 2 委員は、学長が指名する若干人とする。
- 3 委員長は、学長が指名する。

(委員会の責務)

第9条 委員会は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、委員は、学長が定める苦情相談に対応するに当たり留意する事項についての指針に十分留意しなければならない。

- 2 委員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 理事長、学長、部局館長その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談及び事実関係の確認に協力をしたこと等を理由とした不利益な取扱いをしてはならない。

(改廃)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長の承認を得て委員会が別に定める。

- 2 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月28日)

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

名桜大学アカデミック・ハラスメント防止規程

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、良好な大学環境の確保及び学生並びに教職員の利益の保護を目的として、アカデミック・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにアカデミック・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アカデミック・ハラスメント 教職員が学生等及び他の教職員を不快にさせる言動をいう。
- (2) アカデミック・ハラスメントに起因する問題 アカデミック・ハラスメントのため学生等の修学上又は教職員の就労上の環境が害されること及びアカデミック・ハラスメントへの対応に起因して学生等が修学上の不利益又は教職員が就労上の不利益を受けることをいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、学生等の修業上の環境が害されないため、また、教職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するためアカデミック・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、アカデミック・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、アカデミック・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力 ←その他アカデミック・ハラスメントに対する学生等及び教職員の対応に起因して当該学生等及び教職員が不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、次条の指針に定めるところに従い、アカデミック・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 所属長は、学生の修業環境の確保及び教職員の良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりアカデミック・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員に対する指針)

第5条 学長は、アカデミック・ハラスメントをしないようにするために教職員が認識すべき事項及びアカデミック・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において、教職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。

(研修等)

第6条 学長は、アカデミック・ハラスメントの防止等を図るため、教職員に対し、

啓発活動を実施するとともに必要な研修等を実施するよう努めるものとする。

- 2 学長は、新たに教職員となった者に対してアカデミック・ハラスメントに関する基本的な事項について理解させるため、及び新たに所属長となった教職員に対してアカデミック・ハラスメントの防止等に関しその求められる役割について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(苦情相談の窓口)

第7条 アカデミック・ハラスメントに関する苦情相談の窓口は総務課とし、苦情相談が寄せられた場合には、速やかに学長に報告するものとする。

(苦情相談への対応)

第8条 学長は、アカデミック・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が学生及び教職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会が苦情相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。

- 2 委員は、学長が指名する若干人とする。

- 3 委員長は、学長が指名する。

(委員会の責務)

第9条 委員会は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、委員は、学長が定める苦情相談に対応するに当たり留意する事項についての指針に十分留意しなければならない。

- 2 委員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 理事長、学長、部局館長その他の職員は、アカデミック・ハラスメントに関する苦情相談や事実関係の確認に協力をしたこと等を理由とした不利益な取扱いをしてはならない。

(改廃)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長の承認を得て委員会が別に定める。

- 2 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月28日）

この規程は、平成26年5月28日から施行する。

資料21

大学院設置基準第14条に基づく社会人を対象とした時間割(仮編成:令和2年度実績)

【前学期】社会人学生 月曜日～水曜日

大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)の社会人学生の事情を考慮して、夜間に授業を配置する場合の時間割(仮編成)である。

- ※1. 博士後期課程においては、3学年がそろそろ令和6年時間割を仮編成した。
- ※2. 修士課程においては、令和2年度時間割の実績とした。
- ※3. 各学年の社会人入学者は、各1名仮定した。
- ※4. 博士後期課程の共通科目「看護学研究特論、沖縄のケアリング文化と看護(1年次配当)」「看護教育学特論(2年次配当)」「いずれも前学期開講)は、必修科目として開講する。
- ※5. 博士後期課程の1年次配当科目である専門科目(修了要件:1科目2単位、すべて通年開講)は、1科目(学生1名×1科目)を開講すると仮定した。
- ※6. 博士後期課程の各年次配当科目である研究指導科目(通年開講)「看護学特別研究」は、必修科目として各年次1クラス(社会人学生分)を開講すると仮定した。
- ※7. …白枠の授業科目は、修士課程の授業科目を示す。
- ※8. …網掛枠の授業科目は、博士後期課程の授業科目を示す。

	月曜日					火曜日					水曜日				
	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員
1時限 8:45 ～ 10:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
2時限 10:30 ～ 12:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
3時限 13:00 ～ 14:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
4時限 14:45 ～ 16:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
5時限 16:30 ～ 18:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
6時限 18:15 ～ 19:45	講義室1(修士課程)	看護学研究方法論 I	2	1	小西・永田	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学研究特論	2	博1	グレッグ・玉井・木村	講義室2(博士後期課程)	看護教育学特論	2	博2	グレッグ・嘉手苺英子	講義室2(博士後期課程)	専門科目	2	博1通	研究指導教員(専門)
						研407	特別研究	8	2	砂川 昌範					
7時限 20:00 ～ 21:30	講義室1(修士課程)	英語講読	2	1	渡慶次 正則	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	沖縄のケアリング文化と看護	2	博1	鈴木・小西・宇座・永田・田場・大城・波照間・山里	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				

【前学期】木曜日～土曜日

	木曜日					金曜日					土曜日				
	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員
1時限 8:45 ～ 10:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
2時限 10:30 ～ 12:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員
3時限 13:00 ～ 14:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	沖縄のケアリング文化	1	1	大城 凌子	講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員
4時限 14:45 ～ 16:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員
5時限 16:30 ～ 18:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
6時限 18:15 ～ 19:45	講義室1(修士課程)	看護教育学	2	1	清水 かおり	講義室1(修士課程)	臨床看護学特論Ⅰ(がん看護学領域)	2	1	玉井なおみ・木村安貴	講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
	新研421	臨床看護学特論Ⅰ(高齢者看護学領域)	2	1	永田 美和子	看研6	特別研究	8	2	清水 かおり					
	研405	特別研究	8	2	島田 友子										
	看研15	特別研究	8	2	田場 真由美										
	看研17	臨床看護学特論Ⅰ(精神看護学領域)	2	1	鈴木・鬼頭・村上										
7時限 20:00 ～ 21:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
	演習室	特別研究	8	2	鈴木啓子・鬼頭和子	看研5	専門演習	4	1	玉井 なおみ					
	看研15	臨床看護学特論Ⅰ(公衆衛生看護学領域)	2	1	田場真由美・本村純	新研426	特別研究	8	2	木村 安貴					

大学院設置基準第14条に基づく社会人を対象とした時間割(仮編成)

【後学期】社会人学生 月曜日～水曜日

大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)の社会人学生の事情を考慮して、夜間に授業を配置する場合の時間割(仮編成)である。

- ※1. 博士後期課程においては、3学年がそろそろ令和6年時間割を仮編成した。
- ※2. 修士課程においては、令和2年度時間割の実績とした。
- ※3. 各学年の社会人入学者は、各1名仮定した。
- ※4. 博士後期課程の共通科目「生体環境看護科学特論(1年次配当)」、「沖縄の保健看護政策特論(1年次配当)」(いずれも後学期開講)は、選択科目として開講する。
- ※5. 博士後期課程の1年次配当科目である専門科目(修了要件:1科目2単位、すべて通年開講)は、1科目(学生1名×1科目)を開講すると仮定した。＜前学期と同じ＞
- ※6. 博士後期課程の各年次配当科目である研究指導科目(通年開講)「看護学特別研究」は、必修科目として各年次1クラス(学生定員分)を開講する。＜前学期と同じ＞
- ※7. …白枠の授業科目は、修士課程の授業科目を示す。
- ※8. …網掛枠の授業科目は、博士後期課程の授業科目を示す。

	月曜日					火曜日					水曜日				
	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員
1時限 8:45 ～ 10:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
2時限 10:30 ～ 12:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
3時限 13:00 ～ 14:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
4時限 14:45 ～ 16:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
5時限 16:30 ～ 18:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
6時限 18:15 ～ 19:45	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	看護理論	2	1	オムニバス
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	生体環境看護科学特論(選択)	2	博1	小西・玉井・木村・花城・砂川・小坂橋	講義室2(博士後期課程)				
	研407	臨床看護学特論Ⅱ(病態生理学領域)	2	1	花城 和彦	講義室4	看護管理学	2	1	横川 裕美子					
7時限 20:00 ～ 21:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	健康栄養学	2	1	奥本正
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	専門科目	2	博1通	研究指導教員(専門)	講義室2(博士後期課程)	沖縄の保健看護政策特論(選択)	2	博1	宇座・田場・花城・波照間
	研407	専門演習	4	1	花城 和彦	研407	病態生理学	2	1	花城 和彦					

【後学期】木曜日～土曜日

	木曜日					金曜日					土曜日				
	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員	教室	授業科目	単位数	履修年次	担当教員
1時限 8:45 ～ 10:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
2時限 10:30 ～ 12:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員
3時限 13:00 ～ 14:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員
4時限 14:45 ～ 16:15	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員
5時限 16:30 ～ 18:00	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
6時限 18:15 ～ 19:45	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	臨床看護学特論Ⅱ(がん看護学領域)	2	1	玉井なおみ・木村安貴	講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(3年次)	2	博3通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(2年次)	2	博2通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)				
	看研15	専門演習	4	1	田場 真由美	看研15	臨床看護学特論Ⅱ(公衆衛生看護学領域)	2	1	田場 真由美					
	看研421	臨床看護学特論Ⅱ(高齢者看護学領域)	2	1	永田 美和子										
看研17	臨床看護学特論Ⅱ(精神看護学領域)	2	1	鈴木・鬼頭・村上											
7時限 20:00 ～ 21:30	講義室1(修士課程)					講義室1(修士課程)	専門演習	4	1	木村 安貴	講義室1(修士課程)				
	講義室2(博士後期課程)	看護学特別研究(1年次)	2	博1通	研究指導教員1	講義室2(博士後期課程)					講義室2(博士後期課程)				
	看研17	専門演習	4	1	鈴木 啓子	新研419	特別研究	8	2	島田 友子					
	新研426	特別研究	8	2	木村 安貴	看研5	特別研究	8	2	玉井 なおみ					
看研421	専門演習	4	1	永田 美和子											

第1条 ～ 第18条 省略

(定年による退職)

第19条 職員の定年は、次のとおりとする。ただし、退職の時期は当該年度の末とする。

(1) 教育職員 65歳

(2) 事務職員 60歳

2 前項の規定により定年退職した者のうち、理事長が特に必要と認める者については、特任教職員として再雇用することがある。

3 特任教職員に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

第20条～第80条 省略

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月3日)

この規則は、平成23年6月3日から施行する。ただし、改正後の第27条、第70条、第71条及び第72条については、平成23年4月1日から施行し、第46条については、平成23年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年9月27日)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

資料 23

公立大学法人名桜大学特任教職員規程

(平成22年4月1日制定)

(定義)

第1条 この規程で、「特任教職員」とは、本法人及びそれ以外の職場で定年となった者で、本法人に採用される教員及び職員をいう。

2 特任教職員のうち、教員にあつては「特任教員」、事務職員にあつては「特任職員」という。

(任用目的)

第2条 特任教職員は、本法人における教育研究活動の活性化及び円滑な大学運営を図るため任用する。

(任用)

第3条 特任教職員の任用は、定年に達した者で法人の余人を持って代え難く、本法人の運営上、特に必要と認められる者について理事長が行う。

2 前項の「法人の余人を持って代え難く、本法人の運営上、特に必要と認められる者」としての特任教員とは、新学部・学科等の新設に不可欠の者、または、定年退職に伴い公募を行ったが採用者がいなかった場合をいう。

3 学長は、特任教員の任用に当たっては、教授会の議を経て理事長に推薦するものとする。

4 特任教員の任用は、教授、准教授、講師として任用する。

(任用期間)

第4条 前条第1項の規定により任用される期間は、1年とし、更新を妨げない。ただし、特任教員にあつては70歳、特任職員にあつては65歳を超えて更新することはできない。

2 前項の規定に拘らず、新学部学科等の新設、教員免許申請等と関連する場合等、大学運営で引き続き任用を必要とし、かつ、理事長が認めた場合はこの限りではない。

(退任)

第5条 特任教職員が前条の年齢に達したときは、その年度末をもって退任する。

(給与)

第6条 特任教職員の給与は、下記のとおりとする。

(1) 特任教員の俸給月額は、300,000円とする。

(2) 特任職員の俸給月額は、250,000円とする。

(3) 諸手当については、専任職員に準ずる。

(部局長等)

第7条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、特任教職員で学群長、学部長、附属図書館長、総合研究所長、研究科長及び事務局長となる者の俸給月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学群長、学部長の俸給月額は、400,000円とする。

(2) 附属図書館長、総合研究所長、研究科長の俸給月額は、330,000円とする。

(3) 事務局長の俸給月額は、330,000円とする。

(退職手当)

第8条 特任教職員の退職手当については、公立大学法人名桜大学就業規則第36条の規定を準用する。

(規則の適用)

第9条 特任教職員には、法人の定める就業規則その他の規定を準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月21日から施行する。

名桜大学における試行的サバティカル制度実施要綱

1. 試行的サバティカルの定義

公立大学法人名桜大学に勤務する専任教員の教育及び研究等の能力を向上させることを目的として、教育、校務及び地域連携活動に係る職務の全部又は一部を一定期間免除し、①国内の教育研究機関等における自らの研究、②学内施設を利用しつつ研究、論文・著書等の執筆に専念させるために「試行的サバティカル制度」を実施する。

なお、試行的サバティカルは、国内研究機関等で実施する（Ⅰ型：研究発展型）と学内施設等で研究、論文・著書の執筆を行う（Ⅱ型：研究集約型）の2種類の方法で行う。

実施時期は、国際学群、人間健康学部及びリベラルアーツ機構等のカリキュラム運営に支障が生じない長期休暇期間（夏季・春季）とする。

2. 資格

- (1) 教員（原則として任期無し。特任教員は除く。）は、教員として採用された日から継続して5年以上勤務した場合、「試行的サバティカル制度」を利用することができる。
- (2) 公立大学法人名桜大学就業規則第27条及び公立大学法人名桜大学特別調整額支給規程に定める特別調整額が支給されている者は、「試行的サバティカル制度」の利用資格を有しない。但し、所属部門（学系又は学科等）の審議を経て、所属部門長の推薦を得た者は、「試行的サバティカル制度」の利用資格を有する者として扱う。

3. 予算

300,000 円×7名=2,100,000 円

4. 期間

次のとおりとする。（令和2年度春季～令和3年度夏季）

春季試行的サバティカル制度申請期限：令和2年12月4日（金）

夏季試行的サバティカル制度申請期限：令和3年6月初旬

10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
募集通知（春季）		申請期限（二カ月前）	準備期間	試行的サバティカル制度実施期間	◎春季休業期間	募集通知（夏季）		申請期限（二カ月前）	準備期間	試行的サバティカル制度実施期間	◎夏季休業期間	

5. 手続き

所属部門の長（学群、学部、機構）が、試行的サバティカル制度申請候補者を決定し、申請候補者が、申請書（別紙様式第1号）、研究活動計画書（別紙様式第2号）及び推薦書（別紙様式第3号）を学長に提出する。企画戦略会議及び教育研究審議会において審議の上、試行的サバティカル制度利用者を決定する。

6. 選考基準

試行的サバティカル申請者が複数の場合は、以下の基準を参考に選考を行う。

- (1) 申請書提出年度の個人調書、研究教育業績書の内容
- (2) 在職期間
- (3) その他の申請書の内容に応じて判断する。

7. 制限

- (1) 選定人数は、本試行制度期間で7名程度とする。（国際学群3名、人間健康学部3名、リベラルアーツ機構から1名）

8. 給与

理事長は、試行的サバティカル期間中の教員に対し、通常の労働したものとみなし、「公立大学法人名桜大学就業規則」に定める基本給及び諸手当（但し、通勤手当は除く場合がある）を支払う。

9. 職務の免除

試行的サバティカル期間中の職務は、免除できる。但し、所属機関との調整により、一部の職務を担当することができる。

10. 義務

試行的サバティカル期間終了後における義務は、次のとおりとする。

- (1) 試行的サバティカル終了後、直ちに通常の職務に復帰すること。
- (2) 復帰後、1ヵ月以内に試行的サバティカル実績報告書（別紙様式第4号）を提出する。
- (3) 復帰後、2年以内に学術論文等に研究成果を発表し、その内容を学長へ報告する。

11. 庶務

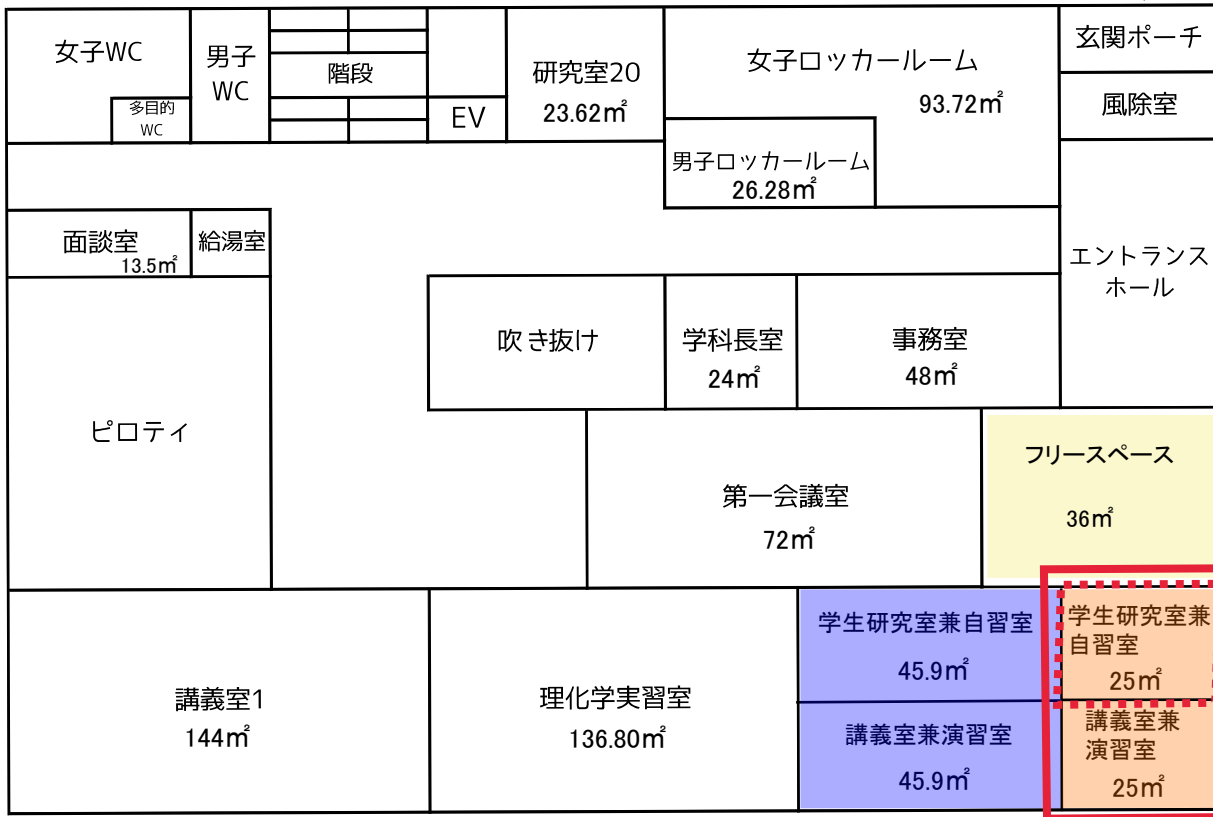
試行的サバティカル制度の運用については、総務企画部において処理する。

12. 運用の決裁

試行的サバティカル制度の運用については、企画戦略会議、教育研究審議会の議を経て理事長の決裁により実施する。

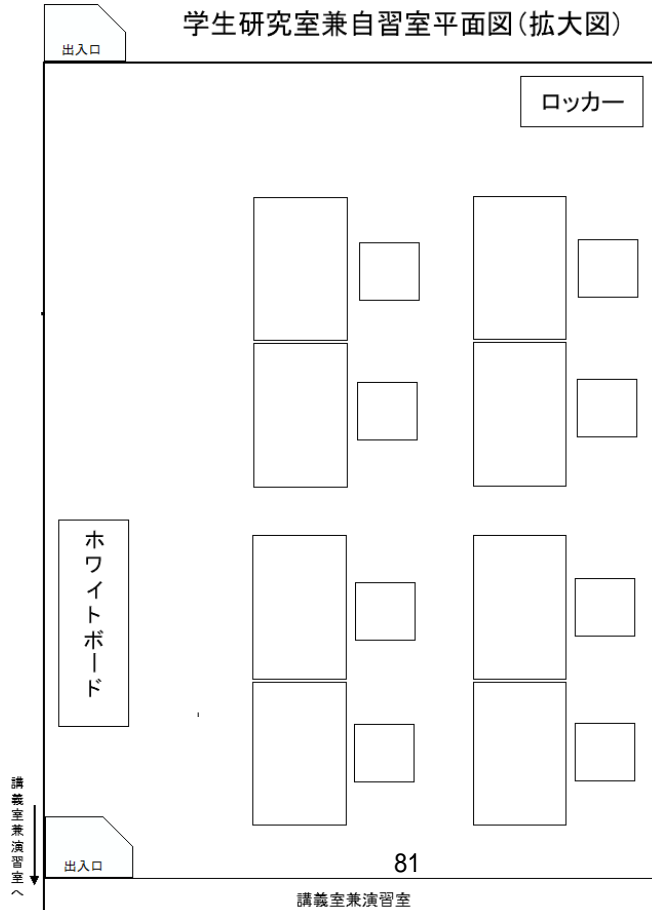
看護学科棟1階(大学院看護学研究科施設)平面図

1 F



- 看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)の専用部分
- 看護学研究科看護学専攻(修士課程)の専用部
- 看護学研究科看護学専攻(修士課程)と看護学研究科看護学専攻(博士後期課程)の共用部分
- 学部(人間健康学部看護学科)の専用部分

学生研究室兼自習室平面図(拡大図)



名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会規程（案）

（令和 年 月 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、名桜大学大学院学則第 1 1 条第 2 項に基づき、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会（以下「博士前期課程委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 博士前期課程委員会は、看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の専任の教授をもって組織する。

2 博士前期課程委員会が必要と認めたときは、専任の上級准教授、准教授及び助教を博士前期課程委員会の委員とすることができる。

（審議事項）

第 3 条 博士前期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 教育課程の編成に関すること。
 - (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
 - (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 博士前期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- (1) 履修方法に関すること。
 - (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
 - (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
 - (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
 - (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
 - (6) その他研究科に関すること。

（博士前期課程委員会の招集及び議長）

第 4 条 研究科長（博士前期課程）は、博士前期課程委員会を招集し、その議長となる。

- 2 博士前期課程委員会は、原則として毎月 1 回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。
- 3 研究科長（博士前期課程）は、博士前期課程委員会委員の 3 分の 1 以上の者から特定の事項を議題とする博士前期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。
- 4 研究科長（博士前期課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（博士前期課程）が指名した者が職務を代行する。

(議事)

第5条 博士前期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

2 博士前期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士前期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 博士前期課程委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(博士前期課程委員会の議事録)

第7条 博士前期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けのものとする。

(庶務)

第8条 博士前期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

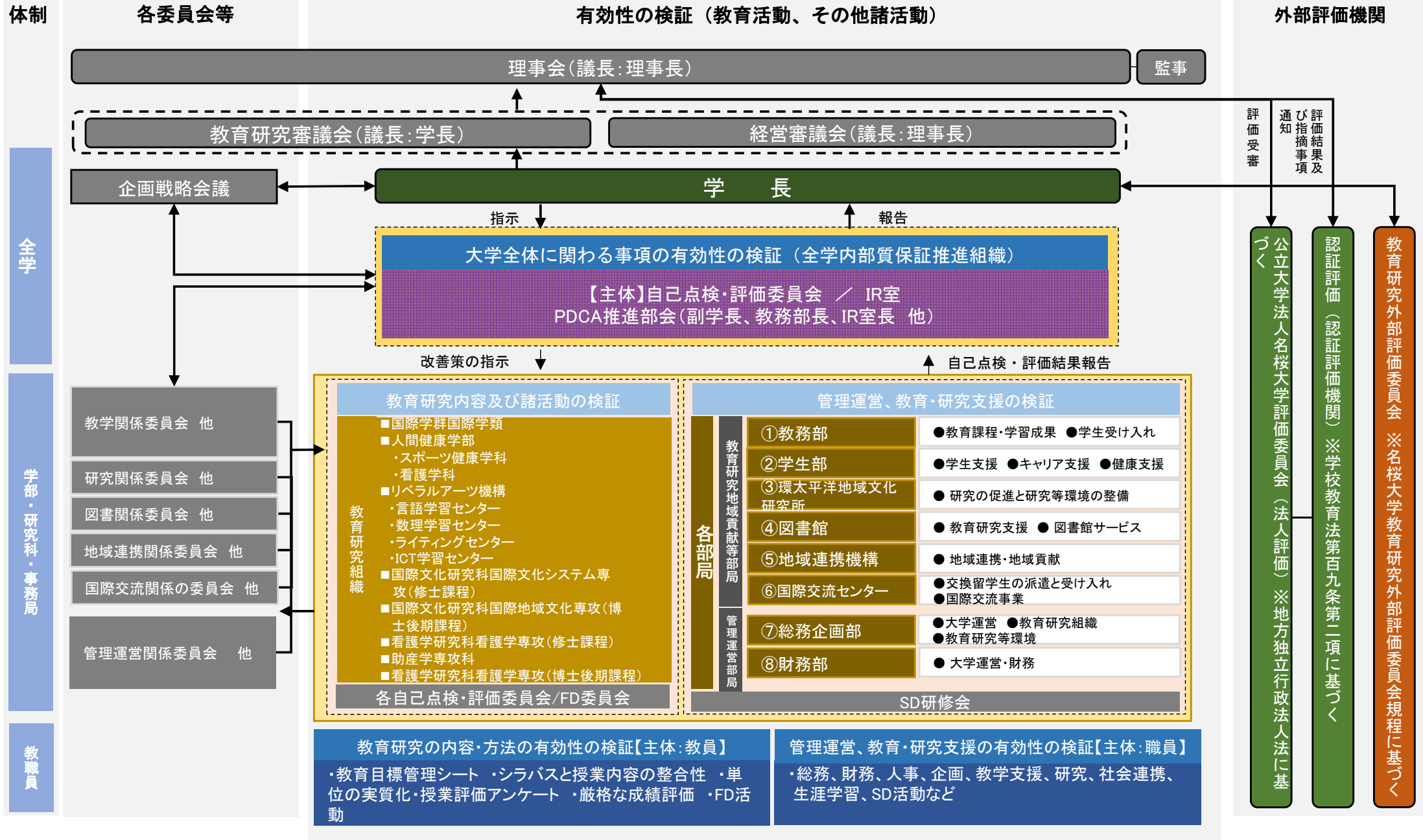
(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、博士前期課程の運営に関し、必要な事項は博士前期課程委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。



※全学内部質保証推進組織＝全学的な自己点検・評価活動の全体方針策定、マネジメント、効果検証を行う。
 ※自己点検・評価実施主体＝部局等のレベルごとにそれぞれ自己点検・評価を実施する。

FD・SDの活動

令和2年度

FD活動

No	研修名	日時・場所	参加対象	研修内容
1	令和2年度名桜大学第1回FD研修会	日時: 令和2年4月9日(木) 場所: 学生会館SAKURAUM 3F 大講義室A・B	本学専任教職員、 非常勤講師	名桜大学情報セキュリティポリシー、ICTを用いた遠隔授業の実施方法について
2	令和2年度名桜大学第2回FD研修会	日時: 令和2年5月29日(金) 場所: 学生会館SAKURAUM 3F 大講義室A・B及びオンライン	本学専任教職員、 非常勤講師	ICTを用いた遠隔授業の振り返り、遠隔授業の実施方法の改善策について
3	令和2年度名桜大学第3回FD研修会	日時: 令和2年9月30日(水) 場所: 学生会館SAKURAUM 3F 大講義室B及びオンライン	本学専任教職員、 非常勤講師	科研費申請書等に関する総論及び個別申請書公開添削
4	令和2年度名桜大学第4回FD研修会	日時: 令和2年10月30日(金) 場所: 学生会館SAKURAUM 4F 大講義室B及びオンライン	本学専任教職員、 非常勤講師	合理的配慮を要する学生の支援について ～具体的事例をととした配慮の方法～
5	令和2年度名桜大学第5回FD研修会	日時: 令和2年1月29日(金) 場所: オンライン	本学専任教職員、 非常勤講師	「ICTを活用した授業及びアカデミックアドバイザーの現状について」
6	令和2年度名桜大学第6回FD研修会	日時: 令和3年2月8日(月) 場所: オンライン	本学専任教職員、 非常勤講師	沖縄で創作すること

SD活動

No	テーマ等	日時・場所	参加対象	研修内容
1	令和2年度名桜大学第1回SD研修会	日時: 令和2年10月30日(金) 場所: 学生会館SAKURAUM 4F 大講義室B及びオンライン	本学専任教職員、 非常勤講師、事務職員	合理的配慮を要する学生の支援について ～具体的事例をととした配慮の方法～
2	令和2年度公立大学法人会計研修会	日時: 令和2年11月24日(火) 場所: 環太平洋地域文化研究所 研修会議室	事務職員	決算書の読み方

FD・SD活動

No	テーマ等	日時・場所	参加対象	研修内容
1	令和2年度名桜大学第1回FD・SD共同研修会	日時: 令和2年10月30日(金) 場所: 学生会館SAKURAUM 4F 大講義室B及びオンライン	本学専任教職員、 非常勤講師、事務職員	合理的配慮を要する学生の支援について ～具体的事例をととした配慮の方法～

看護学科FD活動(学内研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時: 令和2年9月10日(木) 場所: オンライン	テーマ: 第1回 カリキュラム改正に関する学習会	22名
2	日時: 令和2年11月11日(水) 場所: オンライン	テーマ: 第2回 カリキュラム改正に関する学習会 —キャリアアップセミナー(仮称)科目化について、語ろう!—	23名
3	日時: 令和3年3月8日(月) 場所: オンラインと対面	テーマ: 第3回カリキュラム改正に関する学習会 —キャリアデザイン(仮称)科目シラバス(WG案)について、語ろう!—	

看護学研究科FD活動(学内研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時: 令和3年2月26日(金) 場所: オンラインと講義室1	修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(M-GTA)の基本特性と分析技法	

令和元年度

FD活動

No	研修名	日時・場所	参加対象	研修内容
1	令和元年度名桜大学第1回FD研修会	日時: 令和元年5月29日(水) 場所: 学生会館SAKURAUUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、非常勤講師	名桜大学情報セキュリティポリシー、ICTの活用について
2	令和元年度名桜大学第2回FD研修会	日時: 令和元年7月26日(金) 場所: 環太平洋地域文化研究所・研修会議室	本学専任教職員、非常勤講師	科研費の採択なくして大学運営なしの時代を迎えて
3	令和元年度名桜大学第3回FD研修会	日時: 令和元年10月30日(水) 場所: 学生会館SAKURAUUM 3F・大講義室B	本学専任教職員、非常勤講師	事例に学ぶ障がい学生支援～発達障がい学生支援を中心に～
4	令和元年度名桜大学第4回FD研修会	日時: 令和元年11月28日(木) 場所: 学生会館SAKURAUUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、非常勤講師	アカデミックアドバイザーとしての指導教員のあり方～学生との接し方と課題～
5	令和元年度名桜大学第5回FD研修会	日時: 令和2年1月29日(水) 場所: 学生会館SAKURAUUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、非常勤講師	入学前教育の実践とその課題について
6	令和元年度名桜大学第6回FD研修会	日時: 令和2年2月13日(木) 場所: 学生会館SAKURAUUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、非常勤講師	アメリカの大学における学者・研究者のあり方

SD活動

No	テーマ等	日時・場所	参加対象	研修内容
1	契約書作成研修	日時: 令和元年5月27日(月) 場所: 環太平洋地域文化研究所	係長以上、教職員	1. 「契約の総論」第1部 2. 「契約の総論」第2部
2	大学職員に求められる知識・能力について	日時: 令和元年5月31日(金) 場所: 環太平洋地域文化研究所	教職員	講話「大学職員に求められる知識・能力について—教職協働の観点から琉球大学の事例を交えながら—」
3	沖縄県公立大学運営事務研究会	日時: 令和元年9月3日(水) 場所: 沖縄県立看護大学	関連職員	マインドフルネスについて

No	テーマ等	日時・場所	参加対象	研修内容
4	公立大学法人等運営事務研究会	日時: 令和元年9月9日～10日 場所: 高知工科大学	関連職員	話題提供①「設置者から見る公立大学」 話題提供②「文部科学省から見る公立大学」 話題提供③「公立大学協会から見る公立大学」
5	契約書作成の基礎と実務	日時: 令和元年10月23日(水) 場所: 環太平洋地域文化研究所	事務職員	1. 「契約書作成の基礎と実務」第1部 2. 「契約作成の基礎と実務」第2部
6	事例に学ぶ障がい学生支援 (FD・SD合同研修)	日時: 令和元年10月30日(水) 場所: 学生会館SAKURAUM 3階大講義室B	専任教職員	講話「事例に学ぶ学生支援～発達障がい学生支援を中心に～」
7	令和元年度名桜大学事務職員研修会	日時: 令和元年11月1日(金) 場所: 本部棟4階第一会議室	①全事務職員 ②若手・中堅職員	① 講話「外部資金と大学—不正防止の視点を身につける—」 ② 講話・ワーク「協働できる職員—課題解決スキルを中心に—」
8	公立大学法人会計研修会	日時: 令和元年11月14日 場所: 本部棟4階第一会議室	教職員	1. 決算書の読み方 2. 消費税軽減税率—注意点の確認—、源泉所得税 (給与・報酬の注意点)

FD・SD活動

No	テーマ等	日時・場所	参加対象	研修内容
1	令和元年度名桜大学第3回FD研修会	日時: 令和元年10月30日(水) 場所: 学生会館SAKURAUM 3F・大講義室B	本学専任教職員、非常勤講師	事例に学ぶ障がい学生支援～発達障がい学生支援を中心に～
2	令和元年度認証評価実務説明会について	日時: 令和元年11月8日(金) 場所: 環太平洋地域文化研究所研修会議室	自己点検・評価委員会委員、各部長(参与)、課長(主幹)、係長	大学教育質保証・評価センターの認証評価について

看護学科FD活動(学内研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時: 令和元年9月17日(火) 場所: 講義室5	テーマ「個人情報保護から考える実習記録の取り扱い」	35名
2	日時: 令和元年9月19日(木) 場所: サクラウム6階スカイホールA	テーマ「看護学生 セキュリティーワークショップ」	教員21名 3年次学生86名
3	日時: 令和2年3月4日(水) 場所: 講義室3	1) 看護学科FD研修会派遣報告者(2名) □テーマ: 研修名: 助産師教育ファーストステージ研修 助産師教育課程「カリキュラム編成に活かす効果的教育課程の展開」 □テーマ: 研修名: 助産師教育ファーストステージ研修 助産師教育実習「助産教育における効果的なOSCE報告」 2) 看護学研究科FD派遣(1名) □テーマ: 「ケアの意味をみつめる事例研究セミナー」	教員

看護学研究科FD活動(学内研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:令和元年12月11日	「わかやまヘルスプロモーションスタディ —アルコール感受性遺伝子と健康—」	27名

令和元年度 看護学研究科FD活動(学外研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:令和元年7月27日	「ケアの意味をみつめる事例研究セミナー」研修会	1名

平成30年度

FD活動

No	研修名	日時・場所	参加対象	研修内容
1	平成30年度第1回名桜大学FD研修会	日時:平成30年5月30日(水) 場所:学生会館SAKURAUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、 非常勤講師	FD関連学外研修報告、新シラバス作成ガイドライン導入後の現状と課題、オフィスアワーについて
2	平成30年度第2回名桜大学FD研修会	日時:平成30年8月29日(水) 場所:学生会館SAKURAUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、 非常勤講師	FD関連学外研修報告、卒業研究ルーブリック評価について
3	平成30年度第3回名桜大学FD研修会	日時:平成30年10月31日(水) 場所:学生会館SAKURAUM 3F・ 大講義室B	本学専任教職員、 非常勤講師	FD関連学外研修報告2件、平成29年度後学期アクティブラーニングに関する教員対象調査について、アクティブラーニングの授業紹介について
4	平成30年度第4回名桜大学FD研修会	日時:平成31年3月27日(水) 場所:学生会館SAKURAUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、 非常勤講師	京都FDフォーラム報告会、名桜大学アセスメントポリシーとIR室について

SD活動

No	テーマ等	日時・場所	参加対象	研修内容
1	事例から学ぶ業務文書等作成の注意点について	日時:平成30年7月30日(金) 場所:総合研究所	全事務職員	事例から学ぶ業務文書等作成の注意点について
2	沖縄県公立大学運営事務研究会	日時:平成30年8月7日(火) 場所:沖縄県立芸術大学	関連職員	成果の出る会議の進め方～ファシリテーションの活用による協働の職場づくり～
3	大学人としてのレベルアップ～大学組織、法規・政策の観点から～	日時:平成30年10月26日(金) 場所:総合研究所	全事務職員(主に0～10年目)	1. 大学組織について 2. 法規と政策の基礎
4	教務事務セミナー	日時:平成30年10月26日(金) 場所:総合研究所	教務課職員中心	教務事務セミナー
5	公立大学法人等運営事務研究会	日時:平成30年11月19日～20日 場所:山陽小野田市立山口東京理科大学	関連職員(5名)	講演「公立大学の課題と将来構想」分科会(第1部)グループワーク

No	テーマ等	日時・場所	参加対象	研修内容
6	公立大学法人会計研修会	日時:平成30年11月22日 場所:本部棟4階第一会議室	教職員	1. 決算書の読み方 2. 地独法改正内容及び会計に関するトピックス等 3. 消費税の増税に伴う留意点
7	3つのポリシーの実質化について	日時:平成30年11月29日(木) 場所:総合研究所	全教職員	3つのポリシーの実質化について
8	関西国際大学におけるIR事例について	日時:平成30年11月29日(木) 場所:総合研究所	全教職員	関西国際大学におけるIR事例について
9	高等教育政策の動向について(高等教育の将来像、高大接続・入試改革等などを中心として)	日時:平成30年12月3日(月) 場所:総合研究所	全教職員	高等教育政策の動向について(高等教育の将来像、高大接続・入試改革等などを中心として)
10	事例に学ぶ障害学生支援～聴覚障害学生支援を中心に～	日時:平成31年2月8日(金) 場所:学生会館SAKURAUM 3階大講義室B	教職員	事例に学ぶ障害学生支援～聴覚障害学生支援を中心に～
11	規程等の作成について	日時:平成31年2月22日(金) 場所:総合研究所	教職員	事例から学ぶ規程作成の注意点について
12	公立大学職員に求められるもの	日時:平成31年2月28日(木)	教職員	公立大学職員に求められるもの

看護学科FD活動(学内研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:平成30年7月25日(水) 場所:講義室5	テーマ:「国際看護・保健分野における実践、研究活動とキャリアの形成」 【ランチ・ミーティング】 内容:気軽に国際看護・保健分野について梶さんと語ろう! 【特別講演】 内容: ①学生時代からこれまでの実践・研究活動や進学、キャリアアップについて ②教員から学生への支援の在り方 ③国際協力活動などを希望している学生たちへのメッセージ	27名
2	日時:平成30年12月25日(火) 場所:講義室3	①日本看護学教育評価機構設立記念講演会のWeb視聴 ②照林社看護セミナー伝達講習	21名

看護学科FD活動(学外研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:平成30年7月22日(日)	照林社看護教員実力アップセミナー テーマ:「学生が伸びる!夢中になる!授業・実習の つくりかた」	2名
2	日時:平成31年3月2日(土)~3日 (日)	大学コンソーシアム第24回京都FDフォーラム派遣 テーマ:大学におけるダイバーシティ シンポジウム①:大学に集う人々の多様性に向 き合うか シンポジウム②:社会人の「学び直し」と大学教育 第8分科会:セクシュアル・マイノリティ学生にやさしい 大学づくり 第11分科会:アクティブ・ラーニングを推進するための 検討会—小・中学校で行われている授業体験と大学 における主体的・協働的な授業—	2名

平成30年度 看護学研究科FD活動(学内研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:平成30年10月5日	終末期ケアのあり方と死生観 ~日本とスイスの違い~	台風のため中止
2	日時:平成31年2月19日	看護研究倫理の考え方と倫理審査	40名

平成30年度 看護学研究科FD活動(学外研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:平成31年2月10日	遺伝看護記念講演会	1名
2	日時:平成31年2月22日	第5回看護理工学入門セミナー	1名

平成29年度

FD活動

No	研修名	日時・場所	参加対象	研修内容
1	平成29年度第2回名桜大学FD 研修会	日時:平成29年5月31日(水) 場所:学生会館SAKURAUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、 非常勤講師	大学の教育力を発信する~ 教養教育改革と現代社会~
2	平成29年度第3回名桜大学FD 研修会	日時:平成29年8月28日(月) 場所:学生会館SAKURAUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、 非常勤講師	①名桜大学情報セキュリティ ポリシーについて ②シラバス作成のための新 しいガイドラインについて— 充実したシラバス作成に向 けて—
3	平成29年度第4回名桜大学FD 研修会	日時:平成29年11月29日(水) 場所:名桜大学 講義棟1階 108 教室	本学専任教職員、 非常勤講師	アクティブラーニングおよび ICTの活用状況と今後の導 入に向けて
4	平成29年度第5回名桜大学FD 研修会	日時:平成30年1月31日(水) 場所:学生会館SAKURAUM 3F 大講義室B	本学専任教職員、 非常勤講師	卒業研究ルーブリック(評価 基準)について

SD活動

No	テーマ等	日時・場所	参加対象	研修内容
1	大学職員に求めるもの	日時:平成29年7月27日(木) 場所:学生会館SAKURAUM 3階 大講義室B	全教職員	講話:大学職員に求めるもの～大学設置基準等の改正(中教審第200号答申関連・教員と事務職員等の連携及び協働)に係る中央教育審議会の議論より～ パネルディスカッション:大学職員に求めるもの
2	日常業務における文章等の作成について	日時:平成29年8月10日(木) 場所:総合研究所	専任職員	日常業務における文章等の作成について
3	沖縄県公立大学運営事務研究会	日時:平成29年8月18日(金) 場所:沖縄県立看護大学	関連職員	1. 開会の挨拶 2. 自己紹介(参加者全員) 3. 議題の検討 4. 意見交換 5. 施設見学
4	事務職員英語力向上研修	日時:後学期毎週水曜日 場所:本部棟3階第二会議室	希望職員	英語検定3～4級程度(基本的な日常会話)全13回
5	高大接続改革・再考研修会	日時:平成29年11月2日(木) 場所:学生会館SAKURAUM 3階 大講義室B	全教職員	高大接続改革・再考について
6	決裁について	日時:平成29年11月2日(木) 場所:総合研究所	専任職員	決裁について
7	公立大学法人等運営事務研究会	日時:平成29年11月27日～28日 場所:静岡文化芸術大学	関連職員	・講演「公立大学の現状と課題」 ・テーマ別発表 分科会
8	沖縄県公立大学運営事務研究会	日時:平成29年12月12日(金) 場所:学生会館SAKURAUM 6階 スカイホール	専任職員	・若手職員によるプレゼンテーション ・グループディスカッション(SD研修、法人化、施設管理運営)
9	セクシュアリティの基礎的な知識とLGBTがおかれた状況	日時:平成30年1月29日(月) 場所:看護棟講義室①	教職員他	セクシュアリティの基礎的な知識とLGBTがおかれた状況
10	S.W.O.T分析の必要性 ～自法人の「強み、弱み、チャンスそして脅威」を知れば、こわいもの無し～	日時:平成30年2月5日(月) 場所:総合研究所	専任教職員	S.W.O.T分析の必要性 ～自法人の「強み、弱み、チャンスそして脅威」を知れば、こわいもの無し～
11	公立大学法人会計研修会	日時:平成30年2月26日 場所:本部棟4階第一会議室	教職員	1. 不正経理防止 2. 決算書の読み方 3. 地独法改正内容及び会計に関するトピック
12	震災後の大学の教育の復興について	日時:平成30年3月6日(火) 場所:総合研究所	専任職員	震災後の大学の教育の復興について

看護学科FD活動(学内研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:平成29年9月12日(火) 場所:講義室5	テーマ:「倫理的感受性を育む!～倫理を育む環境について、ともに考えよう～」 第1部 公開講演会 第2部 相談会	30名
2	日時:平成30年3月12日(月) 場所:講義室3	テーマ:『看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～』、『看護学士課程におけるコンピテンシーと卒業時到達目標(案)』の概要理解、京都FDフォーラム参加教員による伝達研修	26名

看護学科FD活動(学外研修会)

No	日時・場所	FD活動	参加人数
1	日時:平成29年12月3日(日)	看護国際フォーラム派遣 テーマ:看護実践における日常的な倫理を問う	1名
2	日時:平成30年2月3日(土)	平成29年度 日本在宅ケア学会 学会活動推進委員会 企画講座への派遣 テーマ:①「認知症者の『食べること』のケア・支援方法」、②「『食べること』に関する訪問歯科医の立場からの支援方法」	1名
3	日時:平成30年3月3日(土)～4日(日)	大学コンソーシアム京都フォーラム派遣 テーマ:FDのこれまでと、これから～多様な角度からFDについて考える～ 第1分科会:学生ファシリテーター/スチューデント・アシスタント協働型の授業と学び場づくり:実践事例と将来像 第11分科会:学生のパフォーマンス評価を考える:工学教育と薬学教育を中心に	2名
4	日時:平成30年3月21日(水)	日総研セミナーへの派遣 テーマ:学ぶ側の「主体性」「満足度」「理解力」を引き上げる【講義テクニク】	1名

看護学研究科FD活動(学内研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:平成29年7月1日(土)	科研費の採択に向けた効果的なアプローチ	29名
2	日時:平成30年1月8日(月)	実践的な看護研究指導方法～つまづかない看護研究指導のコツを学ぼう～	34名

看護学研究科FD活動(学外研修会)

No	日時・場所	内容	参加人数
1	日時:平成29年7月16日(日)～17日(月)	第5回看護理工学入門セミナー	2名
2	日時:平成29年12月9日(土)～10日(日)	質的研究ソフト(Nvivo)ワークショップ	1名
3	日時:平成30年3月10日(土)	JANS セミナー 初めての論文投稿と査読対応の実際	1名